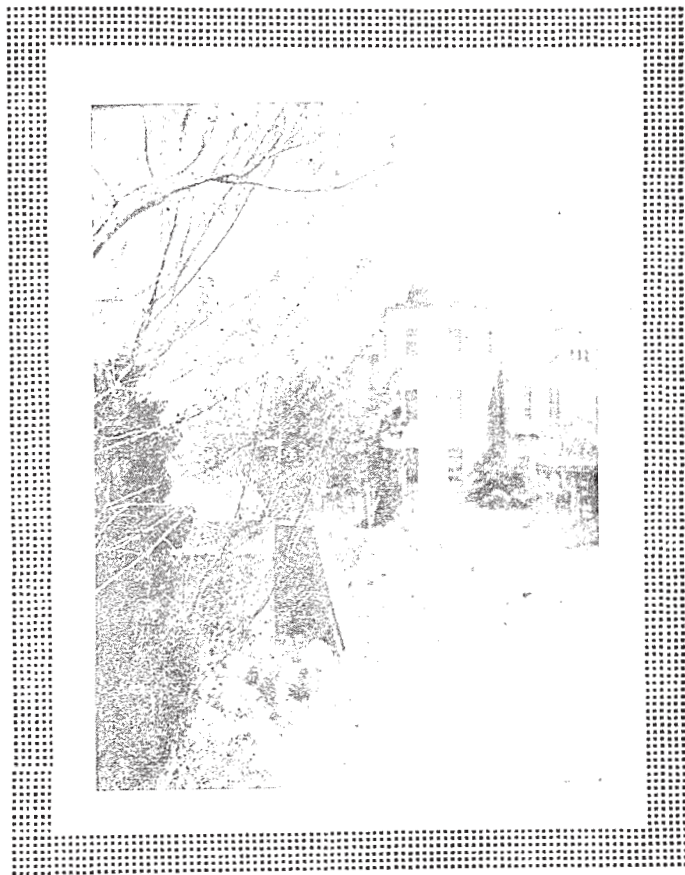


The Kansai University Bulletin

關西大學學報

昭和九年 第一百七十號 三月十五日發行



關西大學學報局

生 徒 募 集

募集人員 第一學年 約二百名

關西甲種商業學校

○願書受付 三月一日ヨリ三月二十五日マデ

○入學考査 三月二十六、七日

(昨年度ヨリ時勢ニ伴フ新施設トシテ支那語科ヲ開設セリ)

特 長 甲種認可 修業年限三年 夜間教授

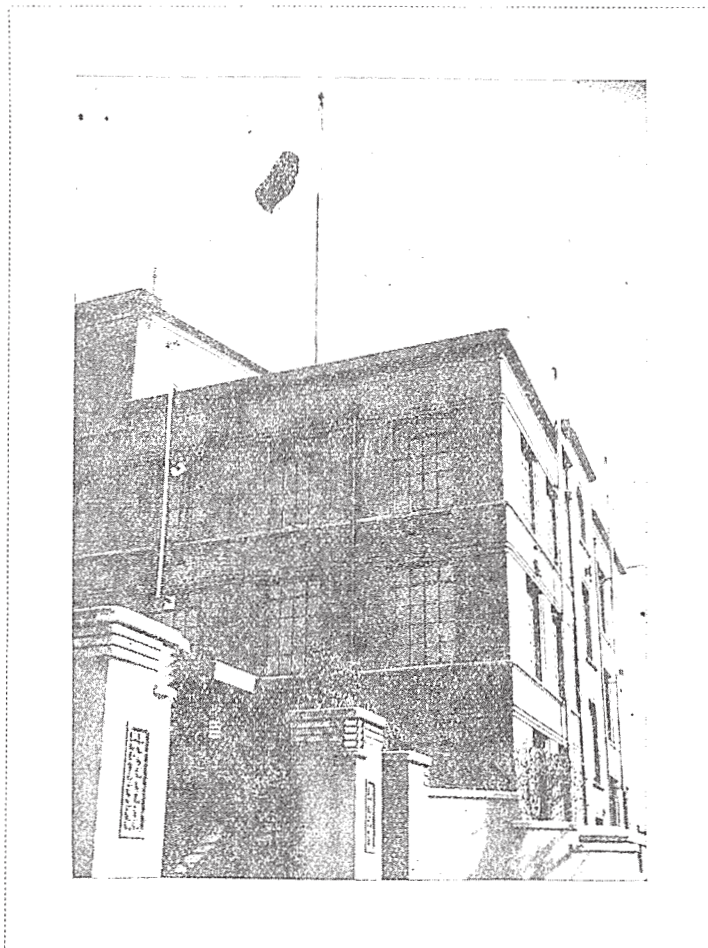
關西大學第一商業學校

○募集人員 第一學年 二百名

○願書受付 二月十日ヨリ三月二十二日マデ

○入學考査 三月二十四日又ハ二十五日

(シタレマ込申接直へ添ヲ料送ハ内案學入ルナ細詳モレ何)



關西大學學報 第百十七號

目次

社會學方法論の二傾向(二).....	(四)
教授 岩崎 卯一	
カルテル價格の變動.....	(一一)
助教授 磯部 喜一	
英國莊園經濟組織の特質(三).....	(二二)
助教授 矢口 孝次郎	
比律賓獨立問題.....	(三三)
助教授 中村 良之助	
シムムベエタアの動態經濟學.....	(三六)
講師 赤羽 豊治郎	
學内報.....	(四一)
校友彙報.....	(四二)
學生彙報.....	(四三)
學友會收支決算及豫算書.....	(四六)
滿洲國だより.....	(四九)
圖書館新着圖書一覽.....	(五一)

社會學方法論の

二傾向

——第二部「マンハイムと社會學方法論」——（其二）

教授 岩崎 卯一

四

マンハイムが米國型社會學に満足し得ざる理由の第二は、哲學若くは形而上學に對する不信に基き此國學者が理論構成を回避せんとする態度を採れることである。米國の若き社會學者の一部に社會學の發展段階を二期に分ち第一期を「哲學的」第二期を「科學的」と呼稱し而も米國社會學現時の主流を第二期の科學的段階なりと主張する者のあることは余が纏にハンキンズ Hankins の所論を引用して論證したる處である。然るに今マンハイムも亦此點に注意し、現代米國社會學者の言辭中に獨逸社會學の發達遅れ未だ哲學的段階に低迷せるに反し米國社會學は既に哲學的段階を通過し今や科學的段階に到着せるを以て前者が後者の域に達するには尙ほ若干の進歩を必要とす可しとの批評あるを取上げ、これに對し反駁を加へてゐる。マンハイムに據れば、米國社會學側より獨逸社會學側に下されたる右の如き批評若くは批難は「社會學の假面の下に形而上學的亂舞を恣にする多數

の獨逸著作家」many German authors who indulge in metaphysic escapades under the cover of sociology にこそ適合するも、若し米國社會學の側に於て哲學と科學との對立を餘りにも誇大に評價し、或は感覺を以て觸知し得る諸經驗の奥底にまで沈潜する事により、社會的歴史的現象に關する廣濶なる一體承を概記する總ての理論若くは總ての構成的なる臆説をも誹謗の意味を含めたる「哲學」の汚名を以て遇する事あらばそれは明に誤謬と斷せや否を得ぬ(Mannheim, *ibid.*, p. 277.) 此場合にもマンハイムは哲學と言ふ中に其性格及び價值に於て全く相反する二種類の存する事を指摘し、これ等兩者を哲學の名に一括して排斥する事の誤謬を米國人に教示してゐる。彼に據れば等しく哲學と稱せられるものの中にも思辨的なもの speculative と構成的なるもの constructive との二類型存し、思辨的なものは如何なる實驗的研究に對しても常に有害であり、これに反し構成的なるものは如何なる實驗的研究にも缺く可からざるものである。此處に彼の謂ふ思辨的なものとは机に凭れ天地間のあらゆる事物に就いて不規則にしてとりとめなき觀念を弄するものであり、構成的なるものとは現象自體に内在するも而も實在の個々の斷片を直接に觀察する事によりては到底見出し得ざる或構造を構成的想像力により樹立することを意味する(Mannheim, *ibid.*, p. 277.)。斯くの如き二類型の區別はマンハイムの説明を俟たずとも、歐洲社會學に通曉すると共に米國社會學の立場をも理解せる一米國學者ソロキン P. Sorokin により早くも明快に指摘されてゐる「吾人は社會哲學の思辨的體系に關し、社會現象の性質を深く洞察したる諸社會哲學を單なる「言語の裝ひ」Word-polishing に過ぎざる諸社會哲學より區別せねばならぬ。第一類型の思辨は最大の注意を惹く價值あるも第二類型の思辨は無視しても一向差支なご」(P. Sorokin, *Contemporary Sociological Theories*, 1928, p. xxii.)。更にマンハイムに據れば、米國社會學者と雖も其多數は理論構成の重要性を承認してゐる。然るに一度方法論の領域になると彼等は「一定方法論の

妥當性に就き何等正當なる見解を持つることなく、唯與へられたる方法に準據して機械的に作業することのみ主要關心が注がれてゐる。所謂經驗的社會學“*empirical sociology*”なるものの中最も價值ある標本に徴して考ふると、彼等の業作には現象的構造の内部に浸透して得たる理論的洞察の質に於て優越せんとする野心が何れにも不思議に缺如してゐる。これ等の業作は甚だ一面的なる或嚴密性の理想に違背せざる事を極力愛慎してゐる。極端に言へばこれ等の業作は嚴密たる事を第一義的目的となし諸事物に關する知識の獲得を僅に第二義的目的とせるやに思はれる。マンハイムは此弊害に對し『先づ眞に重要なる或事項に就ての知識を得べく求め然る後出来るだけ最高の嚴密度を保證する方法に就き苦心するのが、適によいと信する』と言つてゐる。(Mannheim, *ibid.*, p. 278)。

斯くて嚴密度への異常執心は、一面に於て哲學若くは形而上學の回避なる態度となりて示現するも、他面に於て自然科学の誘惑に屈從する態度をも生む。元より總ての社會現象を數量に還元して測定する事の不可能なるは何人と雖も等しく承認する所なるが、米國社會學者の大部分は數量的比例を以て其努力を傾倒すべき嚴密性の理想なるかの如く信じてゐる。此一般傾向に對してマンハイムは、嚴密性なる特殊の理想を採擇する前に先づ全力を擧げて研究すべき現象の特殊領域の性質を充分検討し之に最も適合する理想を選擇すべく考慮すべしと米國學者に警告してゐる。同じく嚴密性の理想と言ふも、解釋を主とする言語科學及び歴史科學の理想と、實驗心理學物理學其他の理想とは全く相異なるものである』(Mannheim, *ibid.*, p. 278) と彼は例示してゐる。余も亦マンハイムと共に、米國社會學が元來自然科学的傾向を帯び且最近に到り益々其傾向を増進せしめつつある事を認めざるを得ない。余は此處に其一例として三人の新進米國社會學者に依り編輯せられし『米國社會學に於ける諸傾向』(Trends in American Sociology, ed. by Lundberg, Bain and Anderson, 1929) を紹介しよう。此著は十人に依り執筆されたる十論

文を収録し、米國に於ける社會學の歴史的展望、米國社會學說の諸傾向、社會心理學に於ける諸傾向、文化の發展的研究、農村社會學の諸傾向、都市社會學の諸傾向、教育社會學、社會學及社會事業、應用社會學の諸傾向、社會學方法論の十問題を取扱へるも、其序文に於て編輯者は次の如き綜合的見解を開陳し『米國社會學の自然科学化傾向』を瞭然たらしめてゐる。今印象を強める爲に原語の儘引用せん。The amount of agreement among the contributors gave the editors a pleasant surprise and leads them to believe that the volume represents something of a consensus of the views of the rising generation of sociology. Especially are we pleased to note that the dominant note throughout the book is its emphasis upon the fact that social phenomena are natural phenomena, that sociology is a natural science, and hence must study human associational activities in the spirit and by the methods of natural science. We believe that this is becoming the outstanding characteristic of American sociology. (p. xi-xii). 斯くまで明白に社會現象を自然現象なりと認識し、社會學を自然科学の學的性格を有するものと斷定し、人間結合を自然科学の精神及方法により研究すべきことを主張し、此傾向を社會學に於ける新時代の一致せる見解なりと言ひ、最後に此傾向が米國社會學の主要特色なりと言へるが如き資料は、容易に他に求め得ないであらう。

次にマンハイムは學問研究に於て想像力が如何に必要なかを力説してゐる。彼に據ると米國社會學は極端に方法論を忌避する結果學問的感激及び發明の源泉を枯渇せしめつつあるやに思はれる。彼の謂ふ現實的想像は社會的實在の研究に不可欠なるものである。此處に彼の *realistic* と呼ぶ特種の想像力 *imagination* は假作物語を構想するものにあらずして、外見上聯絡なき諸事實を構造聯關の洞察力の手段に依り統一する際に役立つものであり、此洞察力こそは汎ゆる事實を更に最も偶發的事實をも其中に位置せしむる構造體制なるものを見る事を可能なら

しむる手段である。『科學の要求する他の諸資格と同じく、自己批判、方法の統制其他の「現實的想像力」 realistic imagination は、幾時代にも亘つて養成されねばならぬ』(Mannheim, *ibid.*, p. 278) とマンハイムは説教してゐる。然れ共此説教に對し余は次の如く評したい。即ち此處に彼の謂ふ「現實的想像力」 realistic imagination なる學問的賦性及び操作は、嚮に余の紹介せるクーレー Cooley が社會的現實の本質構造を其心理的基底に於て把握する爲に不可缺の手段なりとして重視したる「同情的想像」 sympathetic imagination なるものと全く同一なるものである。此一事を以てする獨逸社會學者マンハイムより説教を與へられつゝある米國社會學には、此説教の傾聴を必要とせざるのみか寧ろ此説教の返上を取てし得る先輩社會學者並に學風の存在せる事を立證し得るのである。

マンハイムは次に獨逸の學問界を支配せる極端なる哲學的傳統に言及し、若し哲學的傳統にして現實を無視して只管思辨にのみ没頭せば斯かる傳統の有害なるは論を俟たざる所なるのみならず此弊害の獨逸學界の一部に残存する事をも認むるに吝ならざるも哲學的訓練にして現實的諸事物の知識に對する願望を充分に取入れて施される場合には學問研究上偉大なる効果の存する事を再び主張してゐる。哲學的訓練は觀念遊戲の如き邪道に陥らざる限り理論化並に體系樹立等學問構成に必要な能力を増大する「現實的想像力」にまで發展するものである。されど斯かる哲學的訓練は一時代に其完成を得る事難く數時代に亘つて保持されたる後に始て其眞價を發揮する。一度此種の哲學的傳統確立せばこれに基く學問的操作は諸事物間に存する連繫を認識する能力を増大し且全體としての社會過程に就ての包括的見解を發展せしむると共に、仕事の分擔に於て仕上げ得られる孤立散在的諸事實の單なる隔離的取扱を避けしめる。廣汎なる觀察は社會の全體を覆ふ廣大なる理論の構造内に汎ゆる事實の位置を見出さしむるものである。(Mannheim, *ibid.*, p. 278)。

マンハイムは最後に米國社會學の哲學的若くば形而上學的研究態度に對する不信及び理論構成回避を決論的に批判する爲に實證主義精神なるものの本質に觸れてゐる。彼は言ふ「コントの根本概念に準據し舊き哲學的及び形而上學的段階の殘存物が一度經驗的段階の到達したる曉に於て除斥せらる可き事は間違ひなき所である。されど此殘存物は哲學若くば歴史の哲學的概念を思出さしめる悉くの物を唯だ犠牲にする事のみによりては除斥し得ない。此事は人間が其哲學に於て最初に發展せし絶えざる質疑及び廣濶なる觀察の資性を事實に應用し且つ實驗的研究に於て結實せしむるによりてのみ可能である」(Mannheim, *ibid.*, p. 278, 279)。

諸マンハイムの此文章を讀み余は次の如き感想を抱く。即ち米國社會學と獨逸社會學との認識態度一般に潛在せる根本的異質性即ち前者の實證科學的若くば實驗科學的態度への執心及び後者の形而上學的若くば認識論的哲學への憧憬は、これ等兩國の有つ學問的若くば方法論的傳統の相違の結果である。一層具體的に言へば、これ等兩國社會學發展の歸向を制約せるはコントの實證主義精神とカントの批判哲學的精神にして、これ等二大學者の殘せる學風の異質性は今日に到るも本質的に踏襲せられてゐるのである。マンハイムも今引用せる彼の文章に觸れたる如く、米國學界一般就中社會學に於ける認識態度を今日に到るも直接又は間接に制約せるものはオーギスタ・コンテ Auguste Comte の一提説即ち人間精神發達の三段階法則である。コントに據れば人間の知識は全體として人類思想に見るも或は一個人の全生涯に徴するも神學的段階より形而上學的(若くば哲學的)段階に轉移し最後に實證的(若くば科學的)段階に發達する。此處に謂ふ實證的段階とは第一及び第二段階に於ける認識方法を以て徒勞なりとし専ら現象自體に感覺的に認識し得可き繼起關係及び異同關係のみを取上げこれに就ての一般法則を作るに満足する經驗科學の時代を指稱する。従つてコントに於ては勿論更にコントの精神若くば思想を承繼せし英國のスペンサー H. Spencer 及び米國のウォード

I. Ward に於ても、形而上學的なる哲學的認識態度は所謂實證科學の出現成立完成により當然清算せらる可き運命を擔へるものである。周知の如く佛蘭西のコントの學問體統論並に三段階法則は英國のスペンサーによりて若干訂正されたるも熱心なるコント崇拜者たりし米國のウォードによりては殆ど無批判的に受容せられ而もウォードの著『動的社會學』Dynamic Sociology, 1883 を媒介として未だ思想的處女地たりし搖籃期の米國社會學に移植せられた。ウォードは實に公認せられたる米國社會學の鼻祖である(余の調査に據ればウォードを米國社會學の鼻祖として其著書論文に記載したる米國學者は Dealey, Lichtenberger, Bogardus, Hankins, Ellwood, Small, Giddings である)。元より現在の米國社會學者中には、ウォードの社會學を以て觀念論的體系樹立時代の一所産に過ぎずして此國現在の主流派により既に清算せられたるものなりとの意見を抱懐せる者が相當數存在する。されど意識的に社會學の動性 dynamic を社會改善なる政策的側面に於て把握せんとしたるウォードの實踐社會學的意圖就中彼の全哲學を通貫せる實行主義 Pragmatism の理念は、コント及びウォードの學問體統論と共に彼を鼻祖と仰ぐ米國社會學の各層に滲透し其傳統を強く支配してゐる。此意味に於て尠く共觀念形態若くばロゴスの表現形態としての米國社會學を其限りに於て正しく理解せんとする者は、以上述べたるが如きコントの實證主義精神並にウォードの實行主義哲學の理念よりの影響を看過すべきではない。これに反し獨逸社會學の學風一般を強く制約せるものは獨逸學問の遺産とも言ふ可き觀念論的哲學就中カントの批判哲學の精神である。コントの實證主義哲學即ち科學本位の精神に對立するものは神學的及び形而上學的思惟方法なるも、カントの批判哲學に對立するものは專政主義的認識態度とも形容し得られる獨斷論及び無政府主義的とも言ひ得可き懷疑論にして、カントの批判哲學はこれ等二者の先驗論理的立場に於ける調和に其本領を見出す事が出来る。即ち科學的認識の基礎を認識批判的立場に於て檢討する事に依り學の

權利問題を解決する所にカント哲學の特色が認められ、従つて此流を汲む新カント學派の努力も亦學問構成の論理的構造吟味に傾倒せられ、新興科學の一として出現したる社會學も亦此學問傳統の圈外に脱出して其方法的態度決定を敢てなす事を許されず、遂にカントの謂ふ學の事實問題よりも權利問題を一層重視するに到つたのである。特に優れて獨逸學問たる色彩濃厚なる形式社會學の如きは社會學の學問的傳統たりし實證主義精神を排除する事により獨逸學問一般に於ける其存在を確保し得たる觀あるも、これを反面より言へば社會學をカント及び新カント學派の批判哲學精神に調和順應せしめたるものである。此故に米國社會學の課題は常にコント及びウォードにより支持せられし實證主義精神を以て社會學の事實問題 *Ont. fact.* を解決するに存し、獨逸社會學の課題は慨してカントの重視せし批判主義精神に準據して社會學の權利問題 *Quid. iuris.* を確立するに存すとも言ひ得る。

五

マンハイムが米國型社會學に満足し得ざる理由の第三は、代表的とも目し得可き米國社會學の諸研究業績が吾人の現實に體驗する日常的なる政治闘争及び社會闘争に於ける情熱を喚起する諸問題と何等の連絡をも有せざる些末なる諸問題より出發する態度である。彼は今迄余の論述したるが如く、米國社會學者一般が理論化作業を形而上學的思辨と同視混同する結果一定の歴史的段階に於ける全體としての社會生活の構造側面を對象として廣汎なる理論構成を企圖する勇氣に缺如する點を指摘したる後、米國社會學の主要特長とも見做し得可き所謂「現實研究」なるものに批評的吟味を與ふ可く論鋒を轉じてゐる。換言せば米國社會學に普及せる現實問題の取扱なるものが社會學の取扱方法として眞に價値あるものと認容

し得るや否やを課題としたのである。

マンハイムに據ると「米國社會學は一局面に於ては獨逸社會學よりも一層現實に接近してゐる is nearer to reality 即ちそれは日常的諸問題の解決に關してである」(Mannheim, *ibid.*, p. 279)。彼の眼に映じたる米國學者は實際に疎くして書籍學問にのみ凝る肌合にあらず、寧ろ書齋裡に閉居沈思するよりも刑事裁判所の如き又は各種の社會刑事團體の如きに密接なる聯絡を保ち或はギヤング gangs の生活を調査し貧民窟及び猶太人部落 slums and ghettos に住む等の行動を愛好するものである。然るに一度政治問題及び社會問題解決の前に立たせられたる場合の米國社會學者は極端なる遠慮を發揮し沈黙を守る。斯かる事態を外部より觀察すると、第一に此國の學問が何等の社會的背景を有せざるが如く第二に社會研究に従事する此國の諸團體(例へば學會)が社會的及び政治的諸事項に關し思想交換をなす便宜を具備し居らざるが如く第三に斯かる諸問題に對する學問の實際的態度を討議し得られる何等の私的會合をも此國に缺如せるが如く思はれる(Mannheim, *ibid.*, p. 279)。マンハイムの米國社會學に對する批評は依然として辛辣なる諷意に滿ち、禮讓に飾られたる文辭の底邊には瞭然たる侮蔑感情の潜在せるを悟る。

斯くてマンハイムは學問の本質及び課題に就き積極的なる自説を開陳す可く自己の立場即ち現代獨逸社會學に於て一新地歩を獲得せんとせる現實科學的社會學の主張を闡明し、フライヤーと同じ傾向にある事を示してゐる。マンハイムは學問の使命を以て社會を改革し若くは再組織する目的に役立てらる可きものとなし此目的よりして學問的關心が社會の變形過程を決定する動的諸勢力の上に集中するものとなす。而して人間意識が如何にして社會的闘争に依り形成され且つ決定されるかを知る事を以て最も重要な問題の一つとしてゐる。更に彼は此問題が單に現在の情勢との聯關に於て取扱はれるに止まらず更に亦社會革命に依り且つ

又階級支配の移動により過去に於て齎されたる歴史及び心理的智的變化にも照應して取扱はる可き事を説いてゐる。(Mannheim, *ibid.*, p. 279)

倍以上の如きマンハイムの主張は余に次の如き印象を與へる。彼が社會を獨りロゴスの諸問題のロゴスの解明に終始するロゴス科學的なるものとして認むる事なく、ロゴスの表現の母胎をなす現實的社會の改革若くは再建に役立てらる可き一指導原理換言せば現實科學としての社會學として認めたる事である。此文章に於て Science serves the purpose of reforming or reorganizing society, Scientific interest centers on the dynamic forces determining the Process of transformation of society, …… (*ibid.*, p. 279)と彼の使用せる口吻は、彼をマルキシズムの社會觀を採擇せる一社會學者として錯覺せしむる恐ある言辭である。然れ共捷敏なる彼は此處に余の引用せる原文の次に although, of course, political viewpoints differ very widely, なる意味深き附言をなしてゐる。此文句は學問的立場と政治的見解とが必ずしも聯關關係を有する必要な事を抽象的に言へるに過ぎざるも、其實質は彼自身がマルクスの黨派に屬せざる事を暗示せるものである。現在の獨逸社會學に於て所謂ロゴス科學的なるディルタイ Dilthey シンメル Simmel フォン・ウイヤー von Wiese スハバン Stamm 其他の諸社會學體系を所謂現實科學としての立場より批判せるマンハイム及びフライヤーの社會學的諸業作は、豫め何等の弊滅をも用意する事なくこれ等に接する者にマルキステンの諸業作なるかの錯覺を與へ、特に獨逸社會學の起源を從來の社會學史一般の通説に反してヘーゲルの觀念論的法律哲學體系を資本主義社會の現實辯證法的把握に轉向せしめたる唯物辯證法的社會觀及び其代表者に求めんとする點等は、彼等の説く現實科學としての社會學をマルクス主義的社會學と同質なりと速断せしむるであらう。マンハイム及びフライヤーは從來一般の社會學者の如くマルキシズムの理論及び實踐に對し公然若くは隱然たる敵意を表明するか又は高踏的に無關心を裝ふが如き態度を採る事

なく一定限度迄其眞理性妥當性を承認するも、結局に於ては黨派的鬭争を生命とする實踐運動としてのマルキシズムに對立する理論體系を企圖し、或は現代社會に於ける知識階級に適應したる社會學者若くは西歐諸國の國家主義的色彩濃厚なる民族精神鼓吹の社會學を樹立せんとするものである。従つて彼等の主張は現在の獨逸に於ける特異の社會情勢を反映せる社會危機及び之に對する獨逸國民の實踐的態度の一面を代表するものである。最近迄の獨逸には民族鬭争を強調するナチスの主張と階級鬭争を力説するコンムニズムの主張とが現實政局並びに思想界に對立鬭争しつつありしが、マンハイム及びフライヤー等の主張は前者のそれと一脈相通するものあるを思はしめる。

社會學の學的關心にして社會變動を規定する基礎的勢力に集中され且社會學の使命にして社會改造に役立つ可き指導理論の提供にありとせば、恐らくこれ等の法外なる諸問題を取扱ふ事は科學の常道たる經驗的分析のよく耐へ得ざる所なりと反對論を誘致するであらう。此種の反對論を豫期してマンハイムは次の如く答へてゐる。元よりこれ等の諸問題を僅か二三の業作を通じて解決する事は不可能であり又斯く希望する事も不當である。されど如何に細目に關する問題の取扱とは言へ此問題の研究者にして前述したるが如き包括的諸問題に對する明確なる意識を把持し（これ等の諸問題が直接に研究を指導すると將又單に一つの背景として作用するとを問はない）以て當面の研究に没頭せば、斯かる中心的課題も亦遂には見事に解決せられるであらう(Mannheim, *ibid.*, p. 279)。即ちマンハイムは米國社會學者が一般に末梢的諸事項の取扱と斷片的知識の蒐集とに満足し社會學の中樞課題たる全體としての社會の構造及び變動の原理的研究を間却せる傾向あるを看取し、假令前者の取扱に従事する場合と雖も常に後者に就ての明確なる意識 clear consciousness を把持す可しと勸説したのである。斯くて彼は此處にも亦前に屢々表現したる事を繰返してゐる『重大問題の一刀兩斷的處置を一氣呵成に成就

せんとする純粹思辨側の企圖にも或種の尊大不遜性を見出すがこれと同じく、それのみが學問的仕事を價値あらしむる問題の眞實なる基礎を無視せんとする「正確病」 exactitude complex 患者の經驗主義側にも調子外れの謙遜を見出す」(Mannheim, *ibid.*, pp. 279—80)。此處にマンハイムは頻繁に exactitude complex なる新しき語彙を使用して米國社會學の學風を揶揄しつつあるも、米國學者の愛好するフロイド流精神分析學の慣用語たる *obsess* を轉用し刺戟の効果を高めたのであらう。「正確病」の名により彼の意味する所は社會學研究者が自らの研究せんとする事項を社會學本來の使命に鑑み研究價値ある純正なる課題なりと方法的に反省する事なく、只管其價値を常に用意されある記録的證據若くば統計的資料の如きにより論斷し資料の正確度に偏執する性癖である。換言せば末梢神經的資料の正確性を重視する餘り中樞神經的課題の存在を忘却する態度である。

最後にマンハイムは米國社會學に於ける所謂「現實研究」への偏執が選擇原理に統制されざる資料の蒐集に陥る弊害を指摘し一種の警告を與へてゐる。近時科學に對する資料の容積が愈々増大しつつある事實を考ふると何等の選擇を加ふる事なく更に諸事實を蒐集する事は危険なるやうに思はれる。斯かる場合に當つて資料を制御する力を喪ふことは科學それ自體に對する一つの重大なる障害となつてゐる。此混亂状態に秩序を齎さんとする希望は個々斷片的諸資料を隔離し且つ正確に規定する試圖と同じく許容さる可きである。純正なる諸問題即ち眞實なる科學的課題は科學の一般的傾向の基礎上に課せられたる諸問題換言せば其生存及生計に對し鬭争せる社會の集團意識より發出する諸問題に外ならぬ」(Mannheim, *ibid.*, p. 280)。此文章も亦米國社會學が複雑多様な特殊具體的な社會情勢を一定の歴史的時期として其全體の構造概念に於て把握し此上に普遍抽象的な理論構成をなす可き社會學本來の使命を閑却し、徒に正確病的偏執に陥り末梢的諸問題の統計的方法其他類似の經驗的方法による局部的取扱に満足せる態度を批難

したくなる。

六

最後にマンハイムは前掲ライス編著に最近獨逸社會學の一新收獲とも目す可き知識社會學 *Wissenssoziologie* の取上げられざるを遺憾とし、簡單ながらも其本質及び使命に就き言及してゐる。マンハイムは米國社會學最近の傾向に顯著なる現實的政治問題及び社會問題よりの意識的逃避を甚しく遺憾事となし來りしも、彼の態度に對しては恐らく米國社會學側より次の如き批難が下されるであらう。即ちそれは社會學が中心的なる政治諸問題に接觸すると價值判斷の要素を科學の構成に捲込み科學を全く政治的宣傳の具に低下せしむる危険があるとの批難であらう。マンハイムも此原則的批難の妥當性を或程度迄承認し且獨逸社會學が政治的諸問題に餘りにも密接に接觸したる爲め絶えず此危険より脅かされる事實をも告白し、然る後此事實を知るが故にこそ獨逸社會學は斯くの如き政治的偏見を見出し排除するに役立つ方法の案出に依り此危険に對する豫防警戒をなさんとしつつある旨を附加してゐる。此處に彼の謂ふ方法とは勿論「知識社會學」*Wissenssoziologie* である。知識社會學が社會科學の一新部門として最近獨逸に擡頭したるは、實に社會學が政治的偏見への犠牲たる事なくして而も政治的に重要な諸問題を取扱ひ得る方法を見出さんとする願望に基因すると彼は言つてゐる。されど彼は自己の首唱する知識社會學なる一新研究部門が批判的自已統制の一機關なる可く企て既に誤謬を生む源泉の大部分を發見し且克服する事に成功したりと吹聴する前に、マックス・ウェーバー Max Weber の此方面に於ける功績を挙げ、宣傳的なる價值判斷をなす事なく政治現象を取扱ひ得る方法を示したる者が最も偉大なる獨逸社會學者の一人たるマックス・ウェーバーであると紹介してゐる。

(Mannheim, *ibid.*, p. 280) ちれど此處にマンハイムはマックス・ウェーバーの有名な社會科學的及び社會政策的認識の客觀性に關する見解若くは職業としての科學に關する特異なる意見の何ものたるかに就ては何等言及してゐない。又自己の首唱する知識社會學に就てもフーリアカント編の『社會學辭典』 Alfred Vierkandt's Handwörterbuch der Soziologie に寄稿したる自己の論文「知識社會學」*Wissenssoziologie* の存在のみを紹介するに止まる。唯ライス編著が此新興社會學部門たる知識社會學を看過したるを遺憾とし、知識社會學の重要性に就き次の如き説明をなせるに過ぎぬ。即ち知識社會學は科學それ自體が社會的歴史的實在の潮流中に座を占めてゐる事實を發見したりと主張してゐる。此故に偏見なき客觀的知識に對する眞摯なる努力が充分承認される場合に於てさへも、利用せられる術語の使用、問題提出の手法又は問題の聯結及び集合等に歪曲の伴ふを免れ難い。此種の歪曲は科學の發展と社會の進化との間に存する聯關に就ての完全なる歴史的知識を以てのみ發見し得られる。(Mannheim, *ibid.*, p. 281)。

以上を以て米國社會學に對するマンハイムの批評の重要部分は終つてゐる。今彼の批判全部を通觀すると結局は獨逸社會學側よりの米國社會學批評として認むるよりも寧ろ知識社會學を獨逸社會學の新發展段階を代表するものとの假定の上に立ちたる知識社會學の代表者マンハイム個人よりの米國社會學批評に外ならぬのを感じる。

カルテル價格の變動に就いて(上)

助教授 磯部喜一

目次

- 一 序
- 二 企業の獨占化と價格の安定化
- 三 ドイツのカルテル價格の變動
- 四 わが國のカルテル價格の變動
- 五 大戰後のカルテル價格の變動 (以上本號)
- 六 商品別のカルテル價格の變動 (以下次號)
- 七 結

一

二十世紀は屢々獨占資本主義の時代と呼ばれる。こゝでは、企業のコツエールン化・トラスト化とともに、企業のカルテル運動が主役を演じて居る。企業は企業利潤の造出・資本の増殖をその唯一的目的とするものであり、この目的を市場に於いて實現するのであるから、市場價格の變動は企業の目的達成に重大且つ微妙に働きかける。こゝに於いて、市場價格を誘導して自己に有利ならしめんとする企業の努力は必至であるが、十九世紀末葉以來、この努力が主として企業の獨占化なるかたちをとつたのである。そしてその一がトラスト化であつた。たゞ、トラストには横斷的結合性と同時に縱斷的結合性が内在し、コンツエールの性質が多分に具有されるところから、トラストは企業獨占化としては複雑な形態である。カルテルでは趣きが異なる。カルテルは縱斷的結合性を内在せしめず、コンツエールの性質を具有すべくもないが故に、企業獨占化の形態としては全く端的である。このことは、やがて、トラスト結成の効果が市場價格以外、生産原費のうち

にも現はれるに反し、カルテル運動に就いては、究局には、その効果を市場價格の上にのみ表現することを約束せしめる。かくて、吾々は、市場價格の變動のうちにはカルテル運動を、また、その展開状態を觀察するを得るであらう。

獨占資本主義時代なる特稱は、既に、企業の獨占化が、特殊の數種商品部門にのみ存するのではなく、商品一般と看做し得る程度に多くの部門に現はれてゐることを示唆して居る。もとより、商品の種類によつて、企業獨占化の比較的容易なものと困難なとの相違が見出される。だが、假に企業の獨占化が如何に困難であるにもせよ、それが全然不可能でないことが、資本主義の現段階の特徴である。

二

商品の市場價格は本來が競争價格であつて、その都度／＼の商品需要と提供の均衡から成立する。しかるに、商品需要は財貨消費欲求の變遷により、その有效需要化の程度により、また隨伴する思惑需要の伸縮によつて、變動するを免れない。他方、商品提供は輸入提供の結果部分的には補充されるとはいへ、謂ゆる生産の無政府性を如何ともなし難いのである。旁々以て市場價格は變動するのが本態である。こゝから、吾々には、市場價格の景氣照應性を表明することが許される。

市場價格の景氣照應性は、企業の立場からすれば如何。景氣の上昇とそれに基く市場價格の騰貴は、需要の減退を隨伴しない限り、利潤増加を來すが故に喜ぶべきである。これに反し、景氣の下降とそれに基く市場價格の下落は、需要の増趨となるならばともかくも——かゝる場合は稀有である。却て、更に一段の價格下落を見越す等から、需要がむしろ一層著しく減退する場合が多い——然らざる限り、出來るだけ避けなければならぬ。この唯一の路が市場價格の安定化に通じてゐる。

市場價格の安定化は、一に商品需要の恒同を介し、二に商品提供の不變を介して可能であらう。商品需要の恒同は、類似代替商品よりの影響を無視すれば、專

ら市場價格の安定化との相關々係にある。されば、商品提供企業の立場よりは、萬事市場價格を媒體として、常に、商品需要に働きかけねばならない。こゝでは、市場價格の安定化が先決問題である。商品提供の不變は、やはり類似代替商品よりの影響を考慮外におくならば、同一部門に於ける諸企業相互の問題である。企業の結合・獨占化は、この問題解決の鍵である。

企業の獨占化は果して市場價格を安定せしめるか。商品需要側一切の事情の恒同はもとより、國內外の一般經濟事情の不變と類似代替商品よりの無影響を前提とし、更に當該商品部門に屬する諸企業がトラスト或は一カルテルにまで結合するならば、市場價格は全く安定するであらう。しかし説くまでもなく、かゝる條件を前提することは全くのナンセンスである。こゝに於いて、吾々の論點は轉向する。企業獨占化に基く市場價格安定化の限度如何が問題である。

企業獨占化のため、提供が調整される商品の市場價格を獨占價格と稱するならば、獨占價格は景氣下降期に於ける下落の幅を縮少するにつれ、それだけ價格安定化を達成することとなる。一般的市場價格に比し價格下落の小幅は、消極的に、利潤造出と結果を等しうする。景氣下降期の企業は、これを目標とせざるを得ない。すなほち、企業よりすれば、在來の利潤率を保持し得ば上乘であり、或は損失の回避乃至緩和を以て甘んじなければならぬ時期である。かゝるとき、假に企業の獨占化が擴大しつゝあるとすれば、獨占價格の形成が企業目的の消極的の追求に貢獻せることの實證とするを得るであらう。この意味に於いて、不況期の獨占價格、特にカルテル價格に安定化傾向が見出されるのみならず、その相當に著しいことに關して、異説を提起する論者はないのである。

景氣上昇期の價格安定化は、景氣下降期のそれが下落幅の相對的減退となるに對比して、騰貴幅の相對的減退となつて現はれるべきである。しかし、この點に就いては、換言すれば、好況期に於いて獨占價格の騰貴幅が自由價格——非獨占

化商品の市場價格——のそれに劣るや否やに關しては、論者その見るところを少からず異にしてゐる。例へばチールシユキ（S. Tschierschky）は、カルテルに價格安定化作用の存在を疑ふほどに、獨占價格と自由價格の騰貴幅に差を認めないし（1）、ベッケラート（H. von Beckerath）亦この説を無條件に支持してゐる。

(2) ヴォルフアース（A. Wolfers）も『景氣上昇期に於ける（カルテル）價格の相對的値安を公言することは、甚だ以て困難である』（3）と言ふ。レーデラー（E. Lederer）も類似のことを述べ（4）、ムース（K. Muls）によればリエーヴェ（Löwe）も然りといふ。（5）同説者はこの外にも多いのである。これに對し、ヴァーゲンフューア（H. Wagenführ）とムースの両者が夫々所見を異にしてゐる。もとより、兩者ともに、景氣下降期と上昇期に於いて獨占價格の安定化に差異あることを、否認するのではない。しかし同時に、ベッケラート等の如く、景氣上昇期の騰貴幅に就いて、獨占價格と自由價格との間で差異が認められぬとはしない。加之、彼等が所見の基礎を、彼等の反對説の大半が推論的であるとは異なり、現實の動きに、ドイツのカルテル價格の變動に求めて居ることは、吾々をしてこの兩者の所見を綿密に吟味すべく要請するのである。

- (1) Cf. S. Tschierschky, Kartell-Organisation, 1928,
- (2) H. v. Beckerath, Der moderne Industrialismus, 1930, S. 304.
- (3) A. Wolfers, Das Kartellproblem im Lichte der deutschen Kartellliteratur, 1931, S. 63.
- (4) E. Lederer, Monopole und Konjunktur (in Vierteljahrheft zur Konjunkturforschung, 2 Jahrgang, 1927, Ergänzungsheft 2) S. 20, 21.
- (5) Löwe, Verhandlungen und Berichte des Unterausschusses für allgemeine Wirtschaftsstruktur, 3 Arbeitsgruppe, 4 Teil, 2. Abschnitt, S. 326 f. (K. Muls, Kartelle und Konjunkturbewegung, 1933, S. 37に於て)。

三

ドイツのカルテル價格變動を觀察するに當り、ムースは大戦前と大戦後の價格變動に差異を見出して居る。そしてヴァーゲンフューアが戦前の主要カルテル價格として、瀝青炭(ライン・ウエストフアリア)・鑄鐵・セメント・煉瓦・ベンゾールを採り上げ、これらの價格變動(一九〇〇年乃至一九一三年)から、戦後の景氣循環(一九二六年乃至一九三一年)が戦前のそれに類似してゐると断定した(1)に對し、ムースは一九〇〇年以前の市場價格を參酌して、ヴァーゲンフューアの速斷を指摘したのである。ムースに據れば(2)、一八九八—一九〇二年の間の好況期と不況期とに於いて、諸物價は左の如き騰落幅をもつてゐる。

	好況期	不況期	好況期	不況期
石炭	一六%	四%	三〇%	二六%
亞鉛	二%	二四%	五〇%	三三%
鋼材	二七%	二九%	五〇%	三〇%
鉛	三〇%	一五%	三%	四七%
羊毛	三三%	二九%		

これらの諸商品は、棉花と羊毛を除けば、既にカルテル化してゐたのであるが、價格の安定化如何といふに、石炭價格が比較的安定化してゐる以外は、カルテル化商品たるを問はず、騰落幅は可成りの大ききであつて、「安定化の僅かばかりの傾向も實證さるべくもないのである。景氣變動に照應するとの原則が自由市場での價格形成と同じ様式で、カルテルの價格形成をも支配してゐる。…だから、カルテルが景氣變動を緩和し或は全く景氣を安定する機能を遂行するとの説は、(大戦前の)事實關係の再吟味を通じては確められない(3)のである。

- (1) H. Wagenführ, *Konjunktur und Kartelle*, 1932, S. 25.
- (2) Muls, *ibid.*, S. 43, 44.
- (3) Muls, *ibid.*, S. 44, 46.

大戦後に於けるドイツの企業獨占化は實に著しい。戦後の新現象であるコンツェルンが、一九二六年末現在の調査(4)では、各種コンツェルンに包攝されてゐる株式會社が、公稱資本金額で全國株式會社の六五%に達する状態である。かゝるコンツェルン化とともに、カルテルの發達も顯著である。戦前五五〇乃至六〇〇のカルテル(一九一一年、チールシュキエの調査)(5)が、戦後には一、五〇〇(一九二五年、メッツナー M. Metzner の調査)(6)から二、一〇〇(一九三〇年、ヴァーゲンフューア調査)(7)にまで進展したのみならず、その取引總額はドイツ政府の調査(一九二九年)では全産業取引量の二五乃至三〇%、金額は五〇〇乃至六〇〇億ライヒス・マルクのうち一五〇億ライヒス・マルクに達する。また、ヴァーゲマン(E. Wagenmann)の調査では、工業品二五乃至三〇%(原料品及び半製品では約五〇%)、手工業製品一五乃至二〇%である。(8)以て、吾々は、大戦後のドイツの企業獨占化傾向を推知するに足る。

- (4) Statistische Reichsamt, *Konzerne, Interessengemeinschaften und ähnlichen Zusammenschlüsse im Deutschen Reich Ende 1926, 1927*, S. 13. なお、其後再調査はなされてゐるが、若し行はれるならば、叙上の數字は一層増加することであらう。
- (5) Cf. S. Tschierschky, *Kartell und Trust*, I Auflage, 1911.
- (6) Cf. M. Metzner, *Kartelle und Kartellpolitik*, 1926.
- (7) H. Wagenführ, *Kartelle in Deutschland*, 1931, S. XIII.

なほ、以上三者の數字は、カルテルを廣義に解しての集計であるから、吾々の如くカルテルを嚴密に規定するならば(拙稿「カルテル」大阪商科大学經濟研究所「經濟學辭典」第一卷、四五〇—四五二頁參照)、カルテル數は多少減少するであらう。但しカルテル増加の大勢は、これらの數字によつて充分察知し得る。

- (8) E. Wagenmann, *Struktur und Rhythmus der Weltwirtschaft*, 1931, S. 277. K. Muls, *ibid.*, S. 48, 49; H. Wagenführ, *Konjunktur und Kartelle*, 1932, S. 2.

して、……そして上昇及び下降の段階を景氣の轉換期……として表示するならば、景氣變動に於ける自由價格と調整價格 (freie und geregelte Preise) の動きの速度、從つてまた強度に就いて、次の如く方式化し得るのである。

『第一、景氣の轉換時點に於いては、自由價格は(直ちに)騰落し始めるに反し、カルテル化したる諸價格にあつては、騰落への急轉向の徴候が一般的には認めらるべくもない。

『第二、景氣の持續期には、自由價格の騰貴又は下落動向は依然繼續する。——これに對し、カルテル價格は大抵の場合、この段階に至つて始めて、一氣に騰貴し又は下落し始める。

『第三、恐慌時に於いて始めて、自由價格とカルテル價格の動きの大きさが著しく相互に近接する。』(11)

(11) H. Wengenring, *ibid.*, S. 18.

ヴァーゲンフューアは、上述からも知り得る如く、その研究に於いて、カルテルを結成せる諸部門を平等に看做し、諸商品を何等區別することがなかつた。ムースはこゝに留意した結果、等しくカルテル價格ではあるが、なほ二種を區別したのである。彼に據れば、享樂財・完製財部門のカルテル價格に就いては、その安定化傾向は殆んど問題とするに足らない。これに反し、カルテル價格の相對的安定化傾向は、最も主要なる基礎財及び半製財乃至生産手段の諸部門では、證明済として妥當するを得。そして安定化の實現程度は、景氣上昇期に於いて輕微であり、下降期に於いて重い。不況のどんづまりに至つて始めて、(カルテル價格)の高度の景氣照應性が表示される筈である。(12)

(12) K. Matus, *ibid.*, S. 59, 60.

四

わが國の企業獨占化運動はその資本主義的發達状態に比すれば、割合に早くか

ら始つてゐる。わが國の謂ゆる産業革命期に關しては、從來、論議が歸一してゐないが、假に明治二十年代と想定せんか、産業革命進行中夙にわが國最初のカルテル運動は始つてゐたことになる。例へば、今日、わが國最大カルテルの一たる大日本紡績聯合會は明治十五年の創立であるが、同二十三年六月には、一ヶ月八晝夜休業のかたちで、第一次操業短縮を執行してゐる。(1) また、明治二十八年には板紙シンデケート(日本板紙販賣合資會社)が生れ、當時の板紙市場を制覇した。(2) この外、ラムプロ金界では、明治二十年以來、バナナ共同販賣店なるシンデケートが結成され、價格協定・販賣割當等を實施して居る。(3)

(1) 庄司乙吉氏「紡績操業短縮史」昭和五年、三—四頁參照。

(2) 佐野次郎、垣内幸太郎兩氏「本邦企業者聯合及合同」大正三年、四〇三—四〇六頁參照。

(3) 松尾音次郎氏「我國商工業之現在及將來」大正三年、三三一—三三四頁參照。

これらのカルテル組織は其後或は解消し、或は更新されたが、この外、新に結成されるものも多く、カルテルは次第にその數を増加したのである。しかし世界大戰を中心し、その前後のわが國カルテル運動を比較するとき、吾々は、ドイツ以上、戰前と戰後を區別すべきものと考へる。但しこの區別は、價格安定化傾向に差異を生じたためではない。むしろ、大戰前と以後とに於いて、わが國が資本主義の段階を異にするところから、カルテル運動の目標に必然に現はれる相異が、明確に把握されるためである。カルテル運動の目的が加盟諸企業の利潤追求を助成するにあるは言ふまでもないが、資本主義の高度的段階と老妻的段階によつて、加盟諸企業の利潤追求助成上に一つのニューアンスが現はれる。端的に言へば、前の段階では、價格の吊上による積極的獨占利潤の造出にカルテルは主眼をおく。後の段階では、價格の下落・資本の有機的構成の高度化より生ずる利潤率低下趨勢を阻止することに基く、消極的なる獨占利潤の追求助成に甘んずる。例へ

ば、往年のアメリカ・スタンダード石油會社の如く、生産原費十セント以下の石油一ガロンを三五セツツ以上にて販賣し、巨額の獨占利潤を造出するは前者であり、現在一般に高利潤と考へられる一ガロンにつき四分の一セント前後の利潤確保に力めるのは後者である。(4) 利潤追求助成上のこのニューアンスは、換言すれば、カルテル運動のヨリ大なる濃化・普及ともなるのである。蓋しこのニューアンスは、企業の獨占化運動そのものが招来するのではなく、資本主義の展開より必然的なニューアンスに外ならず、他方、企業に許されたる最終的努力は競争の揚棄に基づく利潤確保であるから、カルテル運動は自ら濃化・普及せざるを得なくなる。

(4) Cf. I.M. Tarbell, The History of the Standard Oil Company, Vol. II, 1925, p. 200-201, 208-210, 390-391.

世界大戦を中心に、わが國の物價變動上、如何なる差異が認められるか。吾々は、これを特殊物價指數によつて展開するであらう。便宜上、明治三十三年十月の物價を基準一〇〇とせる日本銀行調査の東京卸賣物價指數を資料とし、カルテルを結成せる(乃至價格形成上これに準じ得る)トラストが存在せる(諸商品(5)を總括せし)物價をカルテル價格、カルテルが存在しない諸商品を總括したる物價を自由價格と名付ける。しかるとき、明治三十四年以來の工礦産品四十七品種(6)の價格變動(年平均)は次の如くである。

年	次	總價格	自由價格(商品數)	カルテ價格(商品數)
明治	三十四年	九六	九五(四三)	一〇三(四)
同	三十五年	九六	九五(四二)	一〇五(五)
同	三十六年	一〇〇	一〇〇(四一)	一〇三(五)
同	三十七年	一〇五	一〇五(四〇)	一三三(三)
同	三十八年	一一五	一一三(三九)	一四一(四)
同	三十九年	一二一	一二八(同)	一四九(同)
同	四十年	一二〇	一二六(同)	一五三(同)

同	四十一年	一二四	一二八(四一)	一五三(六)
同	四十二年	一二七	一二三(四二)	一五五(五)
同	四十三年	一二九	一二四(四一)	一五七(六)
同	四十四年	一三三	一二九(四三)	一六〇(五)
大	正元年	一三六	一二二(四一)	一五八(六)
同	二年	一三六	一二三(四三)	一五九(四)
同	三年	一三六	一二三(四三)	一五九(五)
同	四年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	五年	一三〇	一二七(四三)	一四九(同)
同	六年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	七年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	八年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	九年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十一年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十二年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十三年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十四年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
昭	和元年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	三年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	四年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	五年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	六年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	七年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	八年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	九年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十一年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十二年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十三年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十四年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十五年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十六年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十七年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十八年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	十九年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十一年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十二年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十三年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十四年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十五年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十六年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十七年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十八年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	二十九年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)
同	三十年	一三〇	一二七(同)	一四九(同)

(5) 一ヶ年に三月未満存続したにすぎないカルテルは無視し、この種の商品價格は自由價格構成分子に加ふ。
 (6) 日本銀行の調査は五十六品種の商品に就いてであるが、礦産品以外の原

始生産品九點(米・大麥・裸麥・小麥・大豆・小豆・鶏卵・炭・薪)を除外して、總價格指數を算定した。なほ、大正十四年六月に、調査品種上若干の變更あり、追加の牛肉をも控除したから、この時期以降は四十六品種の物價指數となる。

カルテル價格と自由價格の缺狀差は、カルテル商品が少數であるだけ、大戦前殊に顯著であつて、明治四十一年には最大差を現はして居る。大戦後のそれは昭和四年を起点に進行して居るが(7)、その最大差と雖も大戦前のその約四分の一である。吾々は、こゝに、既述の資本主義の高度的段階と老衰的段階に於ける企業獨占化運動のニューアンスを認め得ると思ふ。

(7) 嚴密に見ると、後出月別表に明らかな如く、昭和四年二月が起點である。價格安定化の点のみを抽出するならば、日露戦後より世界大戦まで(明治三十九年乃至大正三年)の九年間には、カルテル價格の最高指數と最低指數の差は僅かに一四、明治三十九年より九・四%(年平均四・七%)の騰貴、明治四十一年より八・七%(年平均一・五%)の下落を示すのである。これに對し、世界大戦後の十六年間(大正九年乃至昭和八年)には、最高指數と最低指數の差は實に一七〇、大正九年を除外するもなほ一〇九の大差がある。そして大正十三年と昭和四年を山、大正十二年・昭和三年及び昭和六年を谷とする變動が見出される。すなはち、騰貴率は二・八%(年平均二・八%)二回、下落率は二三・九%(同一一・九%)、一七・二%(同四・三%)、二八・〇%(同一四%)である。だから、カルテル價格の安定化傾向は、一應は、大戦前に於いて著しかつたと言ひ得る。しかし、これだけの考察であるならば、考察上當然考慮されねばならぬ一切の諸條件が無視されて居る。全く機械的な比較にすぎぬとの譏りを免れないであらう。常に推移する資本主義展開狀勢裡に於ける價格の安定化こそ、吾々の求める考察であらねばならぬ。これは、自由價格の變動との關聯に於いて、明らかにせらる。

大戦前

A カルテル價格

B 自由價格

A - B

最高及最低指數の差

100

167.5%

明治三九一四一年 100% 明治三九一四〇年 108.5% 八.5%

同 四一一大正三年 187.5% 同 四〇一 大正三年 100.0% 二.0%

大戦後

最高及最低指數の差

100

153.8%

大正 九一一年 139.9% 大正九一一年 133.3% 二.6%

同 一一一三年 128.8% 同 一一一三年 135.5% 二.8%

同 一三昭和三三 127.3% 同 一三昭和三三 127.3% 二.0%

昭和三一四 年 128.8% 昭和三一三 年 119.6% 一.9%

同 四一六 年 120.0% 同 三一六 年 134.4% 一.4%

同 六一八 年 137.7% 同 六一八 年 158.7% 二.1%

これを要するに、自由價格との關聯に於けるカルテル價格の相對的安定化傾向に就いては、大戦前と大戦後とで、殆んど差異がないのである。たゞ、價格變動の幅と度數の相異から吾々の見出すのは、大戦後、わが國の資本主義が、諸國のそれと同じく、高度的段階から老衰的段階へ推移したことのみである。こゝに於いて、大戦後のカルテル價格の變動を、次に精密に解剖するであらう。

五

世界大戦前、わが國のカルテル商品は、日本銀行調査の四十七部門のうち、僅かに三(綿絲・洋紙・砂糖)乃至一(洋紙)(1)であつたが、戦後は甚しく遞増した。そして昭和六年五月以降は小麥粉・硫酸安母尼亞・砂糖・生絲・綿絲・麻・洋鐵・洋釘・銅・セメント・日本紙・洋紙・苧性曹達・石炭・石油の十五商品(鹽と西洋菓をこれらに準ずれば十七商品)に達し(2)、自由商品の二十九品種に對し一對一・七の比を示す。それだけ、總價格構成上、カルテル價格の重要性は増

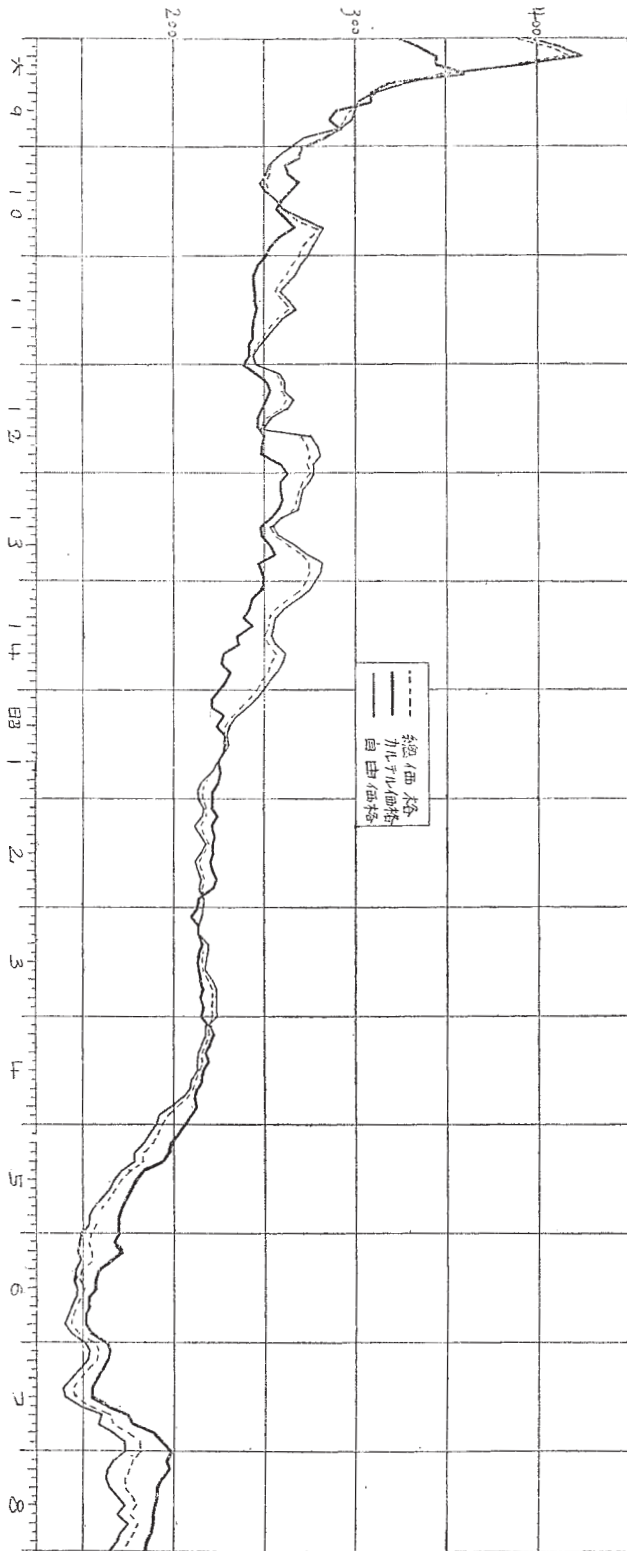
大してゐるわけである。

(1) これらに、政府專賣商品たる刻菫及び西洋菫、それから鹽（但しこれは明治三十八年以降）の三品種を準ずる。

(2) 日本銀行調査では、新興重要産業の人絹が未だ物價指數上に加つてゐない。人絹は昭和三年七月乃至昭和七年十一月の間、カルテル商品であつた。なほ、大正十四年六月の調査品種變更の結果、刻菫は削除されてしまつた。

先づカルテル價格・自由價格並びに總價格の大戦後今日に至る（大正九年乃至昭和八年）月別變動を圖表にすれば、第三圖の如くである。

第三圖 價格變動月別表



本圖表作成上の基礎統計は、前述の日本銀行調査の東京卸賣物價指數である。五十六商品のうち、工鑛産品四十七品種（大正十四年六月以降は四十六品種）を以て總價格を構成せしめ、これらを更にカルテル價格及び自由價格の構成分子たらしむ。なほ、同一商品に就いても、カルテルを結成したときは實施月よりカルテル價格の構成分子たらしめ、カルテル解消の月より自由價格の構成分子たらしめた。だから、その加除の前後に於いて、カルテル價格並びに自由價格が若干異常の變動を表示するを避け難いのである。例へば、大正十年五月、同十二年一月、同十三年十一月等の如し。

大正九年より昨昭和八年までに於ける價格變動上、注目すべきモメントは、大戦直後の恐慌（大正九年三月）、關東大震災（同十二年九月）、金輸出解禁（豫告昭和四年十一月、實施五年一月）及び金輸出再禁止（同六年十二月）の四つであらう。この四モメントは必ずしもその性質を同じくしてゐない。後二者は價格趨勢を漸次的に騰落に轉ぜしめるものであるが、前二者は商品需要の激増減から價格に激動を生ぜしめる。統計上、この事實は次の如く表示さる。

三、金輸出解禁の影響（△印は減）

年 月	カルテル價格		自由價格	
	指數	前月比較(A%)	指數	前月比較(B%)
昭和四年九月	二三	△(△0.7)	二〇元	△(△0.8)
同 年十月	二二	△(△0.7)	二〇元	△(△0.7)
同 年十一月	二三	△(△0.7)	二〇元	△(△0.7)
同 年十二月	二〇	△(△1.4)	二〇元	△(△0.7)
同 五年一月	二〇	△(△1.7)	二〇元	△(△1.0)
四、金輸出再禁止の影響				
昭和六年十一月	一五	〇(〇—)	一四〇	△(△1.8)
同 年十二月	一五	〇(〇—)	一四〇	△(△1.7)
同 七年一月	一五	〇(〇—)	一四〇	△(△1.7)
同 年二月	一五	〇(〇—)	一四〇	△(△1.7)
二、關東大震災の影響				
大正十二年九月	二五〇	△(△1.7)	二七六	△(△1.0)
同 年十月	二四九	△(△0.4)	二七五	△(△1.1)
同 年十一月	二四八	△(△0.4)	二七一	△(△0.7)
同 年十二月	二五八	△(△0.0)	二七七	△(△1.1)
一、大戦直後恐慌の影響				
大正九年三月	三四五	〇(〇—)	三四三	〇(〇—)
同 年四月	三四五	〇(〇—)	三四三	〇(〇—)
同 年五月	三四五	〇(〇—)	三四三	〇(〇—)
同 年六月	三四五	〇(〇—)	三四三	〇(〇—)
同 年七月	三四五	〇(〇—)	三四三	〇(〇—)
同 年八月	三四五	〇(〇—)	三四三	〇(〇—)

カルテル價格と自由價格との間の鉄状差を深めたのは、昭和四年三月以降であ

る。それまでは、カルテル價格よりは自由價格が上ばなれてゐた時期の方がむしろ長い。價格の比較的安定してゐた時期（大正十五年下半年期乃至昭和四年上半期）では、前半（昭和二年十一月まで）はカルテル價格が、後半は自由價格が上鞘であるが、大戦後の價格動搖の時期では自由價格の上鞘時代が遙かに長い。大正十年八月より十五年七月に及んでゐる。カルテル價格の上鞘時代は大正九年十二月乃至十年六月のみ。

價格變動の幅を見れば、如何なる時期と雖も自由價格が大で、カルテル價格が小である。大戦直後の混乱時期には、カルテル價格が七ヶ月に騰落幅六八指數であるに反し、自由價格は九ヶ月に一三二、月平均にして一倍半の大幅である。價格動搖期のカルテル價格上鞘時代には、カルテル價格が幅三二（八ヶ月）に對し、自由價格は四一（五ヶ月）で約二倍の大幅。つゞく自由價格上鞘時代には、自由價格は幅二三乃至三七の波動を、カルテル價格は一〇乃至二五の波動を、夫々、數回もつてゐるから、やはり、前者の騰落幅は後者の一倍半乃至二倍に相當してゐる。但し下落率では約七倍に達した時期も見出される。

幅	カルテル價格		自由價格	
	騰貴率(月平均)	下落率(月平均)	騰貴率(月平均)	下落率(月平均)
大	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
二	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
三	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
四	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
五	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
六	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
七	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
八	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
九	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)
一〇	一〇・八一	二・三五	三・九(△0.6)	八・五(△0.3)

回描いてゐる。後半、自由價格上納時代には、十四ヶ月を通じて自由價格一〇、カルテル價格六の幅である。

カルテル價格

騰貴率(月平均) 下落率(月平均)

大正四—昭三・二八(一) 三・五(一) 大正五—昭三・三 三・一(四) 昭三・四 四・九(一) 昭三・五 二・二(一) 昭三・六 二・八(一) 昭三・七 二・三(一) 昭三・八 二・六(一) 昭三・九 二・八(一) 昭三・一〇 二・七(一) 昭三・一一 二・七(一) 昭三・一二 二・七(一) 昭三・一三 二・七(一) 昭三・一四 二・七(一) 昭三・一五 二・七(一) 昭三・一六 二・七(一) 昭三・一七 二・七(一) 昭三・一八 二・七(一) 昭三・一九 二・七(一) 昭三・二〇 二・七(一) 昭三・二一 二・七(一) 昭三・二二 二・七(一) 昭三・二三 二・七(一) 昭三・二四 二・七(一) 昭三・二五 二・七(一) 昭三・二六 二・七(一) 昭三・二七 二・七(一) 昭三・二八 二・七(一) 昭三・二九 二・七(一) 昭三・三〇 二・七(一) 昭三・三一 二・七(一) 昭三・三二 二・七(一) 昭三・三三 二・七(一) 昭三・三四 二・七(一) 昭三・三五 二・七(一) 昭三・三六 二・七(一) 昭三・三七 二・七(一) 昭三・三八 二・七(一) 昭三・三九 二・七(一) 昭三・四〇 二・七(一) 昭三・四一 二・七(一) 昭三・四二 二・七(一) 昭三・四三 二・七(一) 昭三・四四 二・七(一) 昭三・四五 二・七(一) 昭三・四六 二・七(一) 昭三・四七 二・七(一) 昭三・四八 二・七(一) 昭三・四九 二・七(一) 昭三・五〇 二・七(一)

自由價格 騰貴率(月平均) 下落率(月平均)

以上から、吾々は、カルテル價格の波動は大体に於いて自由價格のその半ばであつたのを、知るのである。これはカルテル價格の相対的安定性を物語る。但しカルテル商品は洋紙の一品種(外に政府専賣の三品種を準ず)乃至十二品種(同上二種を準ず)であつた時代の事實であることを、吾々は銘記すべきであらう。

昭和四年二月は、カルテル價格が自由價格との間で鉄状態を明確に刻するに至つた起点として、吾々の注意を惹くこと一再でない。また、この時期の前後から、わが國のカルテル運動は、主要商品の殆んど各部門に普及したのである。他方、その結合程度は次第に深化したのであつて、特にシンデケート組織の結成が目立つのである。例へば、製鐵業が鋼材聯合會を中心に、丸鋼・中板・黒鉄・線材・厚板・中型山形鋼・小型山形鋼に關する各種シンデケート其他のカルテルを結成し、製糖業、製粉業等にも共同販賣組織が出現したのも、この時期の前後からである。何故、かくの如く、カルテル運動が全面化したのであらうか。吾々はいまこの原因を探究しやうとは思はない。たゞ、カルテルが夙に、Kind der Welt(産業非常時の産兒)と命名されてゐることを、想起するに止めるであらう。

昭和四年下半年期、金輸出解禁をモメントとして生起せし貨幣價值修正動向は、世界大の經濟恐慌のために非常なる拍車をかけられたのみならず、つゞいて、イギリスの金輸出再禁止に原因するわが國のそれは、そのときまでの貨幣價值修正

動向を逆轉せしめることとなり、こゝに、物價は未曾有の激動を上下的に顯現するに至つた。かゝる貨幣價值激動時期に、カルテル價格は上記のカルテル組織の高度化と相俟つて、如何なる程度まで安定化するを得たか。

デフレーションはその當時、昭和六年十、十一月の頃まで繼續したが、その間自由價格とカルテル價格は共に非常なる騰落を示して居る。すなはち、昭和四年二月二八入りし自由價格は、三十四ヶ月後、昭和六年十一月には遂に一四〇に下り、下落率は三五・八%である。カルテル價格は二二より一五一、下落率三二・四%。但し總價格構成上の重要度に於いて、カルテル價格は自由價格に對し、期首一對二・五なりしものが期末一對一・六に躍進してゐる事實を、充分に考慮すべきであらう。

カルテル價格

騰貴率(月平均) 下落率(月平均)

昭四・一—昭二・二七(一) 三・〇(一) 昭四・二—昭四・二六(一) 三・八(一) 昭四・三—昭四・三三(一) 三・〇(一) 昭四・四—昭四・四三(一) 三・〇(一) 昭四・五—昭四・五三(一) 三・〇(一) 昭四・六—昭四・六三(一) 三・〇(一) 昭四・七—昭四・七三(一) 三・〇(一) 昭四・八—昭四・八三(一) 三・〇(一) 昭四・九—昭四・九三(一) 三・〇(一) 昭四・一〇—昭四・一〇三(一) 三・〇(一) 昭四・一一—昭四・一一三(一) 三・〇(一) 昭四・一二—昭四・一二三(一) 三・〇(一) 昭四・一三—昭四・一三三(一) 三・〇(一) 昭四・一四—昭四・一四三(一) 三・〇(一) 昭四・一五—昭四・一五三(一) 三・〇(一) 昭四・一六—昭四・一六三(一) 三・〇(一) 昭四・一七—昭四・一七三(一) 三・〇(一) 昭四・一八—昭四・一八三(一) 三・〇(一) 昭四・一九—昭四・一九三(一) 三・〇(一) 昭四・二〇—昭四・二〇三(一) 三・〇(一) 昭四・二一—昭四・二一三(一) 三・〇(一) 昭四・二二—昭四・二二三(一) 三・〇(一) 昭四・二三—昭四・二三三(一) 三・〇(一) 昭四・二四—昭四・二四三(一) 三・〇(一) 昭四・二五—昭四・二五三(一) 三・〇(一) 昭四・二六—昭四・二六三(一) 三・〇(一) 昭四・二七—昭四・二七三(一) 三・〇(一) 昭四・二八—昭四・二八三(一) 三・〇(一) 昭四・二九—昭四・二九三(一) 三・〇(一) 昭四・三〇—昭四・三〇三(一) 三・〇(一) 昭四・三一—昭四・三一三(一) 三・〇(一) 昭四・三二—昭四・三二三(一) 三・〇(一) 昭四・三三—昭四・三三三(一) 三・〇(一) 昭四・三四—昭四・三四三(一) 三・〇(一) 昭四・三五—昭四・三五三(一) 三・〇(一) 昭四・三六—昭四・三六三(一) 三・〇(一) 昭四・三七—昭四・三七三(一) 三・〇(一) 昭四・三八—昭四・三八三(一) 三・〇(一) 昭四・三九—昭四・三九三(一) 三・〇(一) 昭四・四〇—昭四・四〇三(一) 三・〇(一) 昭四・四一—昭四・四一三(一) 三・〇(一) 昭四・四二—昭四・四二三(一) 三・〇(一) 昭四・四三—昭四・四三三(一) 三・〇(一) 昭四・四四—昭四・四四三(一) 三・〇(一) 昭四・四五—昭四・四五三(一) 三・〇(一) 昭四・四六—昭四・四六三(一) 三・〇(一) 昭四・四七—昭四・四七三(一) 三・〇(一) 昭四・四八—昭四・四八三(一) 三・〇(一) 昭四・四九—昭四・四九三(一) 三・〇(一) 昭四・五〇—昭四・五〇三(一) 三・〇(一)

自由價格

騰貴率(月平均) 下落率(月平均)

こゝでの波動に於いて、吾々は兩種價格の變動に關し、ともに下落率は騰貴率に及ばず、自然、價格漸騰を示すこと、カルテル價格は自由價格に比し波動回数少く、下落率では劣り騰貴率では略々匹敵せることを知るのである。更に、總價格構成上の地位を檢するに、兩者の比率は期首一對一・六たりしが、昭和七年六月には一對一・五三となり、八年三月には一對一・四二に變じ、昨年末には一對一・五三である。

(未完)

英國莊園經濟組織の特質 (三完)

助教 矢口孝次郎

一 マナーの概念

一 問題 題

二 Manor & Vill

三 Domesday Book に於ける Manor

四 マナー概念としての Typical Manor (以上二一五號)

二 マナーの特質

一 問題史の素描

二 マナーの外的並びに内的構成 (以上二一六號)

三 マナーの經濟組織に於ける二重の機構

1 その意味

II 村民の經濟機構

III 領主の經濟機構

IV 兩者の綜合としてのマナー

四 外的構成に於ける特質——結語以上本號

(三)

I

吾々は叙上に於てマナーの構成が如何にして成立するかを理解した。而してそれは、封建制度下に於て領主權が如何にして成立するか、それを規定する外的構成と、かゝる領主權は、それが立向ふ村落共同體と如何なる關係に於て存するか、それを規定する内的構成とに區別して考へられる事を知つた。吾々は更に進んで、その内的構成の根據に存し然もそれを最も具體的に表現するマナーの經濟組織が

如何にして組立てらるゝかを考察しなければならぬ。

先づ廣くマナーは封建制度の單位と考へられて居る。即ちマナーは、一方には領主權の多面の變動が直接に向けらるゝ地域的人的の單位であり、地方には人々の政治社會經濟等各方面の生活に關し既に歴史的に發展せる一定の限界であつて、この二面の範圍が合一して存する所にマナーの單位たる意義が存する。

この事はひとり英國の場合のみに限らず、遍く西歐の封建社會を通じて普遍的に認めらるゝ事實であつた。然し乍らマナーが如何なる方面の單位たるかは、その存在と活動とを如何なる觀點に立つて把握するかによつて決定さるゝのであつて、必ずしも一定のものとして認められない。

例へばメイトランドは Typical manor の有する特質として四つの方面を認め、これに相應してマナーが次の四つの見地より見て單位たる事を説く。(一)村落 (Vill) としては公法の單位、即ち警察及び財政法 (police and fiscal law) の單位、(二)農業制度に於ける單位、(三)財産管理 (management of property) に於ける單位、(四)司法上の單位 (Pollock and Maitland, Hist. of Eng. Law, p. 507) またブロードニッツはマナーが、(一)それ自身の裁判所を有する私法上の單位であると共に、(二)政治的見地に於ては公法の單位であり、(三)更に他面に於てはマナーは統一的なる農業經營を行ひ、それに應じて領主も私經濟的にこれを單位として取扱へる點より、經濟的に單位たる事を認めて居る。(Broditz, Englische Wirtschaftsgeschichte, I. Bd. S. 27) 更にヴィノグラドフは單位たる事を明白に主張するのではないが、マナー組織が三つの緊密に結合せる方面即ち財産的、社會的、政治的方面を提示するとなし、マナーを(一)財産的には保有地^{ドメニウ}によつて圍繞されたる領地(二)社會的には支配階級と従屬階級、勞働階級と軍事階級との結合(三)政治的には地方統治の單位と考へて居る。(Vinogradoff, Manor, p. 307) 勿論例示した單位たる事の各方面は、マナーの成立過程及び活動に於て見得る如く、遊離的に存するものではなく全體として相互的關聯の裡に存するものであ

り、従つて觀點の如何によつて取出されたる各方面が必ずしも一樣のものとはなり得ない。然し乍らそれらを通じて何れの場合にも認めらるゝ方面は、經濟的或は財産的方面であつて、この事は村落共同體の上に立つマナアが封建制度の下部構造たる事の意味を明白に指示するものと考へられる。然らばかゝる經濟的或は財産的——端的に云へば經濟的單位としてのマナアを取上ぐる場合、その組織は如何なる様相を具備して居るか。それがこゝに取扱はるべき問題である。

この問題の解明のためには、前節に於て述べたるマナアの内的構成をこゝに再び想起する必要がある。そこに於て吾々は、マナアは單に經濟組織に於てのみならず全體的構成に於て二つの對立する原則によつて貫かれて居る事を知つた。それは即ち *Seigneurial principle* と *communal principle* とであつて、これ等のものは最も明瞭に經濟生活に於て具現され、そこに二つの經濟機構が成立する事を認めた。即ち一方マナアの基底には村落そのものが村民の經濟機構として既に一定の發展を遂げて存し、他方領主は何よりも先づマナアを彼の經濟的支體として組織せんとした事は、その存立に於ける最も根本的なる事實である。實にヴィノグラドフの云ふ如く「マナア組織の經濟的方面は、その組織が二つの明確なる目的に向けられて居ると云ふ有力なる事由によつて支配される。その組織は村民の利益を代表し且つ明示すると共に、領主のための租税の徴收、賦役の強制の機關として働く。……マナアは借地民（*tenants*）の専らなる利益のために存せざると同じく、それは領主の専らなる利用のためにも存しない」(1) (括弧内筆者) この事は他の個所に於ては次の如く説かれる。マナアの經濟生活に於て最も確固たる事實の一つはその二重の機構 (*double mechanism*) である。……マナアは原則として、廣範な・なれど特殊な自治制度を有する村落共同體と、それの上に加へられたマナアの支配とより成立つ。……マナアに於けるこの二重の目的、二重の機構は先づ最初に極めて獨自なる特質として認められねばならない」(2) かくの如

くマナアの經濟組織はその根本に於て二重の機構を以て成立したのであるが、それは再三顧みたる如くマナアの成立過程よりも當然に認めらるゝ所である。

かくて吾々はマナアの經濟組織を次の三つの觀點より考察する事を許さるゝであらう。

一、村民の經濟機構は如何に存立するか。二、これに對して領主のそれは如何に存立するか。三、兩者の綜合としてのマナアは如何なる意義を有するか。この三點である。

(1) Vinogradoff, *Manor*, p. 307

(2) *id.*; *Camb. Med. Hist.* Vol. III, p. 473

II

マナア社會の構成を階級の觀點より考ふるならば、概括的に述べるとするも、支配階級に屬するものとしては領主の外に彼の支配の機關たる機能を擔ふ諸種の役人を數へねばならず、他方村民即ち被支配階級の側に於ては、或る意味に於ては領主の支配より獨立せる自由民、法律上身分上之に隷屬せる *villain*, *cottar* 或は *border* 等の所謂農奴及び完全自由民たる奴隸等を擧げねばならない。然もその間の關係は、純粹の經濟關係に於ても身分上法律上の關係に於ても一樣ではあり得ない。然し乍らこゝにかゝる差別を超へてマナア社會を領主と村民との對立として把握する立場が可能である。それはマナアを原始的に自治共同原則を以て貫かれたる村落共同體の上に、封建原則を擔ふ領主の君臨せるものとして理解する立場であつて、またこの點が凡てのマナアを通じて最も根底的なる事實であつた。而して村民中の大多數を占めて居たものは農奴階級である事(1)、而して權利義務の配分に關し彼等が標準的地位に存したる事を想起すれば、マナアは經濟的見地よりは最も簡單に領主と農奴との對立せる經濟社會であると云ひ得るであらう。然も他の被支配階級と雖も個別的に領主に對立するものではなく全一體とし

て領主に對して一定の關係の下に在つたのである。從つて *peasants, villagers, tenantry* 等の語によつて表示さるゝ如く村民を全一體として把握する事は可能である。今こゝに領主の經濟機構に對する村民の經濟機構を考察する場合、村民とはかゝる立場に立つて把握されたものである事を注意すべきである。その事は彼等の經濟機構を最も明瞭に表示する村善共同體を顧みる事によつて理解されるであらう。

村落共同體は莊園的組織の存立前に於て既に一定の段階にまで發達せる村民の社會である事は再三述べた如くであつて、從つて村落が封建的領地たるマナアと化した後に於てもそれ自身の存在と活動とは本質的に領主支配或はマナア組織の干渉を離れて存続して居た事は豫想される。この事は村民の共同生活の各方面に認め得るのであるが、殊に、當時の經濟生活が本來自然經濟たる事より豫想し得る如く、農業生産上の諸關係に於て、就中耕作地及び廣く共有地として知らるゝもの統制に於て顯著に認められる。勿論既に村落が封建的領地に變化したる以上例へば村民の土地保有は法律上の根據に於て重大なる變化即ち所謂封建的土地保有原則の支配を蒙り、又事實上に於ても、農民の保有地即ち隸農耕地 *land in villanage* と領主の保有地即ち直屬地 *demesne land* とは多くの場合相交錯して存し、かくて村落共同體の純粹なる様相は存続せずして、そこに領主支配的要素が混入し修飾を加へたる事は認めなければならぬ。然し乍らかゝる或る意味に於ては形式的觀念的の變化の奥底に、生けるものとして存続せる自治共同體の要素或は原則が認められ、このものはマナアの諸種の活動に際して明白に發現して居たのである。それは如何なるものであるか。

元來村落共同體は血縁團體が地域團體に轉化したる事によつて成立したもので從つてその根幹には血縁團體の特質が多分に含まれて居る。かくてアングロ・サクソン時代に於ける村落共同體 (*villein*) は、原則として、多種の財産上の權利と經濟上の職業とを有する人々 (*people*) より成立つ社會組織には非ずして、權利義務

に關して相互に、一定にして且つ單純なる關係に入れる家族 (*household*) より成立つ社會組織であつた(2)。然も社會の構成單位たるこの家族は、それ關與する權利義務の見地より單純化して考ふるならば、その利益を表示する一觀念即ち持分 (*share*) の觀念に還元して考ふる事を得た。かゝる持分の基礎は *hides, hides* 即ち家族持分地であつて、それは土地の面積としては標準的に一二〇エーカーより成立ち、これによつて村落に於ける權利義務の配分が可能且つ容易となつた(3)。こゝに持分たる *hide* が他に如何なる性質を有するかは問題となる點であるが、(4) 權利義務の配分の準據となつた事は疑を容れられない。*hide* の成立は單なる財産上の便宜でもなく、土地測定の目的のためにする一時的の土地の分配でもない。それは當時の農業上の慣行——人々の權利の複雑なる交錯と近隣者間の恒久的協働の必要とを含む當時の制度内に於て、土地保有者の權利義務の配分を必要ならしめたその慣行——と關聯して發生したものである。(5) 然し乍ら時代と共に血族關係の分化するに從つて、即ち大家族たる *Maner* が普通の小家族に分化するに從つて、一戸に割當てらる持分は *hide* よりその四分の一の面積である *virgate, virgates* (即ち三〇エーカー) に減少したが、その特質たる權利義務の基準たる事は何等變化を蒙らなかつた。これがマナアに於ける状態であつて、村落構成の標準的成員たる *villein* は一戸に就き耕地の三〇エーカーを持分として割當てられ、それが彼の最初に擧げらるべき經濟的支盤となつた(6)、村民の持分が先づ耕地の保有權に於て決定せられそれに基づいて他の一切の權利義務が配分せらるゝに至つたのは、耕地が最も可視的であり可分的である事に起因するとしても、その根本はそれが重要な生産手段たりし事を認めなければならぬ。然らば持分の中に包含さるゝ權利とは何か。今 *Fordham* が明瞭に要約せる所に從つて村民の持分の内容を見れば、それは次のものより成立つ(7)。

- (一) 開放耕地内に分割せられたる一定數(標準的には三〇)の帶地、これら帶

地は一年の中耕作の開始より穀物の收穫までの期間は各村民の個人的利益のために利用されたが、收穫後は、多くのマナアに於ては、家畜の放牧のため共同使用權の下に復歸した。

(二) 割當牧草地 (lot meadow) の一定の帶地に於ける乾草收穫の權利。これは多くの場合自由民及び villain のみに限られた。またこのためには慣習的に毎年投票が行はれた。

(三) 共有地、森林、荒蕪地、乾草收穫後の割當牧草地及び穀物收穫後の耕地等に家畜を放牧する權利。

(四) 森林及び荒蕪地より燃料、建築、柵欄、道具等のために使用する木材を伐採する權利。更にこれと共に、芝・石・或は砂その他の材料を採取する權利。

(五) 上述の地域に於て獵鳥獸を捕獲する權利。

以上が持分の權利の主要なる内容であつて、それは身分の異差によつて多寡の別はあるとするも、そこには原則として利益に對する村民の均等なる參與の原則が支配して居た。かくて私的利用のために存する宅地及びそれに附隨する園圃^{ガールデン}或は一定期間の耕地以外は、凡ての土地の使用収益には村民が共同に參與すべき權利を有し、それは一般に共有權 (common rights) として知られ、吾國の入會權に比すべきものであつた。

然らばかゝる制度は財産所有の如何なる制度として考へらるべきか。先づそれは現今に於ける如き私有及び私有財産の個別管理と云ふことによつて説明されない。また領主支配によつても、或は嚴格なる共產主義に基いても、更には血縁^{ブルドゥ}制度の結果としても説明され得ない。寧ろこれらの凡てに共通する特質を有し、然もその何れとも區別される制度として理解される。然らばかゝる特質を最もよく内包する表現は何であるか。ウイノグラドンはこれを持分社會 (community of shareholders) 或は持分制度 (shareholding arrangement) となして居る⁽⁸⁾。この表現の最も適切なる所以は、持分制度の他の半面を顧みる事によつて示される。即ち

村民の持分は上述の如く、單に利益或は權利の割當を含むのみでなく、村落の存在と活動とによつて要求される一切の義務の負擔の割當を受けたので、この點に於て義務の連帶負擔の原則と考へられる。即ち國家の租税にせよ、領主の課税にせよ、その原則の下に持分に應じて村民に賦課せられたのである。この事は Domesday, Geld Inquests, Hundred Rills その他財政上の目的を以て作成せられたる文書に於て、かゝる持分が財政上の單位即ち租税その他の公的義務の賦課の單位として考へられて居た事によつて知られる。⁽⁹⁾

然し乍ら持分制度の意義は單にそれが權利義務の配分の準據となつた點に存すのみではなく、更に必然の要請として生産方法を規定した點に存する。即ちその制度の必然の結果として共同耕作^{コモン・ワーク}或は耕作強制が要求された。古くより持分に於ける均等の觀念は單に量的たるに止まらずして質的にも要求され、その結果として持分地の配置に關する獨自の制度たるかの交錯^{インターミックスド}所有^{プロパティ}制度或は混耕地^{ミックスド・グラウンズ}制度を發生せしめたのであるが、その制度は當時の生産状態に於ては共同耕作或は耕作強制を豫想してのみ可能なる事であつた。こゝに當時の農法たる二圃農法或は三圃農法と相俟つて、中世初期より近世にかけて英國(並びに歐洲全般)の農地制度たる開放耕地制度が成立したのである。以上の如く考ふるならば開放耕地制度の謎 (The riddle of open field system) として知らるゝその存在の理由或は起原の問題を、クナップの如く住民の定住又は人口の増加に從つて漸次に耕地擴大の必要に迫られ、それがために新なる耕地を開墾し、その際に平等原則が働きたる結果と觀する事も、シーボームの如く古くより領主支配の行はれたる結果と認むる事も正鵠を失するものと云はざるを得ない。⁽¹⁰⁾それは實に村落共同體の自治共同主義に基いて權利義務に關する持分の均等を保持せんとする所にそのレーゾン・デートルを見出さねばならない。⁽¹¹⁾またその點にこの制度の歴史的意義も存すると云へやう。かくてホールズワオースは云ふ。 "... it would perhaps be true to say

that this common-field system forms the stage which is intermediate between the very primitive period when permanent ownership in land is unknown, and the modern conception of separate and individual ownership." (12)

以上の如く持分制度に基く開放耕地制度は村落共同體の自治共同主義を最も明白に具現せるものであつて、村落がマナア化し領土の支配が強力になつた後に於ても、また個人主義と國家權力が浸潤するに至つても失はるゝ所なく存続し、更にその根柢は近世に於てすら見られる。また假令法律論より見てはこの制度より直ちに村落共同體の存在を論證し得ることは云へ、(13)最も本質的な點即ち生産關係に於ける共同主義の存在を認識するならば實質的に以上の如き意味に於ける村落共同體の存したる事は疑ふを得ない。 "... whatever inroads the individual and the State may have made upon it, and whatever bias legal theory may have shown towards more definite and individualistic conceptions, the average English household of the middle ages lives under conditions in which his power of free disposal and free management was hemmed in on all sides by customs and rules converging towards the conceptions of a community of interests and rights between all the household shares of a village." (14)

然るに村落のかゝる共同體的特質は上述の如き經濟機構に於てのみならず、政治上にも司法上にも、更に廣く社會生活全般に於ても顯はる所であつて、前節參照、詳説は他の機會に譲る。(15)この事はマナアの特質が本來 corporate unity である事を一層廣く立證するものである。

以上に於て吾々は村民の經濟機構が本質的に如何なるものであるかを概觀した。そこに示されたる特質は、然し乍ら、マナア組織の裡に取入れられて存する場合——この段階に於ては然るものとして考へなければならぬが——必ずしも純粹の姿に於ては存せず、村落が對立する領土或は領土權の要求を排除し得る

ものではなかつた。かくてそれによる修飾或はそれとの調和妥協が必然に結果したのもあつて、こゝにマナア經濟組織の特質を把握しなければならぬ。然し乍らそれに先んじて吾々は領土の經濟機構が如何なるものであつたかに先づ眼を轉じなければならぬ。

(1) Domeshay Book (1088) によれば農民人口の割合は次の如くである。Free-men 4%, Souten 8%, Villains 38%, Cotters and Borderers 32%, Slaves 9%
かくて農民の代表人口たる隸農は全人口の七割を占めて居た。

(2) (3) Vinogradoff, Manor, p. 151

(4) hide の意義如何は議論の存する所である。hide は元來それがまた familia, manse 等の名稱によつて示さるゝ如く、土地の配分を一つの家族の生計の維持を根據として定めたる所に起源を有する。然るにかゝる土地を多く有するものは軍役その他の義務殊に Danegeld の賦課に際してそれだけの負擔を擔ふ如くなつて、公の義務を賦課するに際しての基準となつた。この二方面の意義を有するため hide なる語には財政上の單位としての fiscal hide と面積の單位としての field hide との二つの用法の存する事を認めねばならぬ。然も他方に hide によつて表示さるゝ面積も地方によつて異なる場合あり、かくこの概念を愈々複雑ならしめて居る。

(5) Vinogradoff, op. cit. p. 165

(6) 一般に耕地の面積によつて示さるゝ村民の持分はその地位に従つて hide 等と分割され、それは各々 hide, 2 virgates, virgate, bovate と稱された。

(7) Fordham, M.; A Short Hist. of Eng. Rural Life, p. 41

(8) Camb. Med. Hist. Vol. III p. 473; Vinogradoff, op. cit. pp. 150—151

(9) *ibid.* p. 152

(10) *ibid.* pp. 176—177; Kna pp; Grundherrschaft und Kriegergut, S. 107 前節よりボームの項。

(11) この見解は Vinogradoff の強調する所を Villainage p. 234 外所々に見られる。現今では定説である。

(12) Holdsworth: A Hist. of Eng. Law. Vol. II. p. 62

(13) Marland: Domesday Book and Beyond. p. 347 ff.

(14) Vinogradoff: Manor. p. 129

III

然らば村落共同體に對立するものとしての領主の經濟機構は如何にして存立するか。換言すればマナアは如何にして彼の經濟的支盤となるか。これに就いて先づ廣く、莊園の領主支配的なる自家經營フイタル・ホウゼリヤが從屬的なる農民と土地に對し如何なる關係を有するか、端的に云へば領主が如何なる關係に基いて莊園より收入を獲得せんとするかによつて、莊園組織について二つの類型が考へられねばならない。

一、は領主自らは莊園に於ける農場經營に關與せずして、土地の貸與、司法上の料科罰金、その他慣習的の諸種の貢納の賦課等によつて貨幣或は物品を收受徵收する場合、即ち莊園の組織が所謂 *Manor and Rentengrundherrschaft* の類型たる場合。

二、は莊園内に直屬地を有し領主自ら或はその役人を通じて、農場經營をなす場合即ち *Betriebsgrundherrschaft* の類型を示す場合。(1)

かゝる區別は類型として考へ得るのであるが、大陸に於ても英國に於ても、莊園組織は、多くの場合且つ亦本質的なるものとしては、兩者の綜合として存した事が認められる。而してその間經濟的觀點より見て何れが重大なる意義を有せるかと云へば勿論後者である事は明らかである。この事は領主と逆の關係に於ける村民の立場より見らるゝのであつて、彼等の負擔せる多くの義務の中最も標準的のものであり且つ最も重き負擔であつたものは、種々の貢納よりも寧ろ領主に對して負ふ耕作その他の勞役——殊に週勞役であつた。この點よりも農場經營的ドミニカン莊園がマナアの經濟的に本質的なる姿であつたと考へられる。

マナアに存する領主の經濟的支盤としての意義が以上の如くであるならば、そ

の機構は如何にして成立したか。それを最もよく表示するものは直屬地 (*domineum*) である。(2) 尤も直屬地の觀念は、必ずしも村民の經濟機構の表示たる村落共同體の觀念と同一の觀點に於て考へられたものではなく、後者が村民の社會經濟生活を基礎とする全般の生活の抽象的組織を指示するに反し、前者は實際的に領主が領地を經營し且つ村民との政治的經濟的證關係を統制する事實的の組織そのものを指示するのである。従つて村落共同體なる觀念に相應する如き領主の全般的なる經濟機構を求むるならば極めて抽象的に領主の農業經營管理組織——人的物的の——と云ふが如きものを考へざるを得ないと思ふ。たゞそれが最もよく直屬地に具現されるために、直屬地を以て村落共同體と對立せしめ、そこに領主の經濟機構を認めんとするのである。而して他方直屬地の意義も歴史上必ずしも一様ではないが、こゝには狹義に於て、廣く村民の保有地と對立せしめて考へられて居る事は論を俟たない。(3)

先づ直屬地は領主經濟の基礎であると共にマナア統制の中心であつた。勿論マナアの種類によつては——例へば大領主及び王の多くのマナアに見る如く——この種の直屬地は存在せずして、一切の土地は村民に貸與されその反對給付としての地代たる貢納が徴發されて居た。然し乍らマナア本來の姿に於ては、ノルマルな而して類型的マナアに於ける如く、中心としての直屬地は不可缺の要素であつて、實に三圃農法と並んで英國莊園制度の二つの根本的特質であつた。(4) この特質は獨逸の莊園に於ける極めて僅少な直屬地の存在と比較して著しい對照をなす。而してそれは英國封建制度に於て國家が政治的には領主權を制約せるに反し、經濟的にはその自由なる經營を認容したる事の結果であり、更に後述の如く英國の莊園制度の資本主義化を容易ならしむる一要因ともなつた。

然らば直屬地はマナアに於て如何なる状態に於て存し、如何なる方法によつて經營せられたか。先づ直屬地と一般に稱するものは、その存在の目的より考へて

二つの部分より構成せられてゐる事が認められる。一はマナアの役場たる領主の邸宅を中心とし、それに附屬せる建物、構地等を以て圍繞さるゝマナア支配の中心地域 *dominical centre* であり、他は領主家計の基礎たる直屬の耕地である。この兩部分は直屬地について考へる場合、或は綜合的に考へられ或はその中の一が高調される。殊に前者は司法行政の中心となり、租税徴集の場所ともなつたので、この意味に於て直屬地は屢々 *hall or court (aula, halle)* なる語によつて代表されまたかゝる意義の高調によつて、マナアを租税徴集の場所なりとするメイトランドの理論を生じた。(5) 然し乍ら經濟的觀點より見て重要なものは後者の意義に於ける、或は後者の部分に於ける直屬地であつて、吾々はそれを特に取出して考察しなければならぬ。

直屬耕地——と後者の部分を特に別稱するならばその直屬耕地——はマナア全耕地に於てかなり重大な部分を占めて居た。勿論極端なる場合を考ふるならばマナアが全部直屬耕地たる場合があり、その半面には直屬地が全く排除して悉くが村民の保有地たる場合があつたが、一般には全耕地の五分の二乃至三分の一が領主に直屬する部分であつた。(6) 然し乍ら直屬耕地はその占むる面積の如何に關せず、マナアの耕地の配置と經營に關して共通なる・而して最も重要な特質を有して居た事が注意されなければならない。

その一は直屬耕地の存在狀態である。即ち直屬耕地は後代に見るが如く一區劃に集中して存在せるに非ずして、元來は村民保有地と等しく多くの帶地として開放耕地の中に村民の持分地と交錯して存在して居た。従つて村民の耕地と一様にマナアの慣習に従つて耕作強制に服せねばならなかつた。かゝる事實はマナアに於ける共同主義の根強き存在を顯はすと共に、地方には領主權及びその具體的表現たる直屬地が比較的後代に起源を有するものなる事を明示する。勿論時代と共に領主は合理主義の思想によつて資本主義化し、従つて散在帶地を一個所に集中

して所謂單獨所有耕地 (*cultural separate*) を形成する傾向はあつたが、然る場合と雖も開放耕地の全組織、或はその原則を破壊せしむる程大なる影響を有するものではなかつた。(7)

直屬耕地に關する第二の特質として擧ぐべきものは、その耕作その他に要する勞働が全く村民の賦役によつて充足された事である。直屬耕地の一部は領主によつて側近奉仕者への報酬として貸與され、或は農民に一定條件の下に賃貸され(これを *coltard* と稱す)たが、大部分は村民の賦役を徴發して自己經營をなした。かゝる賦役は村民の側より見れば、自己の持分たる土地保有の反對給付として負擔せるものであつて、それは *villainage* なる不自由土地保有の根本的特性である。従つて持分の如何によつてその負擔の量にも差別の存した事は明らかである。(その詳説は階級關係の説明に譲る) 直屬耕地に於ける勞働が隷屬的なる農民の負擔たりし事は廣く莊園制度の根本的特質であつて、そこに二重の機構の綜合關係の一つが存する。その歴史的理由は後述の如くである。

以上の如く領主の經濟機構は第一次的に直屬耕地を支盤としてその上に立つて居た。然るに副次的意味に於て、貨幣及び實物貢納の徴收がこれと並列し或は同時に同一原則に基いて存した事を忘れてはならない。然し乍ら類型としての *Neig and Ranggrundschaft* に於けるかゝる貢納が實質的に如何なるものなりしやは確答する事が困難である。何となれば廣く貢納として負擔せるものは、その支拂の時期に於て、支拂の品種に於て、更に根本的にはその要求の根據に於て多岐複雑にして、これを整一的に述べる事は極めて困難であるからである。今これ等貢納として村民の負擔せるものを、その要求の根據に従つて大體類別して列擧すれば次の如くである。

一、領主がその財産殊に土地を貸與し利用せしむる代償として要求せるものにして、或る意味に於ける賃貸料或は小作料の性質を有す。

二、公法上或は國家的起源を有するもの、例へば軍事税、十分の一税等が見らるるも、最も重要なものは裁判上の罰金料料等である。

三、生産物の臨時寄進。これ等は農産物のみに限らず、工業製産(例へば織物)に就いても、家畜の増加に就いても、その一部を納入する事が規定された。

四、領主が獨占せるものに關して農民に與へたる利益或は權利の代償。換言すれば生産上の必要の施設の獨占より生ずる収益である。かゝるものとして例へば堯臼、パン焼籠、醸造所、就中水車が存する。

五、身分或は土地保有によつて慣習的に規定されたるもの。例へば相續に際して支拂ふ *heirlooms*、娘の結婚の許可料としての *meubles*、土地讓渡の許可料としての *chevageum* 等であつて、これ等は多く農民の不自由なる身分或はかゝる土地保有の表示と考へられ、また領主に對する隸屬を表示する意義を有するに止まる。

以上が貢納としての領主の財源の概要であつて、その負擔が身分によつて異なる事、支拂の品種が時代的に地方的に異なる事、就中貨幣によるその支拂がマナー制度の實質に重大なる影響を及ぼせる事等は注意に價する點であるがこゝには暗示するに止めて置く。

叙上の概観によつて吾々は領主の經濟機構——殊にその財源——を知り得たがこゝに附言すべき事はかゝる領地經營の管理と財源の支持のために廣き意味の機關として種々の役人が必要とした事である。かゝる役人としては、領主が多くのマナーを有する場合、全部或は數個のマナーに關して彼の代理者としてこれを統括管理する *seneschal* 即ち *seneschal* と、個々のマナーに於てその職責を有する *butler* と、更に寧ろ村民の代表として管理の任務を有する *reeve* とを擧ぐる事を得る。

これらの役人は勿論機關として領主經濟機構の一部を構成するものであるが、その特質の解明を目的とする本稿に於ては單に名稱を擧ぐる止め、その機能と意義

に就いての詳論は階級關係の説明の機會に譲る事とする。

(1) Krüschke: *Allgemeine Wirtschaftsgeschichte des Mittelalters*, SS. 227—228. Broditz: *op. cit.* S. 27

(2) *Canab. Med. Hist.* Vol. III, p. 473

(3) 直屬地なる語は常に二つの異つた意義に於て用ひらるゝ事を注意しなければならぬ。(一) 狹義に於てはその語は領主によつて或は領主の利用のために直接占有され且つ耕作さるゝ土地を意味し隸農民の保有せる土地を除く、

(二) 廣義に於てはそれは隸農保有地をも含める。(Vinogradoff: *Villainage*, p. 223, n. 1)

(4) Ashley: *Preface to 'Conlanges'*, "The Origin of Property in Land," XXVIII-XIV

(5) *A Manor is a house against which geld is charged.* (Maitland; *op. cit.* p. 120)

(6) 直屬地の割合は算定の準據の如何によつて必ずしも一定しない。或は五分二乃至三分一となし (Ashley: *Economic History*, Vol. I, p. 7) 或は二分一以上、九分二等の割合を擧げ (Lipson: *The Economic Hist. of Eng.*, Vol. I, p. 30) 或は十分一に過ぎざる場合すらあつた。(Broditz: *op. cit.* S. 33)

(7) Vinogradoff: *Manor*, p. 315 尙かゝる土地の一種として、その耕作義務を週勞役の日數によつて計算せずして、一定の面積を以て決定する *gafolwerth* なる領地が存した。

IV

以上に於て吾々はマナーの經濟組織に於ける三重の機構の特質が各々如何なるものであるかを概観した。然るに前述のヴィノグラドフの言より知り得る如く、マナーの經濟組織とは實にかゝる兩組織の綜合せられたるものであつて、かくてそれは村民と領主の生計の維持と云ふ二つの目的に向けられて居る所に本來の意義が存する。従つて各々の機構は、それを指導し支配する原則を純粹に或は絶對

的限度にまで發現し得るものではなく、各々他の機構に對して調和し或は妥協しなくてはならなかつたと考へられる。

先づこれを領主の側に就いて見るに、彼はそのマナアに於いては、封建的土地保有理論の如何に關せず、事實的には殆んどその一切の土地の絶對的所有者として存在したのではあるが(1) 然もマナア經營に際しては、必要なる限りに於て村民の慣習的權利或はその自治共同主義には讓歩しなければならなかつた。實に領主の地位は、ノルマン封建化の過程が彼の地位の高揚、臣下の壓迫に向ふ傾向になつた後に於てすら、無制限なる權力を有するものではなかつた。即ち一方に重要な權利と特權を有すると共に、彼は同時にその借地民(即ち村民)に對して一定の義務を負担して居たのであり、(2) その權利と特權は制約せられて居たのである。而して極めて多くの場合に於て、領主の直屬耕地は混淆地の中に交錯して存したる事——從つて耕作強制の慣習に服従したる事——及び領主が常に村落裁判所の *halmes* 及び慣習的規約に表示せられたる條件及び慣行に服従したる事は、深く根差したる觀念と習慣の力の特徴である。(3) 更に領主司法權が強力に支配せる裁判所に於てすら領主は裁判官たるよりも寧ろ記録者に過ぎざる場合も存した(4) 次に荒蕪地の使用收益權に就いても領主所有の觀念は、古來の慣習に結びつく共同財産の觀念と矛盾を來し、從つてそれとの妥協として、領主の側に明白なる必要なき限り村民の權利の存續を許容した。勿論この場合は絶對的讓歩に非ずして、領主所有の法律上の根據は固執し、そのために或は共同使用收益權に課税し、或は必要なる場合の回收權は留保した。(5) 然し乍らこれ等の事は共に、理論上は村落の土地の絶對的支配者であり乍ら尙その權利に制約を加へられたる事を意味するのであつて、換言すれば村落共同體の傳統への融合を示して居る。

かゝる領主の側に於ける融合或は妥協に對して、村落共同體の側に於いてもそれを指導する原則に封建的制約を加へられた事を認めねばならない。否マナアと

は、かゝる制約の所産を意味するものに外ならないとまで極言し得る。その中最も根本的なるものは、土地保有權の理論上の根據の變化であつて、それに伴つて村民の身分が變化せしめられた。即ち封建的土地保有理論は村民の保有地を悉く領主より貸與せられたものと認め、これに對して廣義に於ける奉仕がこの場合には賦役及び貢納の形に於いて要求せられた。然も土地保有そのものゝ關係が村民の身分をも決定して彼等を隷屬的身分 *Villainage* に陥らしめた事は周知の如くである。然し乍らかゝる變化は單に領主の側に於ける暴威と搾取を物語るものとして受取らるべきでなく、當時に於ける社會上政治上の不安がかゝる變化を生ぜしむる事によつて、村民の個々の安全を確保しその經濟を維持する事を得しめたものと認むべきである。この事は領主の側に就いても云ひ得るのであつて、從つてマナアは近代の意味の階級社會に非ずして、寧ろ身分に基く共同社會と考へられねばならない。吾々はこの事を二重の經濟機構の綜合と云ふ點に於て理解せんとするのである。

然らばかゝる經濟社會を成立せしめた歴史的理由は何處に存するか。先づその一般の理由としては、大陸の場合と等しく、一方には當時の經濟生活が主導的には自然經濟であり且つ封鎖經濟即ち自足經濟であつた事、他方には血縁關係の根柢を有せる自由村落共同體が崩壞し政治的不安の激増せるにもかゝらず強力なる權力殊に中央政府の缺除せる事が考へられる。從つてその結果としては廣く政治上の制度としては封建制度の成立、社會經濟生活の具體的組織としてはマナア組織の成立が必然に要請され、そこに於ては二重の機構の綜合、即ち政治權力の保持者たる領主の存在と勞働力の保持者たる農民の存在との相互依存或は綜合が具現されたと考へられる。何となれば人口即ち勞働力が極限され而して生産手段が全く土地にのみ存せる當時に於ては、領主は村民の存在を犯してまで、即ち彼等の勞働力を犠牲としてまでその收入を強制し擴大する事を得ずまた封鎖經濟又

は自足經濟を原則とする以上その必要もなかつたのである。「領主の胃の腑の廣さが農民に對する彼の搾取の限界を作つた」と云ふマルクスの有名なる比喩はこの事を最も端的に示す。この關係は逆の立場に於ける農民の側に就いても云ひ得るのであつて、彼等は領主權に隸屬する事によつて社會的政治的生活の統制と安寧を保持し、經濟生活を維持し得た。封建制度が原則として人民の領主への隸屬を要求したのは、領主の立場に於てその權利の確立を求めんとした事に存するも半面に於ては領主に歸屬するものは身分と生活を保證さるゝ結果となつた事を認めなければならない。(6) 以上に於て吾々は領主と村民との經濟機構の綜合が何を意味するかを理解し得たと信ずる。而してその事は同時にマナー制度の歴史的意義即ちその制度が社會的にも經濟的にも原始的制度と近代的制度との間の中間的架橋的意義を有するものである事を示して居る。然し乍ら以上の如きマナー經濟組織の特質は、大陸に於ける莊園組織のそれと多少の異同はあるにせよ根柢的には共通せる所であつて歴史上の一類型としての莊園組織の特質を示す。然るに繚つてかゝる組織が如何にして近代的組織に轉化せるかを顧る時、吾々は英國の莊園制度が他のものと異なつて有する特質を認めざるを得ないのであつて、英國莊園經濟組織の特質を語る時、これが考察を缺く事は許されない。

- (1) Vinogradoff; Manor. p. 308.
- (2) Home; The Manor and Manorial Records. pp. 15 ff.
- (3) Vinogradoff; op. cit. p. 312.
- (4) Home; op. cit. p. 16.
- (5) Vinogradoff; op. cit. p. 311.
- (6) 既述 Athelstan (925—940) の法律によつて、土地なき凡ての人々は必ずしも領主を持つべき事、もし無き場合は血族が彼のためにそれを見出すべき事を要求して居る。Nightingale; The Const. Hist. of Eng. p. 148.

四

既にマナーの外的及び内的構成を概説したる場合理解したる如く、英國莊園制度に於ける莊園領主の地位は二重の制約を蒙つて居ると考へられる。即ち一は上部より王或は國家によつて與へらるゝものであり、他は下部より村落共同體によつて加へらるゝものである。然し乍ら村落共同體によつて與へらるゝ領主權の制約、換言すれば領主權が村落共同體に對する妥協は、前節に述べたる如く大陸の場合にも見らるゝ一般的特質であつて、莊園制度の成立過程によつて必然に由來する所であると認められる。然るに上部より加へらるゝ制約は英國莊園制度が特に他のものと異つて有する特質であつて、既に英國封建制度の特質として理解した所である。然るにこの特質が英國莊園制度の發展に就いての重要な一要因となつた事が今の場合注意に價する。

既述の如く英國封建制度は土地上或は經濟上の關係に於ては理想的型態即ち分權的形態を有するも、政治上の關係に於ては寧ろその完全なる發展即ち分權化に對し王の權力による制約が加へられて、一切の領主或は領主權は一の階段ヒエラルキの中に包攝され王の權威に向つて秩序付けられた。かくて政治關係が遠心的即ち分權的に發展せずして、求心的即ち集權的に發展したのであつて、この事は同時に他國に先んじて王權即ち中央政權の完備を促す事となつた。然るに國內に於て強力なる中央集權の成立せる事はブロードニツツの云ふ如く、大陸殊に獨逸に先んじて流通經濟にとつて最も重要な前提即ち法律制度と度量衡制度とを全國的に統一完備する事を得しめ、それは更に貨幣經濟の發展を促進し、封鎖的單位たるマナーを近代化し崩壊せしむるに至らしめた。(1)

繚つて惟ふに、一般的に莊園經濟の原理は欲望充足經濟のそれであると認められて居る。即ち經濟的觀點より觀たる莊園經濟の特質はその自給自足性即ち社會的獨立である。(2) 然し乍らその特質は類型的に——従つて靜態的にマナー經濟を考へる場合得らる特質であつて、事實的に發展しつゝあるマナーに於て他の傾

向の存した事を認めねばならない。それはマナアに於て古くより相當の流通經濟の發達して居た事で、その例證は週市の發達、都市を中心とするかなり廣範圍の穀物の移動等によつて示される。然るにこの事實は既に生産が單に自給自足の原則を離れて市場のために行はれた事、即ち貨幣經濟の侵入を意味し、従つて中世經濟に就いては吾々が普通に理解する以上に廣範に交通及び流通經濟が行はれ、慾望充足經濟は狭き範圍に於て支配して居たと考へねばならない。(3) かゝる状態或は傾向は勿論英國が島國たりし事の自然的條件にもよるのであるが、その直接の原因が王權が最初より優越して居た事に存する事を忘れてはならない。ヴィノグラドフは英國がかくの如く政治上に於て他國に優越せる點を有する事のために經濟的に他國より完全に一世紀、否二世紀先んじたる事を認め、更にそれは他の經濟上の特殊なる理由——一は *Flanders* 地方との羊毛貿易、他は *Normandy*, *Aquitaine* 及び他の佛蘭西の土地領有——と相俟つて、英國をして十三世紀に於て既に自然經濟より貨幣制度へ發展せしめた事を説いて居る。(4)

勿論以上の論旨に於て、ブロードニッツにせよヴィノグラドフにせよ、マナア經濟組織に存する自給自足の原則或は當時に於ける自然經濟の状態そのものを否定し去らんとするのではない。否類型的本質の意味に於てはそれ等の特質は、以上の特質以上に強調されねばならない。たゞ然し乍ら、マナア組織のその後の發展或はその傾向を考ふる時、種々の要因が相俟つて、英國莊園制度を資本主義化する事に役立つた事を認め、その一つの有力なる要因をマナアの外的構成即ち領主權の存在様式、更に換言すれば英國封建制度の構造に見出さんとしたものと考へられる。吾々がそれを特に取出して英國莊園經濟組織の第二の特質となしたのも實にかゝる意味に於てである。

- (1) Brodnitz; op. cit. S. 46.
- (2) Ashley: An Introduction to English Economic History and Theory. p

Vol. I. p. 31

- (3) Brodnitz; op. cit. S. 46. (Cunningham: The Growth of English Industry and Commerce during the Early and Middle Ages p. 179, 181, 246.
- (4) Vinogradoff; Villainage. pp. 179—180.

叙上に於て吾々は本稿の目的としたる所が概略ながら解答され得たと信ずる。吾々は先づ英國封建社會の下部構造たるマナアの理解のためには、このものゝ理念的把握の必要なる事を認め、然る立場より出發してそこに於ける經濟組織を理解せんとしたのである。従つて吾々が對象として考察したるものは、理念的に完全なる特質を備ふる *typical manor*、而して歴史的意義に於いては所謂 *feudal manor* であつた。然し乍ら歴史研究の本來の任務はこれのみに盡きたるものとは信じない。それが遂行のためには、更に第二の段階として、かくて求められたる一種の思想圖としてのマナアの構圖を個々の具體的のマナアに照合して見る事そこに於ける特異性を描き出す事、その仕事に移らねばならない。然し乍らこの任務のために無限數なる個々のマナアを研究の机上に取上げねばならないとするならば、それは歴史研究にとつて不可能なる任務を課するものであつて、そこにはリツケルトの云ふが如き採擇の準據を求めねばならない。然るに、今その理論的根據は別とするも、この不可能の脱却のためには、既に説けるマナアの種別によつて暗示さるゝ所のその *types* を求め、それらが理念的マナアと如何に異なる特質を擔ふかを研究する途が與へられる。かゝる方法——理念的的概念を再び個別的なる現象と照合する方法は、理論上或は循環的に非らざるやの疑念を生ずるとするも、歴史理解のためには最も一般的にして且つ優れたる方法と思ふ。而してその事によつて、單に經濟組織のみならず、莊園組織全體の理解が更に明白となると考へられる。然し今の場合、それは他の機會に委ねられねばならない。

(八年十二月—九年二月)

比律賓獨立問題

助教 中村良之助

(一) 序

(一) 地位の問題

位置、地勢、氣候、人口、民族（以上本題）

(二) 經濟的問題、財政政治的能力

産業、米比間の貿易、民族の獨立性と財政政治的能力

此宣言に於てパシ海峽の航行し得べき海面の中央を通過する所の緯度併行線を以て太平洋の西部に於ける日本國及西班牙國版圖の境界線と爲すべし

明治廿八年八月七日（一八九五年）の日西國境確定に關する宣言書中一部

(一) 序

回顧すれば、明治廿八年、我臺灣の南は二百哩のバシ海峽を隔て、スペインと國境を接してゐたのである。（註二）此フィリピン群島（以下比島と略す）が何故に、いつ米國の領有と化したかを今更詮議する要はない。彼が領有して此方比島獨立問題に悩むた事は餘りにも著明である。ジョンズ案、近くはホースカッチン案、而して、本年初頭の「自治案」等と、數回の豫約に如何に彼が獨立を遷延せんと苦心せるか、三十餘年の領有にして斯くも悩み、尙且、今に之を手放し得ざるは何故にか、これこそ比島獨立問題、否 Continental United States の問題なのである。

（註一）比島は一五二二年マゼラン發見、一五六九年フィリピンと改稱西領となる。

比島民の獨立の宿願は實に一八七二年西領當時に發する。今や比島獨立の大勢は米國の強剛尊大を以てしても到底抑壓し能はざるに立至つてゐる。

此期に及んでの彼の未練は何に依るか。夫れは單純なる政治的連鎖の絶縁に止らずして、否むしろ重大なる經濟的實利問題が伴ふ事を我々は發見する。先きの獨立法案、並に今年初頭の自治案等は此原因を有力に物語つてゐる。（註二）

（註二）一九三二年四月四日下院通過の獨立法案内容

(一) フィリピン共和國政府建設の日より起算し八年後に比島より米國の主權を撤廢す。共和國憲法の制定に二ヶ年を要するものとして比島の完全なる獨立を見るは比島獨立法の公布後十ヶ年を要する。

(二) 右過渡期間に於ける比島人の米國入國には制限を附す。

(三) 過渡期間に於ける比島主要輸出品の米國への輸入には關稅を課せず但し其數量は輸入割宛制に依り之を制限すこれに反し米國品の比島輸入には何第の制限を附せず且關稅を免除す。

(四) 比島共和國憲法制定會議招集の權限を賦與し憲法の性質を限定する條項

(五) 特に米本國に對し陸海軍の軍事上須要なる地域を保留する委任統治的條項。（以上國際知識二卷三號アルテミオ・リカルテ氏論）

B 本年一月一日外交調査會がル大統領に建議せし中立案要旨

米國政府は比島獨立と同時に即時同島に責任政府を樹立し、互惠關稅協定を結び移民割宛數を決定すると共に、比島に米海軍根據地設定の企圖を放棄し、同島の永久中立を保障する事。

C 一月四日の議會に於いてウイリアムキング氏の中立案

(一) 比島を二十四ヶ月以内に獨立せしむべし

(二) 比島を中立せしめる爲太平洋關係國間に中立保障協定の權限を大統領に賦與すべし。（國際知識二卷二號大山卯次郎氏論）

惟ふに米國が比島の獨立問題に悩むは、前掲獨立法案、或は中立法案に依つても見らるゝ如く彼が全く其利己的打算に依つて來るもので一方に獨立を以て利得

とし是を是認し乍ら他方に其來るべき獨立の結果の當然の歸結をも規定せんとする、即否認的なる態度の此矛盾に原因するのである。即彼米國は、

(一) 米本國の農林業經濟の立場

(二) 比島關稅權の獨裁及比島人排斥

の二大點(其他は畧す)より獨立を可とし是認しつゝ、

(一) 西太平洋上の軍事或は政團の優勢の留保(未練)如何

(二) 自國工業市場、原料市場の留保如何

といふ當然其獨立夫れ自體により一應解消し、比島の自由に委すべき事由に迄容喙せんとする事は前記「註」の所謂「案」なるものに一貫せる態度である。斯くの如くして、彼米國は比島に「獨立」といひ、或は「中立」といひ果して何を與へ如何に其豫約を履行せんとするのか。

敢えて彼が此未練の態度は、實に、比島なる地理的實在によつて發生する、即其資源、市場、地位等に在るので、所謂比島獨立問題の内容は決して政治的なる形式的なるものではない事が明瞭であらう。

試みに比島の位置を代へて考へて見よ。而して其人口市場を、或は土地を代へ沙漠とせよ、然して前掲の「案」なるものゝ項目を研討せんか、殆んど其内容は消失し其處には單なる統治の形式問題のみで所謂苦惱なるものは残らないであらう。

茲に敢えて比島問題を説明するのは、問題の本源が全く比島てふ地理的實在によつて内容づけられ激成せられてゐるからである。前に摘記せし、米國の利己的打算と矛盾の態度の各二項目は之を換言すれば、先づ比島の位置と地勢に原因する項目と次に其人口集團と其經濟に關係する項目に包括し得る。故に、比島問題の本質は、比島の國際的地位と其産業、及び米比の經濟關係にある。既述の如く、問題の大勢即獨立、或は中立等の政治的形式的歸結は既に決定されてゐる。「獨立」「中立」夫れ等は要するに米の自己僞購の條件に過ぎないのである。所詮は「果なき政治的技工」に終るであらう。此米國の諸條件、夫れこそ比島の地理的優越

で獨立の實である。次に問題の比島の地位に就いて述べやう。

(二) 比島の國際的地位の問題

(イ)位置 (ロ)地勢 (ハ)氣候

比島の位置は北緯十度、東徑百二十度を中心として南北約一千哩、東西約七百哩に亘つて散在する群島であるが、此位置が恰も太平洋米國にとつては中の米亞兩岸間の最擴大せる地點に相當し、而も反面本群島が統治本國所在の米州とは反對の亞細亞緣海に所在する事になるのである。「地圖參照」此事實は、米本國との交通距離が遠隔し、且太平洋の東西兩岸人口地帯の接觸を阻止或は不便にした事は否定し得ない所で、事實米亞間文化交流の歴史は淺く、従つて米の比に對する文化的指導力は亞細亞の夫れに比して薄弱たらざるを得ないのである。日本、英國(英領馬來群島)佛(印度支那)和等の諸列國は此比島に近く、各々重大なる政治的經濟的交通根據を占有し、其各線は比島の西面南面に至つてゐる。特に日本の南洋統治領は、比島の東方に所在し米比線とクロスしてゐる。此事實は米比間の關係を前提として問題が發生するかも知れないが比島の獨立の事實に就いては何等關係はない事は記憶せねばならない。ハワイ及びグアム島を領有する米國が其領有の價值を増し安個ならしめるに就いて強力なる對象地點として比島が惜しまれるのである。

此點に「獨立」の遲延、或は條件(軍港其他)等が懸るので比島民こそ迷惑と云はざるを得ないであらう。次に同じく米國のアジア交通線に關して、比島を失ふ事は其最終最大目的點を自國の爲には薄弱ならしめる事になる。日支に何等強固な地盤のない彼が東洋航路は引いては交通經濟よの地位は遂に英日と代はられる憂は充分にあるであらう。此點は次の事實が有力に前途を暗示してゐる。

現在統治下の比島への出入船舶を調査するに米國は僅かに二割八分なるに英國船が約三割二分、日本船一割一分以下獨和等當地方に關係領土を有する諸外國船

船が計七割二歩をしめてゐる事は「其獨立」による影響が遂に其米比交通經濟の絶滅をせしめるに非ずやを憂へしむるに足るであらう。加之、比島貿易總額の約七割を米比間に占めるといふ此貿易國は其過半を又他國船に依るのではないか。日、英、獨、和が其對比貿易額が米比の夫れに比して極めて小なる事を考へ合わせば如何に米本國が交通經濟上、此比島の位地が不利なる事が明瞭となるであらう。此事以外に尙、米比間自由貿易、米比間郵便補助航路等をも參考とする必要がある。米比間現在取引量を全部自國船でなせるものと假定しても獨立によつて此貿易量が減少した（自由貿易の關係は切れるとして）とすれば現在より一層不利となり船舶は減少するであらう事は考へられる。

參考、主要國の比島出入船舶隻數及噸數 一九二九年

	隻數	噸數	割合
英	四二	一、五〇七、二六	三%
米	二六五	一、三三三、五四	六%
日	一六七	五〇七、三三	二%
獨	三三	五七、九三	
和	九四	三九、五五	
比	三	一〇、一三	
其他………			

參考、同年總計 一、三六隻 四、六七、九三噸
貿易比 貿易比の貿易總額と船舶との比

米比	七〇、〇%	二八%
英比	四、一%	三二%
日比	六、五%	一一%

貿易比と船舶比とが等しい時は自國船主義に近いと見做し得

比島民が敢えて「獨立」による國際地位をあやぶまないのに、従つて海軍問題等を重大視せざるに、獨り彼米國が大海軍を俄かに企圖し軍港を特設せん事を憚

慮するが如き、確に純經濟交通上の自然的大勢を軍事的に歪曲せんとするもの如くに解せられる。米比間が交通機關を以て距離を近接せしめ得るともアジアと比島の斯くの如き自然の近接の大勢は所與のものにして敢えて人間を以て疎遠ならしめるの能力をもたない。此意味において比島の「獨立」の趨勢は阻止出来ざる地位の所産といわざるを得ないのである。

次は、比島が群島で熱帯海洋性を帯びる事とアジアモンsoon氣候帯に準じ得る位置にある事である。此氣候的要素は、本島の火山質肥沃なる地味と因果して本島の農林上の生産力を過大ならしめる事である。未だ全島はジャバ島の夫れ程にも匹敵しないが既に、セブ島等は一平方哩五百人許りを收容し殆んど農林業を以て生活せしめてゐる。（註）比島の比

註 ジャバ島——一平方哩人口七三六人

參考、全島年平均雨量 三〇〇糎——三〇〇糎

溫度年平均 攝氏最高四——最低二

相對濕度 七——八〇

氣候の要素は近代資本主義國の最必要とする、熱帯農林原料の生産に適當してゐる。熱帯性氣候を有する地は地球上多くあるが比島は現經濟階段としての生産諸條件を具備せる點に於て全く比島の地位を國際的に高めてゐる。米國は其アマリカ地中海に滿し得ざる點を此比島に補つてゐるのである。比島に工鑛業の發達が遅いのは全く未だ農林資源開發が絶對的優位をしめるからで此爲に、彼のロシア民と同様本島人は純農民の性情しか慣性づけられてない「喜ばしき不幸」な境遇にあるといふべく夫れは全く此氣候と地味地勢に依るのである。

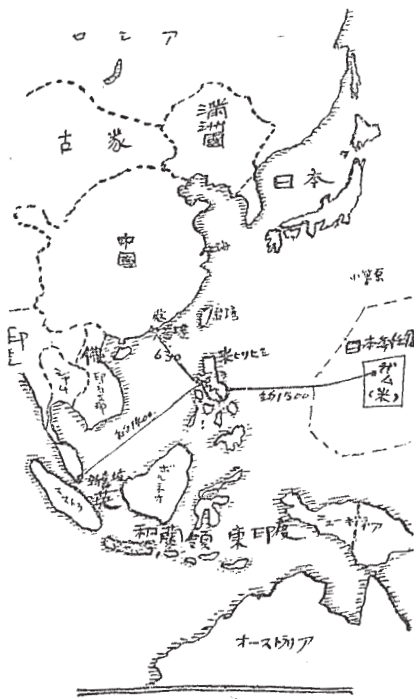
次に比島の獨立に就いて、同島嶼を取まく、諸大陸或は馬來の諸島の人口集團との關係が重要視せられてゐる。夫れは本島人口の數量的な問題でなく、民族的なる意味にも關連を有して寧ろ後者の方がより重大なる問題であるのである。

比島の人口は現在約一千二百餘萬で一平方哩宛人口百五人となる。過去十年間に約二百萬人の増加で推定人口包容量は現在の五倍と稱せられてゐる。處で比島の北より西に亘つて圍繞する日支及印度支那は何れも世界で多數の人口密集地帯である。否過剩地帯をなしてゐるのである。此事實は將來其獨立と共に本島に向つて之等の過剩地帯からの人口流動が行はれるであらうといふ事を想はしめる。現在は米國の移民禁止主義に基いて、比島に於ける日支其他のアジア人の數は極めて僅少であるが同時に統治國たる米本國人の數も僅少である。島民の大部約九割餘は所謂フィリピン人

参考、マニラ市は首府で統治米人の在留多かるべきに次の如き人口構成である

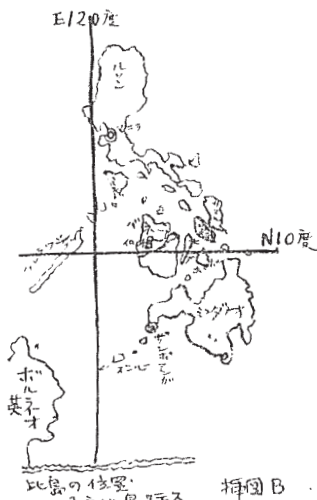
總人口	二六五、三〇六
比人	二九、三三〇
支人	一七、七〇〇
日人	一、六二二
米人	二、五〇〇

で殆んどローマンカソリック教徒である。之に對して殘部一割弱（九四萬人許り）は Pagans 及 Moslems で前者は回教徒族で約四四萬、南方の大島ミンダナオ、或はズールー島居住民の大部分をしめてゐる。人種上比島人は海岸島嶼種族或は馬



挿圖 A

南洋群島の位置を示す
 A 馬尼ラ市は首府で統治米人の在留多かるべきに次の如き人口構成である
 B マニラ市の人口は約 177,700
 C マニラ市の人口は約 29,330



挿圖 B

來種と稱せられるものが大部であるが之等の住民は現在の統治國米國及米國人への文化的人種の接近さよりも亞細亞的なる日支人への接近が自然的であり且地位の上からも其の方が優勢なのである

此處において本島の獨立が米國にとつてのみ民族的に問題となるのである。既にトムブソン氏が其著に指摘せる如く、本島民が主として農民である事、日支人が商業的工業的移民としても此地において優良である事の爲に遂に比島がアジア化し、從來の米比關係が絶縁するに至るなきやを憂慮する、換言すれば「育ての親」の憐れが今の米國の立場なのである。此點は一應同情すべき様であるが彼が抑々本島の領有にしての宣言を見れば其今日あるは當然で寧ろ自ら育ての親たるを買出でし彼として、餘りに其獨立に未練を持つ事は彼の態度に疑點を増さしむるものといふべきである。彼米國は此點に關し、本節の初に掲げた獨立草案を見れば了察出来る如く其獨立過渡期においてすら「本島人の入國を制限してゐる。事實今日カリホルニア其他の在米本國比島人は、所謂米國人の取扱から「アジア人」として、他國人としての取扱に變化しつつあるのである。

此現在の態度此獨立の條件が何を意味するかは極めて明瞭な事で、夫れは何處迄も米國人の把愛でありアングロサクソンの人種の偏見の表現に過ぎない。民族自決が世界的風潮であり且米國自身が戰後後に認めた態度である以上、比島民族の問題に容喙すべきでなく、人口の如何は勿論比島民に委して然るべしである。一千二百萬人の人口、増加率二%以上といふ人口の數量的基本も決して、他の獨立國に比して遜色はない。

（未完）

シエムペエタアの動態經濟學

講師 赤羽豊治郎

1、

現在獨逸經濟學に於いて西歐の方針の頂點に立ちながら、強く理想主義的色彩を帯ぶるはシエムペエタアであらう。ヅムバルトはその學的體系の前半的部分を重視し、かれを目してパレットと併稱せられ得べき相關主義經濟學の代表者とみなしてゐる。またその哲學的背景をマツハに承けたといわれる如く、かれみづからも經濟學を力學に類する自然科学的正確さを持つ科學であり、何れの學的領域にも比し自然科学的性質を有することの大なるを認められてゐる。(J. Schampeter: Das

Wesen und der Hauptinhalt der theoretischen Nationalökonomie, Leipzig,

1908, S. 613.)

一般に、自然科学の目標は普遍妥當性の定立にある。この目的を達せむがために事物を整序し要素化し原子化し數量化し更に函數化する。かゝる自然科学的特徴を帶同する經濟理論の目標に就き、シエムペエタアは「吾人の理論が果さむとする説明は組織の要素の間に成立つ函數關係を出来る限り簡單に、普遍妥當的方式を以て記述するにある」と述べてゐる。(a. a. O. S. 43.)

以下かれの理論の概要を紹介するのであるが、先づあぐべきはかれが經濟理論を説くにあつて、他の體系の如く經濟主體を經濟運動の前景に持ち來さず、反つてそれらが所有する財貨の數量に着目し、經濟的數量の函數關係の指定に始めたことであらう。即ちある國民經濟の一定時に於いても各經濟主體が所有する財貨の數量は相互依存の關聯に立ち一方の變化は他方の變化を伴ふとみたことである

これらの數量は一の組織の要素を形造るとみられ、「この組織は經濟的數量がそのうちの一つのもの、又は二三のものに與へられたる大きさに、他の大きさの一定の大きさのみが相應するかの如き結合にあるとき一義的に決定せられた」といふ。「こゝに「應ずる」といふは與へられざる數量の大きさが自ら成立せむと努める、而してそれが一度成立つと、組織に於けるそれ以上の變動の傾向が存しない」場合を指すのである。シエ氏はかゝる組織の要素の相互依存の状態を「均衡の状態」と

み、これは「説明を要せざるほど手近なる單純の經濟的事實」と斷じてゐる。(a. a. O. S. 88) 先づこの事實を記述しなければならぬ。そのために費用原則の代りに價值原則を採擇し、財貨の數量と價值函數とを前提するのである。而して、かれはこの前提を充すがために一應經濟主體を顧みるがそれは財貨の價值測定に役立つにすぎない。價值評價はかれの體系では特定財貨に對して與ふべき他財の量に就いてみられ、財の與ふる價格(價值)は坐標組織を營み、財貨量を底線、價格を縱線を以て表はし底線軸に向ひて曲線を描くものとされ、更にこの曲線によつて現はざる、函數は需要價格の度盛りを示すものとみられる。(a. a. O. S. 105—106) また價值評價に關聯して、經濟主體をして財貨の獲得を抛棄せしむる限界點の存在を主張してゐる。この限度までは經濟活動が繼續され經濟的數量の變化が認められる。若しこの限界を超ゆれば經濟活動は停止せられそれ以上の變動はすべて零に歸する。微分法は變動の尺度を表はす微分商が零に等しき場合に於いて一定の函數(價值函數)は極大價值を有するといふ。これらの函數の解釋に關係なき事實であるが、これ以上の交易即ち經濟的數量に於ける變化の停止と函數の極大價值に達することは同じ意味を持つのである。かくて均衡状態はこの何れによつても特徴を示し得られ、前者の場合を靜止状態後者のそれを極大状態といふ。(a. a. O. S. 128)

またかれはあらゆる經濟活動を交易とみなし、交易こそ經濟組織を統合するい

は、締め金であり導線たるものとみる。(F. P. O. S.) 各經濟主體が交易に参加するは合理的動機に支配せられ、「極大の状態」の實現を企圖するがためである。すなはち經濟主體が交易に従ふは、かれが交易によつて獲得する財貨は引渡さむとするそれよりも遙かに有用であり、またかれは交易により利益を享けるからである。併し何人もひと遅かれ早かれ、新しき獲得はそれ以上の損失を苦痛に感ずるに至れば望まれないといふ限界あるを知るであらう。この點に於いて、交換は何らの利益も恐らく不利益さへも齎らし得ず遂ひに交換を中止するに至る。(A. A. O. S. 200) かゝる限界に於いては效用と費用とは均衡を保ち何らの餘剰をみるを得ない、また經濟的數量の如何なる變動も豫想し得ない。この靜的狀態は自由なる交易により目指される結果であるが、かれの價格論はこれを前提しその上に構築せられてゐる關係上理念的特質を有するものといへよう。

かれの價格論は分れて二個の部分となる。一は狹義の價格理論として各要素が均衡的狀態に於いては如何なる關聯に立つかを明かにすることであり、他はその應用的部分とみられる分配の理論である。分應はつねに交易を通じて價格に表はされるからであらう。『方程式の右邊をなす生産財の貨幣量・かの「等價物」が價値函數によつて記述せられるときは分配問題は交易のそれに還元する。かくて分配問題は既に原則的に解決せられてゐるといへる。』(A. A. O. S. 221) この見解は生産財の價値は消費財のそれから派生し、消費財の價値に歸屬するとみるに基くのであつて、賃銀利子及び地代は消費財に對して支拂はれることになる。何故ならばこれらは消費財の生産に利用され、生産財使用の度合は消費財の價値により定まるから。そのためにはそれぞれの所得を價格總量とみ、分配過程を各生産貢獻の價格構成過程に於いて成立するものとみななければならぬ。(A. A. O. S. 232) かれの數ふる生産要素は土地と労働であるがそれらの生産貢獻は短期間何ら變化なきものとの假定に立つのである。尤も、これは道具材料等の物的資本に關

する限り適用されない。蓋し、これらは各生産過程に於いて著しく減滅し次期の生産に對しても新に供給せられねばならぬ。従ひて、利子及び企業者利潤はかゝる靜的均衡の見地を離れなければならぬ。

II.

かれがその理論を經濟の靜態動態の對立にみたるは説くまでもなき周知の事實である。かれの靜態はかゝる均衡を中心とする經濟の動きであり、經濟内容に格別の變化なく前期に發生せる事態は後期にそのまま循環する。いはゞ循環生活の姿である。これに反し、動態は經濟内部に自生する變動であつて、クラアクが列擧して經濟發展の諸原因と目するものはかれの體系では必ずしも決定的なるものではない。例へば人口の増加に伴ふ經濟の成長はかれの取扱はむとする經濟の發展を意味するのではなく、質的に新現象の生起を伴はず外的刺戟に應ずる適應的過程たるに外ならぬ。かく、かれの考察對象となるものは僅かに經濟内部に起る均衡打破の自己發展の經過のみに限られてゐる。こゝに均衡原則に代ふる經濟の自發的變動、靜態の形式的假定に對する現象の第二次的補充的理論が成立するのである。然らばかゝる自發的變動とは何であるか。またそれにより惹起さるゝ經濟内容の變化とは如何なるものか、經濟の自發性は環境の變化に基く變動を指すのではない。若しこの見地を貫けば特に經濟發展の現象は存しないわけである。經濟發展の現象は因習の固きを打破して經濟に新軌道を開かしむる自發的變動に起因し、外的變化は僅かにこれに唱和する隨伴現象たるに外ならぬ。それこそ單に『興件』たるにすぎぬ。かれに従へば、この經濟の發展は事實商工業に於いて現はれ、『最終生産物の消費者の需要生活の領域には存する』ものとみられてゐた。(J. Schumpeter: 'Theorie der wirtschaftlichen Entwicklung, München, 1926 S. 96) すなはち生産の領域に於いてのみ認め得られるのであつて、發展の形式と内容は既存の生産要素の『新しき結合』に指向されなければならぬ。(F. P. O.)

この概念は新財貨の生産、新生産方法の採用、新販賣市場の開拓、新仕入地の獲得並びに新組織の導入等の場合を指すのであつて、企業の所謂抜け駆けの優先を意味し舊企業と並んで實行される。だが、未利用の生産手段の採用を指すのではなく、既存の『國民經濟に於ける蓄積された生産手段の異なる使用』の意に解されてゐる。かく、いままでよりは異なる更に有利なる使用は循環經濟の場合と自ら別範疇をなすものとされる。従ひて、均齊的經濟の打破を企圖する新結合の遂行はこれを特殊の才能ある人々に俟つのでなければ成就し難いことになる。だが、かゝる特殊の實力ある人物はその數多しとしない。何故ならばこの種の人物は循環經濟の主體と區別せらるべき卓越性をもつものとみられるから。(a. a. O. S. 119)かれはこれらの人々を『企業者』と呼びその積極的・構成的手腕に經濟發展の支柱者たる適格あるものとみる。これ、單純なる生産者たる循環の主體は所謂ゴツセン法則に支配されるにすぎざるも、企業者に於いてはこの種の合理原則に加へ、更に『權力・感情』、『勝利者意思』及び『創造』の快感が支配的であり、經濟行動はスポオツのそれと同視せらるべき活躍性に富むとみるためであらう。(a. a. O. S. 139)かくの如き企業者の勢力的考察はこの書の出版以來ひとの注視するところとなり、古くはベエム・パウエルクによりシュエ氏の『英雄主義』の現はれとみられ、(Bühm-Lawerk: Eine dynamische Theorie des Kapitalismus, Kleinere Abhandlungen, Wien, 1926, S. 555) 近くはエンゲル・ライマースにより獨逸理想主義の機械論的經濟觀克服の一表現とさへみられてゐる。(Engel-Reimers: Der Idealismus in der Wirtschaftswissenschaft, München, 1932, S. 66, und Kurt Zimmermann: Das Krisenproblem in der neueren nationalökonomischen Theorie, Leipzig, 1927, S. 50) 更にこれを學史的關聯に於いてみるならばウオルニエアの如く、それはゾムバルト、マクス・ウェバアの影響の現はれと

もみられ得るであらう。同氏はこのことを例示として英獨經濟學の傳統に興味なき差異あるを説いてゐる。すなはち獲得の動機は英吉利派經濟學が一切の經濟制度の・特に經濟理論が資本主義に並んで發達した關係にも、唯一の原則として許して來たが、獨逸ではゾムバルトの教説が確固たる地位を保つてゐる。従ひてシユムベエタアも資本主義の精神に重心を置き、特にこれを別種の行動に表示したるものとみてゐる。『かれは經濟行動のこの概念に、恰もゾムバルトがその理論の重心を資本主義の精神に托した如く經濟發展の理論の全体系を置いてゐる。一が不思議にも相似たる歴史的事象に係はるに反し、他は經濟發展の機械的理論にその基礎を置く。』(Doren Warnier: Schnuppeter and Statische Equilibrium, Economic Journal, March, 1931, p. 42).

三・

叙上の如く、企業者はかれの『經濟發展の理論』に於ける核心となり發展の原動力となる。従ひてその機能の解明は直ちにシユエ理論の主要に通することにならう。かく、發展は均齊的・循環的經濟より脱出することであるが、それは生産手段を従來の使用より引揚げ、これを新なる生産方法に従ひ經營することにより達せられる。先づ準備工作として企業者は他人の生産手段を自己の統制の下に移さねばならぬ。これは企業者が自己資本を有せずとの假定に立つがためであつて歴史的にみるも今日の流通經濟に於いて企業職分と資本職分とは當然分觀せらるべき性質を帯びるがためであらう。(a. a. O. S. 146) かく、企業者は生産手段を缺くものと想定せられるが故に、新しき結合の遂行に際しては先づ購買力を必要とする。購買力は信用を媒介として銀行から供給されるを普通とする。企業者は發展過程の內的必要より債務者となる。債務者となるは事物の必然に屬し何ら異常な・偶然的事態によつて説明せらるべき不確かな出來事ではない。かれが最初の希望は信用の需要である。何らか財貨を希求する以前に先づ購買力を欲する。』

(a. a. O. S. 146) かくて信用は經濟發展の前提要件となる。尤も、信用はかゝる生産信用にのみ許さるゝわけではなく、消費信用として供給せられることが多し。併し、『この場合の信用許容は經濟過程の本質的契機としては現はれない』から、企業者を以て國民經濟上唯一の典型的債務者とみなしてゐる。(a. a. O. S. 147) 企業者はかくの如く信用により購買力を獲得するのである。ホネガアはシュ氏の信用概念と購買力とのそれを同視するが概念的には峻別する必要がある。 (Hans Honneger: Der wirtschaftliche Kredit, S. 52) 『信用は本質的に企業者にその讓渡を目的とする購買力の供給である。』(Schumpeter a. a. O. S. 153) また企業者による購買力の取得はやがて生産手段の獲得を意味するに至らう。シュ氏の生産手段とは前述の如く既存の、または既に利用されつゝある一團を指してゐる。従ひて生産手段の獲得はいままでの用途からこれを引抜くことになる。かく、信用の許容は企業者をして欲するところの生産手段を従來の使用より撤收せしむることにより『國民經濟的財流への参加』を得しめ、以て『國民經濟に新軌道を開かしむる』のである。こゝに、『財貨撤收の原動力』たる信用のもつ國民經濟的意義が存するわけである、更にわれらは信用許容の齎すであらう他の影響を顧みなければならぬ。

信用許容は新購買力の供給であるが、それはまた支拂手段の増加を意味する。従ひて、企業者の生産手段に對する需要の増大はそれだけ『添加信用』の供給となる。(a. a. O. S. 146, Ann. I.) この種の信用増加はそれに對應すべき財貨量をみだし得ない性質であるから物價水準の上騰を齎らすことにならう。而してかゝる物價騰貴は他の經濟主跡から生産手段を奪ひ、これを企業者の處分に委ねることになる。いまその解説をかれの言に聞かう。『吾人の意味する信用支拂手段・新なる購買力が供給され企業者の處分に置かれる。然らばかれはいままでの生産者と並んで、而して又この購買力はその既存の總量の外に加はる。そのために國

民經濟が處理する生産利益量は自ら増加せざることになる。併し、新しき需要は可能であるから生産利益價格の騰貴を惹起し、部分的には在來の需要を無氣力にする。かくて『財貨の撤收』が行はれる。』この過程は既存の購買力、既存の『撤收』及び『利益撤收』の内容を壓縮する結果となるが、これは新に供給された購買力に對應する何らの新財貨をみるを得ないといふ意に於ていわれる。他の用語を以てすれば、信用許容は國民經濟に於ける購買力の變動を中介として既存の生産利益の新利用方法をもたらす。(a. a. O. S. 155) かくの如く新購買力の許容は企業能力を強固ならしむるが、他面舊購買力を必然的に壓縮し所謂強制節約を續生せしむるであらう。この事實を指してひとは『信用膨脹』といふが、信用膨脹、貨幣價値の變動と強制節約とは相互依存の關係に立ち、最後の二者は共に前者に基づくとみられるがその分析は別の機會に譲らねばならぬ。(Siehe, E. Enger: Zur Lehre vom Zwangs sparen, Zeitschrift f. d. ges. Stat. wiss., 84/3, 1928)

次に、放出信用の源泉とその投下資本の種別に關するかれの所説をみるに、源泉としてはこれを添加信用に仰いでゐる。また投下資本を經營及び設備のそれらに分類しないが、専ら設備資本に放出さるべきものとみてゐる。『經營信用は吾人にとつて信用事象に於ける本質的なるものを缺く』とみるがためであつて、この種の信用は新設改良を目的とする信用許容の如く、經濟發展の契機とならず僅かに循環の本質を現在化するにすぎないから消費信用と共に觀察外に置かむとの趣旨である。普通、添加信用の効果は經營信用として消費財の生産に充てられるか、又は設備信用として生産手段の生産に指向せられるかの二途に歸するが、シュ氏の跡系では後者に指導的地位を與へてゐる。機械の如き設備は比較的長期に亘りその效用を實現するから、これに放出された添加信用のインフレ的傾向は直ちに消滅するものではない。勿論この機械を一時に賣却したとせよ。その販賣者は機械生産のために受けたる信用を返済するであらうが、購買者も必ず同額の

信用を要求することになる。結局信用量は減少せず僅かに債務者の交替が行はるゝに過ぎないため信用收縮の實現は困難であらう。これに反し、經營信用の形態を探るならば消費財の完成は直ちに市場に賣却せられ放出信用の回收は迅速に行はれ、それ丈け物價騰貴の傾向を減殺するに至る。故に、長期資本の供給は蓄積により賄ふを理想とするが、シュ氏の所論は正にこの相反に立つものといへよう。かく企業者は信用を中介として購買力を獲得するがその結果は國民經濟を驅つてインフレーションに導くことになる。だが、これもかれによつて、『生産的信用膨脹の機構に自動的信用收縮作用ある』により物價の騰勢は著しく緩和され『信用膨脹は企業活動の結果たる財量(商品)の價格が投下信用價格より大なる場合に於いて消滅する』と説かるゝに至つた。この自動的收縮は企業者の次ぎ々に互る信用返環により強化され、遂ひに『増加せる財流は少くとも相對的に減少せる貨幣の流に一致する。それ故に資本主義の發展過程に於いては物價水準は普通下落しなければならぬといふ命題が成立するのである。』(Schumpeter: Die goldene Bresse an der Kreditmaschine. 'Kreditwirtschaft' Bd. I. Leipzig 1927. S. 94.) こゝに引用せる最後の一句は信用放出による添加生産量も市場に賣却されるから自ら物價下落、惹いて企業者利潤の減少を招來するといふ意であらう。が、この自動的收縮作用は各企業が百パーセントの生産成績を挙げ得る場合のみ主張し得られるにすぎなく、正常的・靜態的の生産收益に於いてはかゝる信用膨脹は財貨的側面より何らの是正も行はれないわけである。然りとすれば信用收縮は貨幣技術的側面に即して行はれなければならないが、かれはこの種の工作に對し消極的態度を以て臨み、インフレ克服のあらゆる銀行行政策は結局『新結合の實行のためにせられる信用許容と購買力供給には觸るゝことができない』となしてゐる。(Theorie, S. 104.)

—(此項未完)—

學界 還暦のリイフマン教授と 消息 古稀のデイイール教授

去る二月四日はロバート・リイフマン教授の還暦、この三月二十七日はアル・デイイール教授の古稀の當日にあたる筈である。この二人の老教授はフライブルグ大學經濟學部の双壁であると同時に、現在獨逸經濟學界に於ける代表的經濟學者であるは改めて説くまでもない。前者は資本主義に關する勝れたる研究、例へば『參與及び金融會社論』『企業形態論』或は『カルテル、トラスト及びコンツェルン』があるほか、所謂心理學的經濟學のエルノイヤアとしてデイイール教授と相反の立場に立ち、その獨創性の豊なるを以に知られ、わが國に於いても夙に故福田德三博士によつて紹介せられてゐる。教授は學を初めルコ・アレクサンダーに承け、次いでブラッセル、フライブルグ、ベルリンの各大學に修め、殊にマクス・ウェバア、シエルトエ・ゲバアニツツ、ワグナーの下に於いてなされカルテルの實證的研究であつたのである。教授のフライブルグに於ける教職生活は一九一四年の初春に始まり今日に至つてゐる。その間、力を理論經濟學の研究に努められ、『貨幣と金』『國民經濟學原理』一般國民經濟學『諸國民の富』等を世に問はれてゐる。

後者デイイール教授はその學生生活はベルリン、ハレの兩大學に送り、ワグナー、コンラアド教授の知遇を受け、ハレに於いてはシュタムラアと交友を結んだ。教授が、いま社會法的經濟學の創設者としての存在は主としてワグナー殊にシュタムラアとの親しき接觸によるものといへよう。ワグナーはマルクッス、ロオド・ベルツスの流れをくみ、經濟概念の自然的並びに社會的歴史的範疇を創出し、法的秩序の國民經濟現象の理解に缺くべからざるを説き、シュタムラアは周知の如く、法と經濟を以て社會共働生活の要素とみ、前者をその形後者を内容となし兩者の不可分を説いた。これらの人々が教授に及ぼした影響の大なるは看過できないことであり、教授みづから一八二六年二月十九日盟友シュタムラアの古稀の祝宴を自宅に開きわれれゼミナリステンに兩思想家の學恩をしみじみ述懐されたことがある。教授の名と連想せられるは『理論的國民經濟學』であらう。この書はその第一巻を一九二二年に出し最終巻を昨年出すまで、前後拾數年に亘る大作である。このほか、處女作に『マルクトオ』研究があり、更に『社會主義・共產主義及び無政府主義(邦譯伊藤久秋氏)』『社會問題二十五講』(改造社版)『無産者獨裁と協議會制度』(マルクッス經濟學體系に於ける價值と價格との關連)、或は『穀物關稅論』『戰時及び戰後に於ける貨幣と爲替』等の諸著作がある。(一九三四、三、一四、赤羽)

卒業式豫告

大學部第十回 三月二十日午後二時
千里山學舎

専門部第一部第二一回
専門部第二部第四十六回
關西中種商業學校第十九回
關西大學第二商業學校第九回
三月二十日午後十時
天六學舎



典式節元紀

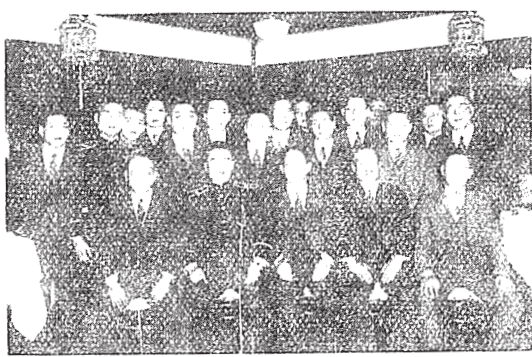
——(式拜遙るけに館徳成會學山里千)——

校 友

小野田、大野兩君の

渡満送別會

滿洲國警佐に選抜されたる校友小野田潔君(大一大法・市國警部補)大野政一君(昭二大法・天満警部補)宮地憲武君(昭八專二法・玉造警部補)の三君は二月十八日大阪驛發朝鮮經由赴任せらるゝを以て二月十六日午後六時より新町中華俱樂部に於て有志相寄り歡迎會を開催した。母校より武田先生出席され、織田(正)



木村、池本、大野、谷原、徳竹、武良、宇津原、大泉、芝本、伊藤、山田、清、天宅の諸警部補、佐野、藤下、江里の各府屬出席し渡満警佐諸君の壯途を祝福して大杯を重ね激勵の辭をあげせて閉宴した。

九大清蘆會

去る一月廿日(土曜日)關西大學出身者よりなる我が清蘆會は来る三月に三ヶ年の大學生活を終へられ目出度く御卒業になる卒業生諸兄をお送り申すべく送別會を開催した。

當日は常になく多数の出席者を得且つ本會のためわざわざ御遠方より入田先輩の御参加を見稀に見る盛會であつた先づ次朝幹事の選舉等行ひ宴進むにつれ會員一同は勿論卒業生諸兄は最後の學生としての會合を楽しまん各自得意の隱藝續出興盡きる處を知らずと云ふ盛會であつた。

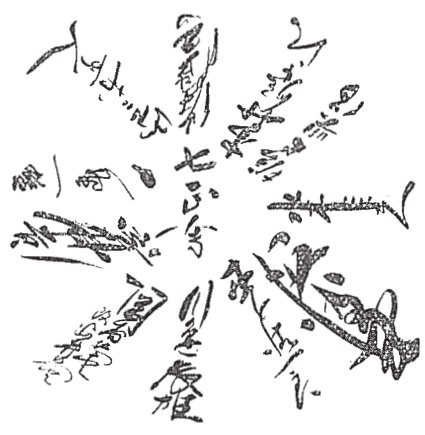
十一時頃一同母校關西大學並に本清蘆會の隆盛のため萬歳三唱、學生歌「御空に輝く」を高唱してこの盛會を終る因に當日の出席者左の如し

- 森先生、山上、八田、今井、山崎、晴先生、和氣、延藤、佐藤、岸人、水寺、池田、南、矢谷、入江、池北、朝倉、足立、佃、宮本、橋岡、安西、以上二十一名

——幹事報——

七正會生る

關西大學を大正七年に卒業した者の中で法曹界に働く左記十二名は一月二十七日午後六時江戶堀なかしまに會合久淵を叙し快談に花を咲かせ十時過ぎ散會、會名を七正會と名付け、毎年一回以上會合、次回は廣く



他方面の卒業生をも勧誘することに申合せた、次回幹事は川邊辰雄君、堀上興作君、役谷好雄君とし安井(舊姓岡村)檢事は常任の世話役と決つた。

出席者 (順序不同)
 安井榮三、川邊辰雄、木下清一郎、後谷好雄、水本信夫、堀上興作、木村順次郎、仙波種春、野々村可人、大野二雄、鎌本貢、淺沼貴一、

動 靜

松村 睦鴻君 (大一一五大法) 大阪鐵道局神戸車掌所大
 阪支所勤務。
 (舊姓中野)
 喜多 憲輔君 (大一一五專法) 大阪鐵道局湊町運輸事務

所營業主任として勤務、住所兵庫縣川邊郡立花村塚

日。 中原 勳君 (大一一五專經) 岡山縣倉敷商業學校教諭
 として勤務。

光石 正次君 (昭二專法) 警部補、朝日橋署より川
 口署司法主任に轉補。

高谷 幸一君 (昭三專商) 滿洲國哈爾濱市特別市公
 署衛生課勤務。

青木 太郎君 (昭四專法) 關東軍司令部を辭し滿洲
 電信電話會社新京駐在員拜命。

塩田方太郎君 (昭六專商) 早島町信用購買組合勤務
 住所岡山縣都窪郡早島町片田一九八七。

山本 賀君 (昭八專一商) 播磨造船所に入社検査部
 勤務、住所兵庫縣赤穂郡相生町數谷、自職寮内。

宮地 憲次君 (昭八專二法) 玉造署警部補より滿洲國
 警官に選拔され、二月十八日任地に赴任。

杉本 巖君 (昭八專二經) 京阪電鐵會社經理課勤務
 住所大阪府市外寝屋川早子。

田崎 良一君 (推) 去る二月二十七日逝去、
 遺族名古屋市東區東芳野町一丁目五、田崎宗一氏。

田口義一郎君 (昭五大法) 去る二月二十三日逝去、
 遺族尼ヶ崎市出屋敷竹谷町三丁目八九、父田口庄五
 郎。

中川 兼清君 (昭七專法) 去る一月三十日逝去

住 所 移 動

佐古 信三 (大三專法) 三島郡茨木町烏屋町一四
 八一ノ二

霜村 盛郷 (大二三專商) 南區長堀橋筋一丁目二五
 (電南四七九〇)

林崎 富二 (大一一五大法) 三島郡吹田町濱ノ堂二七
 九九

大谷 伊作 (昭二大法) 中河内郡堅下村法善寺六
 七〇

仁尾 常壽 (昭四專法) 北區澤上江町九丁目四九

廣井 代藏 (昭五大法) 東區備後町二丁目甲三

河 徳夫 (昭五專經) 南區御藏跡町二一

瀧江 繁夫 (昭七大法) 南區炭屋町五二

福田 孫次 (昭七專經) 西區江戸堀下通三丁目
 二六

尾崎 正直 (昭八專經) 三島郡岸部村東七六一

廣見 信夫 (昭八專文) 中河内郡彌刀村小若江
 九六

改 姓 名

(舊) 奥谷 伊作 大谷 伊作

(新) 熊谷 常壽 仁尾 常壽

廣井 重次 廣井 代藏

倉田 繁夫 瀧江 繁夫



千里山學友會の

懸賞論文入選者

昭和八年度學友會懸賞論文の入選者は左記の如く發表された。

一等

題目「シエツクスピアと幽靈」

學部 英文科三年

榎本金次郎

(審査員 村上教授、内多教授)

二等

題目「ソヴイエット聯邦とケロツグ不戰條約」

學部 法科三年

越智 弘

(審査員 清家講師)

三等

題目「國家の賠償責任と官吏の賠償責任」

學部 法科三年

中田 新一

(審査員 中谷教授)

此の入選者表彰式は去三月二日午後零

時半より千里山學舍學長室に於て舉行された。

定刻 仁保學長始め玉木專務理事並に審査員たりし岩崎教授、村上教授、中谷教授、大山教授、水谷、正井、安藤各學生主事、竹腰學生監御出席の下に前記入選者たる越智弘君、榎本金次郎君、中田新一君、並投稿者の青木君、角谷君、門屋君、若木君、武笠君等集合、學友會よりは永井舊委員及び昭和九年度常任委員出席の上和やかなる式典が舉行された。



傍頭 仁保會長より入選者に夫々表彰狀並に賞品、加へて學長先生よりの副賞を順次に授與され次いで投稿者に薄謝贈呈の儀あり、終つて仁保會長より御挨拶あり審査諸先生に對する感謝並

に投稿者への激勵の辭將來の希望等あり感激の光景を呈した。

右式典終了後茶話會に入り永井舊委員より挨拶ありし後、諸先生の感想、入選者越智君より挨拶あり期せずして全關大の文化的高揚を叫ぶ聲となり和やかな懇談會となりしも教授會の時刻切迫の爲諸先生は退席され後は學生同志お互に感想を述べ合ひ午後一時五十分此の意義ある會の幕を閉ぢ一同記念撮影後散會した。

永井君 謹

至誠會發會式

二月十日、此の日我が光輝ある千里山關西大學では愛國の士が學内食堂に相集まり此處に至誠會の發會式を舉行した。

會員約百名集まる者約六十名に達し午後一時四十分、司會者押谷君の開會の辭あり、國歌合唱の後發起人代表矢野君立つて發會に至るまでの詳細なる經過を報告され續いて役員の推薦並に委員の選舉を行ひ終つて副會長相良大佐の發會に際しての御感想及び御挨拶、大山顧問の祝辭

其他役員各位の熱烈なる御挨拶に滿場喜びに溢ふれ會員諸君の熱ある演説及び腹藏なき意見の吐露に談論風發國家を憂ふ眞情誠に感激に打たれた、次いで宣誓書を朗讀して最後に副會長の發聲で、天皇陛下の萬歳を三唱して目出度く發會の式を閉じた。

因みに當日の宣誓書並に役員、委員を左に掲ぐ

宣誓書

我等之の非常時局に處して見る所あり相集りてこゝに至誠會を作る。その企圖する所たるや淳呼たる皇道觀念を彌々明澄にし實質剛健の氣風を養ひ進んで日本精神を中外に宣揚せんとするにありて、意とする所もとより名利の外にあり、されば説をなす

穩健 中正

事を擧ぐるに矩を越えず常に忠良なる帝國臣民たるの本分を違はず、いやしくも輕卒危激なる言動はこれを排し社會萬般の事象を正視して常にその正鵠を逸せず一世の木樨たらむ事をもつて

念となす。

既に規約に賛同して會員たる以上は會則を遵守するは勿論進んで上述の如き本會の趣旨貫徹の爲あらゆる努力を惜まざる事を茲に宣振す。

昭和九年二月

至誠會

會員 一同

役員

會長 仁保學長

副會長 相良大佐

顧問 大田教授、阿部中佐、村上大尉、柴田教官、

學生委員

委員長 三澤登喜夫

副委員長 藤原直一郎

委員 三浦一夫、平川政雄、大久保博、

幸田秀明、押谷忠三、

國文學會例會

二月四日午後一時より大六學會に於て昭和八年度最終例會開會、會員吉永登氏「遊仙窟に就いて」と題し、その作者傳來等につき眞摯なる研究を發表せらる。

次に兩月物語の論講に入り、新町・飯田兩先生御指導の下に、白峯の一篇を講了

す。散會したのは薄暮、熱心なる會員のみにて充實した最終會であつた。

參 陵 會 (專門部第一部)

第十八回例會 二月四日例會を京都東

山大原方面に催した。午前十時京都三條

に到着した。我々一同は驛前の志士高山

彦九郎先生の銅像に敬禮をして先生の御

高德を慕ひ乍ら第九十四代後二條天皇北

白河殿陵へと向ふ、參拜を終へて第六十

八代後一條天皇菩提所なる菩提樹院陵に

詣で參拜後記念撮影をし、第五十七代陽

成天皇神樂岡東陵に參拜す。

次に第六十三代冷泉天皇櫻木陵に參拜

京都市内電車にて出町柳に向ひ大原方面

に向ふ。

入瀬に十二時半到着して、乗合自動車

を待つ間に入瀬公園にて晝食をすませ、

一時過大原に向ふ。一時四十五分第八十

二代後鳥羽帝第八十四代順德帝の合陵な

る大原陵に參拜。

歸りに建禮門院大原西陵と平家物語の

大原御幸で名高き嵯光院に詣で往路と同

じ道を歸路につく、一日の愉快な巡拜を

終へて會員一同元氣旺盛日暮れて歸阪した。

參加員 (十九名)

岩田會長、可野、袋井、河村諸先生

梶島、北田、吉本、鈴木、野宮、二見、中

岡、青木、飯尾、大西、藤方、小石、泉、

林、戸宮、諸君、

馬 術 部 (專門部第一部)

十二月廿二日(金)

關西大學天六學友會昭和九年度豫算假

決定會議に我が馬術部より井上君之に

出席す。

十二月廿四日(日)

午前十時より大阪愛馬會に於て大阪藥

學專門學校馬術部と第二回對校練習試

合を舉行す。

十二月廿九日(金)

大阪城東練兵場に於ける第四師團主催

による皇太子殿下御降誕御命名祝賀式

に我が馬術部員參列の光榮を浴し皇室

の萬歳を三唱す。終了後常歩行軍を以

て約二時間に渡り今里方面へ市内騎乘

を實行す。

昭和九年一月四日(木)

本日より本年度新學期の猛練習を全部員大阪愛馬會及騎兵第四聯隊等に於て開始す。

一月七日(日)

第四師團主催による昭和九年度新年遠乗會に我が馬術部員參加し四條畷神社に參拜す。

〔參加馬五百餘騎、里程約八里〕

一月廿五日(木)

大阪愛馬會に於ける我が第一部馬術部の猛練習振の記念寫眞撮影を實行す。

二月一日(木)

午後五時より大阪愛馬會に於て部員總會を開催し昭和九年度本部役員改選選舉を實行し左記の如く決定す。

主 將 井 上 善

マネージャー 岩崎 豐平

會 計 田 邊 治 郎

同 田 中 正 豐

照 務 矢 野 利 春

二月三日(土)

午後六時より大林組ビル會議室に於け

る關西學生乘馬聯盟の昭和九年度役員決定會議に我が馬術部より井上田中兩君之に出席參列す。

二月六日(火)

關西大學天六學會會議室に於ける天六學友會運動部主將會議に我が馬術部より井上君之に出席す。

二月十一日(日) (紀元節)

關西乘馬團體主催による紀元節祝賀式に我が馬術部全員、大阪愛馬會より參加し奉祝市内大行進を實行し健國の意義ある精神を發揮す。(參加馬百餘騎)

専門部 第二部

商科クラス會

皇紀二五九三年も非常時に明け今正に非常時に暮れんとす、師走十八日道頓堀丸萬食堂に於て第二回商科二年クラス會が開かれた。六時三十分我等の幹事堀徳太郎君の猛吼によりスクリーンを開けば共済部長三島信太郎、演劇部長奥田隆治幹事清水陽太郎、諸君の挨拶に對し辯論部委員入江君の熱辯があつた。次いで音

樂部長堀徳太郎君のハーモニカ獨奏序曲我れ若し王者なりせば、變想曲、荒城の月等があり満場の喝采を拍し續いてハーモニカ伴奏により學生歌、校歌合唱是にてプログラムは急轉直下酒宴に移り宴酬になるや各自獨特の隱微發表原田君の詩吟、鈴木君の浪花節紺屋高尾等があつた。それより前年度幹事吉岡卯一君の挨拶があり、最後に關西大學商科學生の前途を祝して！満場拍手の中に閉會を告げた。時正に九時。

千里山吟詩會

第一回先輩送別會

時 昭和九年一月二十八日午後六時半
所 高津神社境内「ゆどうふ」
人 藤澤會長、宮崎氏夫妻、先輩中前(商三)堂島、山内(法三)君

藤田(商三)眞子、宮田、川瀨、角谷(法一)

昨年五月本學に吟詩會生れ中堅たる眞子君は昨年の暑中休暇を利用して二ヶ年平に亘り北支全滿朝鮮の皇軍並に同胞慰

問の途に單身吟詩を唯一の武器として我が吟詩會の爲に萬丈の氣焰を上げて以來此方目ざましき躍進を遂げつゝある時早春第一回先輩送別の宴は藤澤黃坡先生ならびに關西吟詩同好會の宮崎氏夫妻御同席の下に高津「ゆどうふ」に於て行はれた。會する者十一名、銀聲の流るゝところ明萌あり聲聲溢るゝ慮亦熱誠あり韻々縷々として響く剛壯なる吟詩の抑揚は城北の小樓を壓し輝かしき前進への途上にある吾が吟詩會の生命に一段と大いなる

餘感と意氣とを興へた。かくして宴の酬なるまゝに吟詩の三昧に陶酔すること數刻に及び大いに歡を盡し最後に一同乾杯眞子武晴君の發聲にて「關西大學吟詩會萬歳！」を三唱全員起立して歌ふ學歌の聲も高らかに愉快に且つ剛かに意義ある會合を終了した。時に午後十時。

千里山英文學會の

逝去會員追憶の會

千里山英文學會では會員中向學の途上惜しくも長逝せられたる故三品、木下、

東三君追憶の會を二月十日午後一時より千里山學會クラブハウスに於て催した。當日集まる者、村上、内多、堀、新町、安藤各教授、加藤、飯田各助教授、山田講師を始め、會員並に同窓生多數に及び、木下、東兩家よりは夫々御家族の御來會あり、三君と同窓の會員なる八島講師會の下に、各自三君生前の追憶談に時の經つのを知らず、一同記念の寄せ書をして閉會したのは五時近くであつた。



昭和八年度關西大學天六學友會收支決算書 (自昭和八年十二月)

(專門部第一部)

收 入 之 部			支 出 之 部		
項 目	豫算額	收入額	項 目	豫算額	支出額
一、入會金	九〇,〇〇	九三,〇〇	一、補助費	一,〇〇〇,〇〇	八五,〇〇
二、基本金	九〇〇,〇〇	九三〇,〇〇	二、大學祭補助費	六〇〇,〇〇	六〇〇,〇〇
三、雜收入	一〇〇,〇〇	一〇三,〇〇	三、校友懇親會補助費	四〇〇,〇〇	三三〇,〇〇
一、會費	八,三〇〇,〇〇	八,七二〇,〇〇	四、圖書部	八,〇〇〇,〇〇	八,〇〇〇,〇〇
二、會費	八,三〇〇,〇〇	八,七二〇,〇〇	五、新聞部	三〇〇,〇〇	三〇〇,〇〇
三、雜收入	一〇〇,〇〇	一〇三,〇〇	六、映畫部	七〇,〇〇	七〇,〇〇
一、基本金預金利息	七〇,〇〇	七三,〇〇	七、音樂部	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇
二、會費預金利息	三〇,〇〇	三三,〇〇	八、語學會	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇
三、雜入	〇	五,〇〇	九、劇部	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇
四、前年度繰越金	一,八〇〇,〇〇	一,八〇〇,〇〇	十、俳句會	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇
一、基本金繰越金	一,六〇〇,〇〇	一,六〇〇,〇〇	十一、運動部	五〇〇,〇〇	五〇〇,〇〇
二、會費繰越金	二〇〇,〇〇	二〇〇,〇〇	十二、柔道部	一〇〇,〇〇	一〇〇,〇〇
合計	二,一〇〇,〇〇	二,七四〇,〇〇	合計	二,一〇〇,〇〇	二,七四〇,〇〇
			△超過額		
			△超過額	△五四,〇〇	
			備 考		
			備 考		

昭和九年度關西大學天六學友會收支豫算書(自昭和九年十一月)

(專門部第一部)

至全(昭和九年十二月)

項 目		收 入 之 部			支 出 之 部					
款 項	項 目	本 年 度 豫 算 額	前 年 度 豫 算 額	增 減	備 考	本 年 度 豫 算 額	前 年 度 豫 算 額	增 減	備 考	
一、入會金	一、基本金	900,000	900,000	0		900,000	900,000	0		
	二、基本金繰越金	900,000	900,000	0		900,000	900,000	0		
	二、會費	7,400,000	8,300,000	△ 900,000		7,400,000	8,300,000	△ 900,000		
二、會費	一、會費	7,400,000	8,300,000	△ 900,000		7,400,000	8,300,000	△ 900,000		
	二、基本金繰越金	900,000	900,000	0		900,000	900,000	0		
	三、雜收入	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
三、雜收入	一、基本金預金利息	20,000	20,000	0		20,000	20,000	0		
	二、會費預金利息	80,000	80,000	0		80,000	80,000	0		
	三、雜收入	0	0	0		0	0	0		
西、前年度繰越金	一、基本金繰越金	1,100,000	1,100,000	0		1,100,000	1,100,000	0		
	二、基本金繰越金	1,700,000	1,600,000	100,000		1,700,000	1,600,000	100,000		
	二、會費繰越金	4,100,000	3,000,000	1,100,000		4,100,000	3,000,000	1,100,000		
合 計		10,500,000	11,500,000	△ 1,000,000		10,500,000	11,500,000	△ 1,000,000		
一、補助費	一、大學祭補助費	900,000	900,000	0		900,000	900,000	0		
	二、文藝部長	600,000	600,000	0		600,000	600,000	0		
	三、雜費	500,000	500,000	0		500,000	500,000	0		
	四、新聞誌	400,000	400,000	0		400,000	400,000	0		
	五、映畫部	300,000	300,000	0		300,000	300,000	0		
	六、音樂部	200,000	200,000	0		200,000	200,000	0		
	七、演劇部	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	八、俳句會	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	九、劍道部	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	十、柔道部	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	十一、相撲部	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	十二、陸上競技部	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	十三、水球部	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	十四、野球場	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	十五、庭球部	100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
	二、事業費	一、卓球部	500,000	500,000	0		500,000	500,000	0	
二、籠球部		400,000	400,000	0		400,000	400,000	0		
三、馬術部		300,000	300,000	0		300,000	300,000	0		
四、山岳部		200,000	200,000	0		200,000	200,000	0		
五、射撃部		100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
六、弓道部		100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
七、空手道部		100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
八、應援部		100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
九、就職運動		100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
十、雜費		100,000	100,000	0		100,000	100,000	0		
十一、基本金繰越金		1,100,000	1,100,000	0		1,100,000	1,100,000	0		
十二、會費繰越金		1,700,000	1,600,000	100,000		1,700,000	1,600,000	100,000		
十三、三、前年度繰越金		4,100,000	3,000,000	1,100,000		4,100,000	3,000,000	1,100,000		
合 計			10,500,000	11,500,000	△ 1,000,000		10,500,000	11,500,000	△ 1,000,000	

昭和八年度關西大學學友會(專門部) 收支決算書(自昭和八年十二月)

項 目	收 入 之 部		支 出 之 部		備 考
	豫算額	收入額	豫算額	支出額	
一、入會金	一、六〇〇.〇〇	二、四九〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	不足額 八九〇.〇〇
二、會費	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	〇
三、雜收入	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	〇
四、前年度繰越金	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	〇
合 計	三、〇六六.〇〇	三、九五六.〇〇	三、〇六六.〇〇	三、九五六.〇〇	不足額 八九〇.〇〇
一、大學祭補助費	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	〇
二、大學祭補助費	六、〇〇〇.〇〇	六、〇〇〇.〇〇	六、〇〇〇.〇〇	六、〇〇〇.〇〇	〇
三、核友進親會補助費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
一、幹事費	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	七、六三三.〇〇	〇
二、共濟費	五、〇〇〇.〇〇	五、〇〇〇.〇〇	五、〇〇〇.〇〇	五、〇〇〇.〇〇	〇
三、文藝費	一、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	〇
四、新開費	九、七〇〇.〇〇	九、七〇〇.〇〇	九、七〇〇.〇〇	九、七〇〇.〇〇	〇
五、運動部費	三、五〇〇.〇〇	三、五〇〇.〇〇	三、五〇〇.〇〇	三、五〇〇.〇〇	〇
六、柔道部費	七、五〇〇.〇〇	七、五〇〇.〇〇	七、五〇〇.〇〇	七、五〇〇.〇〇	〇
七、水上部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
八、馬術部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
九、庭球部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
十、卓球部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
十一、山岳部費	一、五〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	〇
十二、雜費	一、三〇〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	〇
合 計	三、〇六六.〇〇	三、九五六.〇〇	三、〇六六.〇〇	三、九五六.〇〇	不足額 八九〇.〇〇

昭和九年度關西大學學友會(專門部) 收支豫算書(自昭和九年十二月)

項 目	收 入 之 部		支 出 之 部		備 考
	本年豫算額	前年豫算額	本年豫算額	前年豫算額	
一、入會金	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	〇
二、會費	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	〇
三、雜收入	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	〇
四、前年度繰越金	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	六、一〇〇.〇〇	〇
合 計	三、〇六六.〇〇	三、〇六六.〇〇	三、〇六六.〇〇	三、〇六六.〇〇	〇
一、大學祭補助費	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	一、六〇〇.〇〇	〇
二、大學祭補助費	六、〇〇〇.〇〇	六、〇〇〇.〇〇	六、〇〇〇.〇〇	六、〇〇〇.〇〇	〇
三、核友進親會補助費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
一、幹事費	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	八、六五五.〇〇	〇
二、共濟費	五、〇〇〇.〇〇	五、〇〇〇.〇〇	五、〇〇〇.〇〇	五、〇〇〇.〇〇	〇
三、文藝費	一、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	一、〇〇〇.〇〇	〇
四、新開費	九、七〇〇.〇〇	九、七〇〇.〇〇	九、七〇〇.〇〇	九、七〇〇.〇〇	〇
五、運動部費	三、五〇〇.〇〇	三、五〇〇.〇〇	三、五〇〇.〇〇	三、五〇〇.〇〇	〇
六、柔道部費	七、五〇〇.〇〇	七、五〇〇.〇〇	七、五〇〇.〇〇	七、五〇〇.〇〇	〇
七、水上部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
八、馬術部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
九、庭球部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
十、卓球部費	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	四、〇〇〇.〇〇	〇
十一、山岳部費	一、五〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	一、五〇〇.〇〇	〇
十二、雜費	一、三〇〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	一、三〇〇.〇〇	〇
合 計	三、〇六六.〇〇	三、〇六六.〇〇	三、〇六六.〇〇	三、〇六六.〇〇	〇

滿洲國だより

——菊地宗三郎氏より——

菊地宗三郎氏は昨年十二月滿洲國に聘せられ目下興安南分省警備軍副官長として前關西甲種商學學校配屬將校たりし粟野氏の下に滿洲國通商銀行に於て活動せられてある。

同地は朝夕殊の外寒氣甚しく零下廿四度乃至六度を上下し日中は零下十五六度、毎日晴大つよきなるも、約二尺餘の深さまで凍結し表面は灰の如き土飛散せる由にて娛樂機關交通機關諸設備等不使且不自由にて日本人としては日用品其他の購入に意外の多き支出を要する模様である。

當地の情況

當地は最近迄奉天省として取扱はれ候得共元來蒙古の地なる由、土地肥沃にして農業に適し肥料を要せずして收穫多き土地なれば往昔漢人種之に著目移住して最もよき此附近を特別に奉天省內通遼縣として編入したる由に候然し最近此の地を奉天省より分離して興安南分省に編入せられ候處蒙古人之喜び漸次此地に移住せんとする傾向ある由に御座候

錢家店以東の鐵道兩側に相當大なる砂丘あるも其他は一面の大平野にして無限の曠野とも稱せられ空氣の關係ならんか全く千里を一望に通視し得る如き有様に御座候、而して其大部分は耕作せられ將來益々農作の有望と充分なる發展を豫想せられ居り候、之に著目せる日本移民團昨春來第一回五十名、第二回三十名二ヶ所に移民し來りとして目下我警備軍保護下に統制ある活動を續け好成績を收めつゝ有之更に本春第三、第四の移民團來錢の計畫あるやに聞き及び候

又日本製藥會社は早くより此地に歩を占め大工場及住宅を建設すべく昨秋來研究中の處愈々本春三月より工事着手の模様にて既に技師三、四名出張中に有之且二月一日よりは日滿郵便局も開設せらるゝ運びとなり之に伴ひ日本人商店、就中料理店等は之を機とし當地に開店すべく一月早々より下檢分に來錢するもの可なり多く當錢家店は急激なる發展を見るものと豫想せられ今日迄の不便は近く消失するに至る事と存居り候尙日本人の滿洲國軍官にして現在家族を遼遼、鄭家屯、四平街、奉天等遠隔の地

に置くもの七、八名あるも當地に轉居すべく計畫中なるを以て之として本年三、四月頃に至らば實現し得る事と存候、此の外内地より家族を招致せんと準備中のもの三、四名有之候

現在日本入として前記八十名の移民團と若干の御用商人並當軍服務中の日系軍官文官勸誘等三十八名にして日本婦人としては炊事婦一名のみ、彼の勇敢なる娘子軍も未だ涙はざる平和境に有之、交通は鐵道敷設せられあるも四平街より通遼間（南滿支線にして途甲鄭家屯乘替）一日三往復に過ぎざる一寒村に過ぎず候

交通機關

當地の交通機關としては列車の外乘馬と馬車位に有之、自動車の運行は若干道路の收修にて可能に候得共未だ或一部の外開通しあらず僅かに軍用トラック運行が關の山に有之、而して馬は最も交通機關の重要且缺くべからざる役割をなし馬車は乗合にあらずして荷馬車に候然れども今回行政區決定と共に交通及連絡の完壁を期すべく大々的計畫中にして既に着手せられあり之が完成の曉は相當

養古馬

當地の馬は所謂蒙古馬にして丈低く持久力に富み柔順にして速力日本馬を凌駕する程に候、殊に道路外不齊地の歩行巧みにして又一方飼育頗る簡單全く放牧同様に御座候

本警備軍は全部乘馬隊なるを以て馬多きも厩舎とてなく全然露天の馬繋場に水漕を設けあるのみ其處に大部分の馬は放牧せられあるも其附近に集團して他に異動せず柔順に飼育せられ居り候

昨今の如く寒風荒み朝夕の酷寒にも却まず全くの裸馬の背に霜のため眞白に凍らせあるも平然として相互ひに體を寄せ合せ居る態は到底内地馬の遠く及ばざる處に御座候

興安南分省警備軍

我が警備軍は前身を蒙古自治軍といひ、滿洲軍變當時日本士官學校及某大學等に在學しあるもの馳せ參じて馬賊等を集め編成せられたるもの由、同事變後若干の收編を實施せられ今日に至りしものにして即ち蒙古の地は蒙古人をして保護警

備せしむるの政治的見地より編成せられたるものとの事に候

其任務は興安省南分省區域の治安維持にして該區域内鐵道沿線の警備に有之相當廣大なる地域を擔任致居り候

本警備軍司令官は現在少將(旅長)にして蒙古札薩特旗の王様巴特瑪拉布坦といふ

人に候、其指揮下に騎兵三ヶ聯隊、獨立騎兵大隊、砲隊一隊、機關銃二中隊及少年隊にして總員僅かに一千四百五十名丁

度内地の歩兵一聯隊位の人員に候、最近大阪朝日新聞に報道せられたる如く大阪

市の中村氏に伴はれ「未來の蒙古將軍を憧れ」日本士官學校入學希望にて渡日せ

る紅顔の二少年こそは實に我が少年隊のものに御座候

御承知の通り蒙古人は男女共に騎馬を巧みにし男子はとりわけ射術に長け徒歩の

行動はだらしなき鳥合の集に等しきも一ト度乘馬せば勇壯精悍なる軍人と一變し

徒歩と乘馬の餘りにも相違せる風姿には一驚を禁じ得ざる處に御座候、現在は日

本式訓練を施され徒歩戰術も相當の成績を收め居り候未だ編成後日淺きたため諸設

備其他全般に亘りて充分ならざる點あるも著々内容の充實に努めつゝ有之現在に

ては馬と鞍を持參し入隊しあるもの多く出動の前夜など一晩馬と銃の手入に餘念

なく中には他人に取られてはと之を抱きたるまゝ寝につくものありて武器と馬と

は生命の次に大切に致し候何分當地方は表面穩かなるも未だ馬匪賊

の殘黨此處彼處に出沒しあり支那排日の主領より密令を受けある陰謀圖跋扈し加

之蘇國の赤化黨活躍とある等之が討伐及警戒のため東奔西走活動致居り候、現に

騎兵第二聯隊と少年隊機關銃中隊の一部を殘置したる外全部四ヶ所に分遣駐屯中

に有之其内二ヶ所は目下匪賊討伐出動中に候

蒙古兵は將校以下全員小銃及拳銃に裝填(實彈を込めること)しありて何時にても

發射し得る様に準備しあり且常に實彈を所持携帯せしめ居り候

之がため事件を度々惹起致し先般も表門歩哨の制止を肯かず許可なく外出せんと

する同大隊の兵該歩哨に射撃せられて右大腿部の貫通銃創を破り出血甚だしきた

め手當の効もなく被害後三日目に死亡致し候(一月二十七日死亡)

小生著任以來銃創に依る事件三件に亘るも他の三件は何れも誤發に基因し一は陰

莖のつけ根より警部を貫通せられ一つは左大腿部に擦過傷を破り共に入院加療の

上全快致したるも一般に殺伐の氣風去らず之が爲め平素の彈藥支給を廢せば憶病

に捉はれ且諸勤務意の如ならず閉口致し居り候、然れども我々日本人には實に従

順そのものにて危険の慮慮毛頭無之候、現殘留部隊には一部素質不良なるもの有

之何れも以前馬賊なりし由にて小生著任以來將校四名兵卒三十名を除役處分仕り

候、即ち某大隊長は大隊副官に命じ演習と稱して部下十五、六騎を派遣して某部

落の掠奪に等しき行爲をなさしめ又某中隊長は弟の不良なる者と謀り某部落の牛

馬を強奪棄却したるを以て共に武装を解除し一味を警兵全部を除隊處分致し候、

蒙古人は元來義を重んずる國民にして親分子分の關係最も深く親分のためには善

悪共に生命を賭して服従の誠を盡す國民性を有し居り候、然れども今日にては彼

等の大部も漸次眼覺め來りて惡事に加擔するもの稀なる好況に進みつゝ有之今回

の非爲將校に對しても異日同音に其非を責め中には蒙古將軍將來のため斯る者は

重罪に處せられ度旨申出づる者さへ有之候、

尙軍としては逐次人員を整理し素惡なるものを除隊せしめて善良なるものを採用し補填しつゝ有之候

訓練は日本指導官の指導にて一日一回一時間位を實施し號令は總て日本語を以て

實施せられをり、番號は蒙古語報告は支那語に候蒙古兵は從來よりの習性ならん

か夜間の歩哨は最も緊張警戒し警戒法及其態度全く要領に合して吾人を感じせし

むるも、晝間の歩哨は聊か之と正反對のもの有之候、彼等兵營内起居の動作は想

像外の原始的な生活狀態にして入浴もせず用便後の手も洗はず清潔整頓なる語は彼

等先祖代代より用ひあらざるかに見受けられ候、

蒙古の國民性及風俗

前記の如く元來義を重んじ親分のために生命を擲ちて惜しまざる國民性を多分に

有し居り候、又習慣として元來水を用ひて物を清潔にする事をせぬ國民の由にて其衣服の如きも始めより破るゝに至る迄洗濯をなさず其儘用ふるに依り汚れ、垢つき色あせたる物を着し平氣に有之候、然れば室内掃除を命ずるも等を以て四角の室を丸く掃くのみ雜布掛を命ずれば床上に水を流し帚にて掃きつゝ洗ひ卓子等は水を流して雑巾を擦る有様に御座候、蒙古人の衣服は支那服と大同小異にして一般に棉服を用ひ絹布は富者のみに候、蒙古人の衣服は一衣萬用ともいふべく時としては布巾となり手拭の代として物を拭ひ或る時は風呂敷の代用として其襦を折返し此處に物を入れて運搬するなど國の風とはいへ外國人たる我等の眼には實に異様に映じ申候、若し日本に於てかゝる事となさば直に狂人と呼ばれるべきも清潔なる觀念に缺ける彼等より見る時は何故日本人は布巾、手拭、雑巾、風呂敷など面倒に區別し置くならんと却つて不思議に思ふべくと存候、

就中最も嗜好するものは磚茶の由にて貴重にすること貨幣の如しと申候、肉類にては羊肉最も稱美せられ魚肉は餘り嗜好せざる風に候、當軍にては主食として粟、稗、黍、酥酪(高粱の實)等にして折々小麦粉の料理を、又副食物として獸肉と野菜を興へ居り候野菜は當地附近潤澤なるも内地に進むに従ひ極めて少き由外國人の蒙古旅行者の最も困難を感じる所の由に候、家屋は一般に極めて粗末なる土屋に候も富豪の家は支那本部と異ならず而して何れも其内部の構造は室内に坑(溫土爐)を設くる等總て寒國向に候、室内は一般に狭く僅か四坪に五人居住しある有様にして其半分を仕切り一方を土間とし他を坑となしそれが寢床となり座敷となり食堂となり其他各種に使用せられ至つて簡單なる構造に有之候

性格……蒙古人一般の性格は素朴にして確忠直なるも概ね判斷力記憶力を有し又一面實に勇敢なる所ありて中々愛すべき點有之候、就中日本人を尊敬し從卒など常に側らを離れず心より服従して能く世話をなし、我的バクシー(私の先生)とてその愛らしき素朴さには衷心より慰められ申候小生の從卒は道力吉とて十九歳の青年に御座候、然し蒙古將校中には時々入浴するもの、日本食を攝るもの頭髪を分けて得意とするもの等有之候、從來は人一倍働かしめられて給料、被服等の支給一定せず隨意民家を襲へて掠奪を業としたる者あり他人の物即ち自分の物として成長し來れるもの多き彼等は初め此等備軍編成に當り大部分疑惑の眼を以て參加したる模様なりしも逐次諒解し來りて今日にては兵にして進んで野金を申出づる者さへあり一般に良好に向ひつゝ有之候、而して蒙古人は無學の者多く世情に疎く彼等が我々日本人を崇拜する原因の一つは彼等の未だ嘗つて見聞せざる日本の文化施設を取入れあるを見て先づ驚異の眼をもち又世界の情勢は勿論未だ知らざる自國の古き歴史迄も承知しあらゆる事を知る(彼等から見て)ものとして尊敬し徳川幕府の末期外國人に接したる一部日本愚民の態度も斯くやと俾ばれ申候、

要するに當地の文化程度は日本歴史に見聞する明治十年前後のそれに比較し得ると存じ候、大阪の文化發展の地より、殆んど原始的生活の當地に渡滿致し全く極端より極端に渡りたる感致し居り候、當地は昨年十月漸く電燈を點せられたる由にして其外生活様式及萬端に渡り日本人によりて急速に覺醒せられつゝ有之候、當國在留の日本人口を捕へて「一年以上も當地に在留したるもの偶には内地戀しさに歸省するも内地は周圍よりガサ／＼せき立てらるゝ心地致し一ヶ月も滞在せば當地へ引き返し歸る次第なり……」と申され小生渡滿日尙淺きもげにさもありませんと頷かれ申候、如斯當地は實に呑氣にして滿洲人同様長生延壽疑ひなしと感ぜられ候

天六圖書館寄贈圖書一覽

砂川忠德氏寄贈 (前號つゞき)

- Ragon, A. E. - Class-Book of Commercial Correspondence French and English, Part. II. 1885.
- Holloway, A. S. - Dr. Callcott's Musical Grammar.
- Moore, J. W. - Complete Encyclopaedia of Music. 1880.
- Badois, C. - Grammaire anglaise d'apres le systeme d'Ollendorff. 1885.
- Hepburn, J. C. - A Japanese-English and English-Japanese Dictionary. 4. ed. 188
- Ollendorff. - A Key to the Exercises in Ollendorff's New Method of Learning to Read, Write, and Speak the French Language. 1870.

遠藤忠次氏寄贈

- Aubry et Raw., - Cours de Droit Francaise. Tome I. 1897. Tome II. 1897. Tome III. 1900. Tome IV. 1902.
- Boissonade, M. G., - Projet de Code Civil Pour L'Empire de Japon. 1882. Tome II. 2. ed. 1883. Tome 3. 1888. Tome 4. 1889. Tome 5. 1889.
- Boissonade, M. G., - Projet de Code de Procedure Criminelle Pour L'Empire du Japon Accompagne d'un Commentaire. 1882.
- Laborde, A., - Cours de Droit Criminel. II. ed. 1898.
- Boistel, A., - Cours de Droit Commercial. 1887.
- Garraud, P. R., - Traite Theorique et Practique de Droit Penal Francais.
- Lacantinerie, G. B., - Precis de Droit Civil. Tme I. 2. ed. 1885. Tome II. 2. ed. 1886. Tome III. 2. ed. 1887.

- ロエスレル氏起稿 商法草案 第一、總則 第一編
第二、同 ツヰキ
第三、同 ツヰキ
第四、自第二編至第四編
訴訟法 (書名、著者名共不明)

小岸安昌氏寄贈

- 抹撒比荷氏著 佛國檢官必携 第一帙 上卷 明 三五
同 同 下卷 同
同 同 第二帙 上卷 同
同 同 下卷 同
同 同 第三帙 上卷 同
同 同 下卷 明 一六
同 同 附錄 總目錄 同
鶴田 皓 日本刑法草案 明 一〇
梅謙次郎述 竄買法講義 (中央法學會雜誌合本)

- 林 言 信著 刑罰指令錄 自第一卷至第二卷 明 一五
治罪法令訓集 自一至三 明 一四
高木豊三、井上操合譯 佛國治罪法略論 明 一七
大阪裁判所藏版 佛蘭西刑法講義 第一、二號條 明 一〇
宮城浩藏述 日本刑法論 自一至七編 明 一四
堀田正忠 治罪法異同辨 自第十一號 明 一四
高谷恒太郎 至第二十號
テツヒヨー稿 訴訟法草案 明 一九
渡邊久道編 公證人規則集成 合卷 明 一九
ローラン氏講義 期滿効法
野田藤四郎譯
ボクステール著 商事會社法詳説 明 二〇
大澤眞吉、奥山十平譯
手塚太郎、鶴見守義共著 商事會社法釋義 明 二〇
片貝正晉釋 市町村制正解 明 二一
田中知邦著 市町村制實務要書 上、下 明 二四
薩埵正邦述 刑法講義 (中央法學會雜誌合本) 上、下
治罪法草案註解 自第一編至第五編
磯部四郎述 日本刑法講義 第二、第三 明 二二
帝國地方行政學會編 加註現行大阪府令規全集
自第一編 至第四編 大 八
古屋宗作編 類聚大阪府布達全書
自第一卷 至第十卷 明 一八
第二編 上、下 明 一八
第三編 上、下 明 二〇
高木周次編 類行類聚日本法律規則大全 上卷 明 一七
下卷 續篇 明 八一
法政大學編 法學志林 第一號 明 三二
自第八卷至第二十卷 自明三九 大 七
(筆 記 ノ 部)
井 上 操述 日本刑法 明 一九
同 日本訴訟法 明 二一
鶴見守義述 佛蘭西民法財產篇 明 一九
同 佛蘭西民法契約篇 明 二一
同 佛蘭西商法倒産法 明 二〇
同 佛蘭西商法手形法 明 二一
同 小倉 久述 佛蘭西民法竄買篇 明 二一
同 佛蘭西民法人事篇 明 二一
同 水上長次郎述 佛蘭西民法人事篇講義 明 二〇
同 佛蘭西民法證據篇 明 二一
同 法學通論 同
同 日本刑法 同
同 現行治罪法 同
同 佛蘭西民法質貸法 同
同 佛蘭西民法委任法和解法 明 二〇
同 佛蘭西民法 保證篇 明 二一
同 經濟學 同
同 藤林忠良述 佛蘭西民法時効法 明 二一
同 佛蘭西商法 同
同 堀田正忠述 日本治罪法 同
同 遠藤忠次述 佛蘭西民法 先取特權書入書 同
同 瀧川忠次郎述 佛蘭西民法 竄買法 明 二一
同 野村診吉述 經濟學 同

小西重直 著	教育思想の研究	大	一三
千葉敬止 著	公民教育指導要説	昭	七
國家試験編輯部	帝國大學學部試験問題類纂	昭	七
長田新 著	教育學(新哲學叢書 第九九)	昭	八
自然科學			
戸坂潤 著	科學方法論	昭	七
同 著	自然哲學原理(カント著作集11)	昭	三
産業			
農業			
成田繁 共著	農産物及畜産物の販賣事情	昭	四
鶴田祥平 著	新農政要綱	昭	七
三神修 著	農業政策論	昭	〃
永井彰一 著	農業政策 上巻	昭	〃
澤村康 著	農業政策 下巻	昭	〃
クルチモウスキ 著	農業原論	昭	〃
橋本傳左衛門 譯			
商業			
ヘルツォツグ 著	モリス式勤勞銀行	昭	六
西崎正 譯			
北内内藏 司著	百貨店と連鎖店	昭	六
伊藤重治 郎著	商店の管理及經營	昭	八
商店界編輯部	化學商品の製造と販賣	昭	〃
中村第三 著	販賣革命	昭	五
野木佛之助 著	會計監査研究	昭	六
ローイ、ケスター 著	合併貸借對照表論	昭	七
沼田嘉穂 譯			
東夷五郎 著	商業會計研究	昭	六
太田哲三 著	理論會計研究	昭	七
西垣富治 譯	會計學通論	昭	六
長谷川安兵衛 著	豫算統制之研究	昭	八
村瀬玄 著	損益計算論	昭	七
同 著	工業會計の常識	昭	〃
吉田其三 著	工業會計研究	昭	〃
佐々木其雄 著	科學的商店經營法	昭	八
上坂西三 著	貿易經營論	昭	五
谷口吉彦 著	爲替理論と爲替問題	昭	八
馬場敬治 著	經營學方法論	昭	六
三邊金藏 著	近世簿記通論	昭	七
江口行雄 著	投資信託論	昭	七
水野祐吉 著	百貨店經營學	昭	八
志村茂治 著	生糸市場論	昭	〃
向井梅次 著	ホフマン經營學 上	昭	〃
同 著	配給市場論概要	昭	七
杉本秋男 著	經營經濟的會計學研究	昭	八
太田哲三 著	貸借對照表學講話	昭	七
佐々木吉郎 著	商業經營論	昭	八
上田貞次 郎著	最近商業政策	昭	〃
栗屋義純 著	廣告通論	昭	〃
青木倫太郎 著	會計學理論と實際	昭	六
岡田誠一 著	簿記學通論	昭	〃
寶文館編輯部 編	商業算術問題詳解	大	一三
同 編	商業簿記問題及解説	昭	〃
同 編	最近簿記問題詳解	昭	〃
黒澤清 著	會計學	昭	八

蒲生保郷 著	會學學原論	昭	二
福田敬太郎 著	市場政策原理	昭	七
向井鹿松 著	綜合取引所論	昭	〃
タウシツグ 原著	國際商業原理	昭	五
宮川真一 郎譯			
須藤文吉 著	商業簿記講話	大	一四
波邊義雄 著	英來會計士事情	大	一三
柳樂健治 著	銀行簿記講義	昭	六
中村茂男 著	商業簿記講義	昭	〃
栗田藤吉 著	最近商業通論	昭	〃
山根雅男 著	コール取引論	昭	八
佐藤弘 著	産業貿易	昭	六
栗田藤吉 著	倉庫講話	昭	五
中瀬勝太郎 著	計理士提要	昭	七
栗田藤吉 著	銀行講話	昭	六
交通			
佐藤敏章 著	交通原論	昭	八
佐波宣平 譯	シユターブルフユルド海運々貨市場	昭	〃
語學			
イニス、ベルセン 原著	其の發達、本質	昭	三
市河三喜、神保格 共譯	言語及起源	昭	〃
竹村覺 著	日本英學發達史	昭	八
目黒三郎 共著	佛文解釋法 熟語篇、短文篇	昭	四
徳尾俊彦 著			
丸山順太郎 著	和英辭書 習フラン語捷徑	昭	六
田島清 著	和文佛譯の研究	昭	七
杉田義雄 共著	高等佛作文研究	昭	八
吉田進 著			
清水起正 著	英文法新講義	昭	五
目黒三郎 共著	佛蘭西廣文典	昭	〃
徳尾俊彦 著			
山田原實 著	佛蘭西文法詳解	昭	四
東京開成館編輯部 編	英文法辭典	昭	七
木枝増一 著	高等日語法講義	昭	六
市河三喜外二名 共著	大英和辭典	昭	〃
武信山太郎 編	新和英大辭典	昭	〃
東亞經濟調查局	露和大辭典	昭	八
内山常治 著	新英文法講義	昭	五
木枝増一 著	高等國文法講義	昭	七
平岡伴一 編	國字國語問題文獻目錄	昭	〃
文學			
太田爲三郎 編	日本隨筆索引	大	一五
同 編	續日本隨筆索引	昭	七
チエルトユフ 著	晩年のトルストイ	大	一五
壽岳文章 譯			
五十嵐力 著	修辭學大要	昭	八
志田義秀 著	佛文學の考察	昭	七
手塚昇 著	源氏物語の新研究	大	一五
關正直 著	枕草子集 註	昭	六
吉澤義則 著	異本徒然草	昭	〃
内海弘藏 著	徒然草評釋	昭	四
佐野保太郎 共著	花月雙紙新釋	昭	六
服部藤貞 著			
佐野保太郎 著	方丈記新釋	昭	二
同 著	十六夜日記新釋	昭	五

松原一雄著	外交及外交史研究	昭	六
育成堂編輯部編	高等試験問題解答	昭	四
同編	續高等試験問題解答	昭	五
土方成美著	フアツシズム一思想、運動、政策	昭	七
法 律 學			
恒藤恭二譯	法律哲學(カント著作集9)	昭	八
我妻榮著	民法講義 民族總則	"	"
穗積重遠編	穗積陳重遺文集 第一冊	昭	七
	第二冊	"	"
同編	穗積陳重進講錄	昭	四
末川博著	不法行為並に權利濫用の研究	昭	八
田中耕太郎著	會社法概論	"	"
パウソド著	法律史觀	昭	六
高柳賢三譯	親族法 二冊	昭	八
穗積重遠著	世界法理論 第一卷	昭	七
田中耕太郎著	民法研究 第二卷 物權	昭	五
鳩山秀夫著	日本債權法 統論	昭	八
同著	社會哲學的法理學	"	"
中島重著	慣習と法律	昭	四
穗積陳重著	復讐と法律	昭	七
同著	海商法要義 上卷	昭	七
小町谷操三著	國際法秩序論	昭	三
大澤章著	六法全書 二冊	昭	八
末川博編	民法講義二 物民法	"	"
我妻榮著	國際法問題及國際法問題	"	"
松原一雄著	日本刑法要論 各論	昭	四
新保勘解人著	法律要覽叢書	"	"
普文學會編	第一編 憲法要覽	昭	六
	第二編 行政法 上卷	"	"
	第二編 同 下卷	昭	七
	第四編 刑法論	昭	八
	第五編 刑法總論	昭	七
	第六編 刑事訴訟法	昭	七
	第七編 民法總則	"	"
	第八編 物民法	"	"
	第九編 債權法總論	昭	六
	第十編 債權法各論	"	"
	第十一編 親族相續法	"	"
	第十二編 商法總則、商行為	"	"
	第十三編 手形法	昭	七
	第十四編 會社法	昭	六
	第十五編 保險海商法	"	"
	第十六編 民事訴訟法 上卷	昭	五
	第十六編 同 下卷	"	"
	第十七編 國際公法	昭	六
	第十八編 國際私法	"	"
	第十九編 經濟學	昭	七
	第二十編 警察法	"	"
	第二十二編 破産法	昭	六
	第二十三編 法學通論	"	"
普文學會編	法律經濟模範解答叢書	"	"
	第一編 憲法	昭	七
	第二編 行政法總論	"	"
	第六編 刑事訴訟法	"	"
	第七編 民法總則	"	"

第八編 物權法	"		
第十二編 手形法	"		
第十五編 民事訴訟法 上卷	"		
第十九編 經濟學	"		
坂千秋著	日本行政法講義	"	
野村淳治述	行政法總論(昭和九年)	昭	八
吉武繁著	親族相續法要論	昭	六
草野豹一郎述	日本刑法總論(昭和八年)	昭	八
同述	日本刑法各論(")	"	"
同述	日本刑法各論(")	"	"
牧野英一述	刑法總論(昭和八年)	"	"
穗積重遠述	債權法總論 上、下	昭	七
同述	債權法各論 上卷	昭	八
中島玉吉著	民法論文集正續 二冊	大	一一
島賀陽然良著	海商法論 上卷	昭	七
山下博章著	物權法概要	"	"
岩瀬茂夫著	保險法論	昭	三
經 濟 學			
堀江歸一著	世界經濟は如何に動くか	大	一四
高橋誠一譯	シニョオア經濟學(經濟學四典)	昭	四
田恒二譯			
矢内原忠雄著	帝國主義下の臺灣	"	"
黑正嚴著	日本經濟地理學 第一分冊	昭	八
羽仁五郎著	佐藤信淵に關する基礎的研究	昭	四
菅野和太郎著	日本會社企業發生の研究	昭	六
浅田惠一譯	正貨準備制度の本質	昭	七
田中金司著	金本位制と中央銀行政策	昭	五
龜田豐治則著	保險數學	昭	八
佐藤寬次著	信用組合論 同附錄	昭	五
井關孝雄著	動態經濟學原理	大	一一
橋本良平著	現代の株式會社	昭	五
小泉信三著	リカドオ研究	昭	四
小葉田淳著	日本貨幣流通史	昭	五
デーヴィース原著	經濟統計綱要	大	一五
川虎三譯			
川西正鑑著	理論經濟學の若干問題	大	一四
小島昌太郎著	インフレーションの	昭	八
大阪商科大學	金融と經濟	"	"
經濟研究所編	經濟學辭典 自第一卷	昭	八
	至第五卷		
財 政 學			
ナヒムソン著	財政學	昭	七
阿部勇譯			
神戶正預著	財政學(現代經濟學全集第十八卷)	昭	八
統 計 學			
成實清松著	數理統計學概要	昭	七
蜷川虎三著	統計利用に於ける基本問題	昭	七
同述	統計學研究 第一卷	昭	六
社 會 學			
新明正道著	社會學(新哲學叢書 第五卷)	昭	八
協調會調查課編	各國の社會政策	昭	五
教 育 學			
入澤宗壽著	現代教育思想概説	昭	八

圖書館新着圖書一覽

天六圖書館

購入圖書

(山岡記念文庫)

總說

仲摩照久編

萬有科學大系

- 正篇 第一卷 天體と宇宙 昭 六 七
- 第二卷 地球、人間、地 昭 七
- 第三卷 科學的進歩 昭 〃
- 第五卷 動物 昭 六 七
- 第六卷 人生、社會、食料及 昭 六 七
- 第七卷 岩石と礦物 昭 六 七
- 第十卷 海洋、氣象 昭 六 七
- 第十二卷 人類及人種 昭 六 七
- 綴篇 第二卷 電氣、保工業、化學 昭 六 七
- 第四卷 林業、水産 〃
- 第五卷 蠶業、蜜業 昭 八 七
- 第六卷 官能、運動器官、 昭 八 七
- 第七卷 磁氣と電氣、機 〃
- 第八卷 電氣、電氣、マ 昭 八
- 第九卷 理學、園と公園 昭 七
- 第十卷 道路、橋梁 〃
- 第十二卷 上、下水道、水 昭 八
- 第十三卷 鐵道、汽動 昭 六
- 第十四卷 自動車、管通 昭 七
- 第十五卷 兵器 昭 六
- 第十六卷 船舶 昭 六
- 第十七卷 醫學 昭 七
- 第十八卷 教育學、實驗心 〃

精神科學

伊藤吉之助編
城戸鑄太郎著
天野真祐編
西田幾太郎著
同 著
フイヒテ著
木村素衛 譯
大西克禮著
紀平正美著
大西克禮著
田邊重三 譯
下信光 譯
眞脇坂光次 譯
鈴木權三郎 譯
金子武藏 譯
船山信一 譯
金丸市入 著
得能文 著
深作安文 著
野村入良 著

- 哲學小辭典 昭 五
- 古代日本人の世界觀 〃
- 山岡記念 哲學論文集 昭 六
- 無の自覺的限定 昭 七
- 一般者の自覺的體系 昭 五
- 全知識學の基礎 昭 六
- カント判斷力批判の研究 〃
- 日本精神 昭 八
- 判斷力批判(カント著作集4) 昭 七
- 論理學 (カント著作集10) 昭 四
- 小論理學 (ヘーゲル全集1) 昭 七
- 大論理學上(ヘーゲル全集6) 〃
- 精神現象學上卷(ヘーゲル全集4) 〃
- 精神哲學 (ヘーゲル全集3) 昭 六
- 論語、孟子の解釋 〃
- 哲學講話 昭 八
- 思想と國家 昭 五
- 國學全史 上、下卷 二冊 昭 三

上田萬年外二名編

平田篤胤全集

- 第一卷 古代 一 昭 七
- 第二卷 古代 二 昭 八
- 第三卷 古代 三 〃
- 第四卷 古代 四 〃
- 第七卷 禮義 一 昭 六
- 第八卷 道教=附神仙 昭 八
- 第十卷 佛教= 昭 七

心理學

- 松本亦太郎著 素質の心理 (學藝叢書3) 昭 八
- 日本心理學會編 心理學論文集 (二) 昭 四
- (三) 昭 六
- 城戸鑄太郎著 心理學概論 〃

倫理學

- 西晉一郎著 忠孝論 昭 六
- 伊藤千眞三著 道德學の體系と公民科の原理 昭 三
- ウオーナ、フアイト著 道德哲學 昭 五
- 松野義重 譯
- 伊藤千眞三著 國民道德の體系 昭 六

宗教學

- 宇野圓空著 宗教學(續哲學叢書第八編) 昭 八
- 安倍能成譯 宗教哲學(カント著作集5) 昭 七

歷史科學

歷史

- 津田左右吉著 日本上代史研究 昭 五
- 黑板勝美著 國史の研究 各説 上 昭 七
- 龜井高孝外二名編 西洋人名辭典 昭 七
- 三木清著 歷史哲學(續哲學叢書第一編) 昭 八
- 山田孝雄著 神皇正統記述義 昭 七
- 阪日玄章編 平家物語評釋 昭 六
- 植松安共著 古事記全釋 昭 二
- 倉野憲司著 古事記の新研究 〃
- 笠原節二著 古事記新註 昭 四
- 三浦周行著 明治維新と現代支那 昭 六
- 佐野保太郎著 増鏡新釋 昭 二

社會科學

政治學

- レオン、デユキイ著 國家變遷論 大 一五
- 木村龜二 譯
- 占部百太郎著 英國會之起原並進展 大 一三
- 今中次郎著 政治思想史 上卷 昭 二
- ハンス、ケルゼン著 民主政治と獨裁政治 昭 七
- 西島芳二 譯
- デートリヒ、シエプアー著 補民史 昭 八
- 半澤耕貫 譯
- 大明堂編輯所編 高等試驗會 獨學受驗法豫備試驗 昭 八
- 高等試驗會 獨學受驗法 司法科 昭 四
- 大島正徳著 自治公民の根本義 昭 八
- 三枝茂智著 國際軍備縮小問題 〃
- 同 極東外交論叢 〃
- 蝦山政道著 日滿關係の研究 〃

校友會員名簿について

校友會員名簿は基金拂込者に限り配付することになつて居りますから未だ御申込なき方はこの際左欄申込書により基金御拂込願ひます。

昭和九年三月

關西大學學報局

申込書

一金參圓也 校友會名簿基金

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治
大正
昭和

年 學部
專門部

科卒業

一、勤務先

一、現住所

編輯餘録

▼惠風徐るに到つて輕暖を伴ひ、本學では一千の新卒業生を送り出すこととなつた。過去數年の間霜雪苦を重ねられ、茲にめでたく卒業の榮譽を荷はれたる諸君に心からの祝意を表し、併せて將來の清健と奮闘とを祈つて已まぬ次第です。

▼本號には西村信雄教授と大山彦一教授の續稿をも戴く筈であつたのですが論說欄輾轉のため兩教授に御無理を願ひ次號にしたいときました。この點讀者各位にお断り申し上げます。尙伏見翁瀧川規一講師の月曜放談は紙面の都合上休載いたしました。

▼學生欄に發表の千里山學友會の懸賞入選論文は一部本號に掲載する豫定でしたが、これも紙面に制限せられ載せることが出来ませんでした。

▼多年の懸案であつた學術雜誌がいよいよ發刊することに決定しました。年二回の刊行で、一回凡そ三百頁の論文集です。これについての詳細はいづれ

次號誌上で發表いたします。

▼學術雜誌刊行に伴ひ本誌は四月號より論說欄の頁を縮減し、本誌本来の使命を全うせんがため學内記事及び校友學生についての記事を豊富にする考です。

▼本號を以て維持費切れとなる方が多くあります。その方々は御手数數ながら別欄申込書により繼續維持費を御拂込願ひます。

大正十一年六月十五日創刊
昭和九年三月十五日發行

不許複製
編輯人 遠藤 銀
印刷者 谷口 春雄
印刷所 谷口印刷所
發行所 關西大學學報局

大阪府東淀川區長柄中通
天六學舎 關西大學

電話 堀川 一五〇三九
攝津 大阪 二六七五五〇〇
千里山學舎 關西大學
大阪府外千里山
電話 吹田 一三三

生徒募集

◎募集人員 晝夜共(第一、二年級) 各百五十名
各若干名

◎願募資格 操作善良志望堅實ニシテ嚴格ナル規律ヲ守レルモノニシテ左記ノ資格ヲ完備スル事

第一年(第一本科)(晝) 尋常小學卒業ノ者、又ハ大正十一年四月一日以前ニ出生ノモノ

第一年(第二本科)(夜) 高等小學卒業ノ者、又ハ大正九年四月一日以前ニ出生ノモノ

第二年以上ハ(晝夜トモ) 各學年相當ト認ムルモノ

晝夜共文部大臣甲種認定

此花商業學校

大阪市長柄 (市電天七東北二丁)

電話 堀川(一九五〇番) 一九五一番

◎出願期日 三月一日ヨリ三月二十五日ニ至ル毎日午前九時ヨリ午後九時迄 但シ日曜日午後五時迄

◎入學選抜考査 願書受理ノ番號一乃至三〇〇 出願ト同時ニ考査シ直チニ決定 願書受理ノ番號三〇一以下 三月二十六日午前九時ヨリ始ム

本學學報は維持費年額壹圓にて頒布致して居ります。校友その他關係者各位に於いて購讀希望の方竝に維持費切れの方は左欄申込書により維持費御拂込を願ひます。

關西大學學報局

御拂込は郵便振替か振替かを希望いたしますが若シ三ヶ年以上の御拂込にはお手數のかいらぬよう集金郵便にいたします。

學報申込書

一金圓也 但學報 維持費 〇年分(自昭和 年 月 日至昭和 年 月)

No. 右金額相添へ申込候也

昭和 年 月 日

氏名

關西大學學報局御中

明治 昭和 年 學部 科卒業

- 一、勤務先
- 一、現住所

拂込方法 振替貯金、郵便爲替 集金郵便

(不用の文字を抹消して下さい 但し集金郵便は金額以上に限ります)

生徒募集

一學年三〇〇名(尋常小學校卒業同等以上ノ者)

第一本科(晝間)

關西唯一新制

第二本科(夜間)

授業科四圓

二學年若干名(高小一年修了ノ者)
中等學校一年修了ノ者
三學年若干名(高等小學校卒業)
中等學校二年修了ノ者

財團法人 大阪城東商業學校

大阪市外大軌小阪停留所前
電話小阪一六五番・三一二番

▽入學考査(筆問筆答・人物考査・体格檢査)

第一次 三月十八日(日) 百五十名選抜
第二次 三月二十七日(火) 百五十名選抜

▽出願期日 三月一日より考査前日まで

入學案内申込次第送附

本校の特色

一、本校の獨特教育

大阪の實業界に活躍する人を作る爲めに、日本に初めて工業との連絡教育を實施し、機械工業電氣工業化學工業の三科目を課し、且つ課外に自動車部を設く。

尙作業科を設置し實學を行ひ自ら勤むるの徳育を進むることに努む。

二、尋卒より入學出来る新制夜間甲種商業並設

新制に依る五ヶ年制夜間商業を關西で初めて文部省より本校一校のみ認可された。

新制度は從來午後部として行はれてゐる一日五時間、六時間も授業をするのでなく、夜間學生の心身の疲勞を考慮して、一日四時間授業で、其代り一ヶ年授業日數三十日間永く、晝間商業と變らない實力養成の新制度で之れで、完全な教育の機會均等の實現となつた。

若學生の爲めに特に月謝を低廉にし月四圓としてゐる。

三、教員の嚴選

教育に當る教員の人格は直ちに生徒に反映し生徒の一生の運命を定むることとなるので最も思想穩健にして新進英氣激湧たる有爲の教員を招聘し得たることは誠に意を強くする所で教員はそれ／＼専門に秀でたる學士、専門學校出身者のみであり最も本校の誇りとする處である。

四、本校の組織と設備

本校は財團法人組織で、文部大臣の許可する公益法人であるから基礎最も堅固である。

本校顧問に京都帝國大學教授鳥賀陽博士、佐竹前代議士、内藤、上田、吉川、竹田、江藤各代議士、佐藤海軍中將、増山關西大學理事其他多くの名士が本校獨特の教育方針に賛して後援を惜しまれず、實績を擧ぐるに到つた。

尙本校は衛生設備に尤も意を用ひ床上には除塵油を塗布し、冬季は各室にストーブを設置して暖をとり、夜間照明に留意し完備に努む。

(量的生産よりも質的向上を目標とす)

文部省
認定

北陽商業學校

五ヶ年制(夜)第一部 (文部省認定専卒入學) 第壹學年壹百名 募集ス

四ヶ年制(夜)第二部 (文部省認定特設夜間授業ノ甲種ノ商業高小卒又ハ同程度ヨリ入學) 第壹學年壹百名 募集ス

第一部、第二部共各學年補缺若干名ニ限り檢定試験ノ上入學ヲ許可ス

學則ハ郵便又ハ直接學校ヘ (電話北七五七五番)

所在地 大阪市東淀川區淡路町 (天六ヨリ約五分淡路交又点下車) (新京阪電車淡路下車東一丁半)

本校の特色

(量的生産よりも質的向上を目標とす)

一、中學校卒業と本校卒業生の特典

本校は文部大臣の認可を得て設立したる第一部五ヶ年制(入學資格(尋小卒) 第二部四ヶ年制(入學資格高程度)の甲種商業學校なれば本校卒業生は一般上級學校入學に關し第一部第二部を問はず中學校卒業生と同等の資格特典を文部省より指定せられ文官任用令により判任官たる資格及在學中徴集豫(兵役法改正ニヨリ在學中徴)幹部候補生たる資格及在學年限短縮其他官公立同種學校の有する一切の特典を受ケテクモイ(本校には陸軍省より現役配屬將校が配屬されて居る)

二、人格の感化は本校教育の第一義

人格の感化は吾人の容易に口にし得べからざるところなりと雖も訓育の第一義は畢竟茲にあり、故に先づ教師の人格を嚴格にし、成るべく言説の教を少くし學校全生徒中に道徳的空氣を瀰漫せしめあらゆる施設中に徳性錬磨の機會を偶せしめ以て方今漸く華美惰弱に流れんとする都市子弟を指導せん事に努む。

三、本校商業學科と實力養成

甲種商業學校卒業生は一般上級學校入學に關し中學校卒業生と同等以上の資格取扱をうけ上級學校に進み得るも商業學校の使命は實際社會に役立つ實務員の養成にあり、故に本校に於いては廣く實業家の實際上の意見を徴し以て商業學科及び珠算科に力をいたしあらゆる機會をとらへて之が實力養成に資せんとす。

四、人としての教育

學校教育の窮極は人としての教育即ち人間としての教育であるべきなり然るに現時中等教育に於いては餘りに主智的職業的に偏し人から人へ心から心への精神教育について比較的省みられず本校が音楽科を學科中毎週一時間を加へたるも蓋し意こみにあり。

五、照明學上より備へたる本校教室

從來高唱されつゝある學校衛生設備は多く晝間通學生のみを考慮し夜間通學生の爲めに省みらるもの殆ど無し本校は特に此點に意を用ひて各教室に冬季はストーブを設置し夜間教室電燈其他の設備の完備に努む。

六、教育的環境と生徒の健康

本校新校舎は東淀川區柴島水源地に隣接し流れつきせぬ澁川を前方に東に生駒山西に六甲摩耶山を一眸に望み長閑に霞む春の日は附近一體菜花に埋れ空氣清澄教育上學校衛生上最適地なり

七、委託生制度

本校(第一部即ち夜間部)に銀行會社商店の委託生制度を設け之等入學者は入學に關し特別の取扱をなす(但し委託生ハ第一學年第二學年ニ限ル)委託生特別取扱は諸銀行會社商店勤務のものにして自己の勤務先の直接監督者の推薦あるものは詮衡の上無試験入學を許す

八、關西大學校友推薦無試験入學

小學校最終成績平均八點以上のものに限り詮衡の上無試験入學を許可す。

關西大學學生募集

大學部

法文學部（法律、政治、英文學、哲學）
經濟學部（經濟、商業）

第一學年

○出願 四月一日迄 試驗 四月二日

第一大學豫科（三年制）第一學年

○出願 四月三日迄 試驗 四月四日、五日

第二大學豫科（二年制）第一學年

○出願 四月三日迄 試驗 四月四日、五日

專門部第一部（晝間部）（法律、經濟、商業）第一學年

○出願 四月六日迄 試驗 四月七日

專門部第二部（夜間部）（法律、經濟、商業、英語、國語漢文）第一學年

○出願 三月三十日迄 試驗 四月一日

關西大學

大學部及大學豫科 大阪市外千里山 電話吹田 一三三番
專門部 大阪市東淀川區 電話堀川 一〇三九番
長柄中通二丁目 電話堀川 一七八〇番

●學則ハ宛名表記ノ封筒ニ貳錢切手ヲ添ヘ志望科宛申込ノコト